

多賀城市文化財調査報告書第一四七集

多賀城市の歴史遺産

南宮村

山王村

多賀城市教育委員会

序 文

多賀城市では、市内各地域に存在する歴史遺産の保全を図るため、平成二五年度から、市内全域を対象とした文化財調査を行つてまいりました。本市は、江戸時代に一三の村に分かれていたことから、村ごとの調査を行うことによつて、地域の歴史の特徴を明らかにしたいと考え、本事業を計画いたしました。

平成二五・二六年度の八幡村からはじまり、令和二年度までにすべての地域の調査を実施し、各地域の歴史資料の概要やその分布について、可能な限り把握するよう努めてまいりました。

地域に存在する歴史資料は、あまりにも身近にあるためにその価値に気付かず、ややもすれば見過^こされることがあります。しかし、各地域に古くから伝わる歴史、文化、伝統にはそれぞれ個性があり、それらが培われた背景を究明することで、本市特有の歴史を明らかにすることが可能となります。

本書で対象とした南宮、山王地域は、本市の西部に位置し、貴重な歴史資料が多く残されている地域とされております。その期待にたがわず、調査の結果多様な歴史資料が確認され、それらについて地域の方々から貴重な情報を得ることができます。本書は、その調査成果をとりまとめ、収録したものであります。

旧一三か村を対象とした報告書の作成も、本書でようやく一か村までを終えることができ、残すところ一か村となりました。今後も引き続き、残る市川村、浮島村の調査成果をまとめるべく、尽力してまいりたいと思います。

結びとなりますが、本書を作成するにあたり、御協力いただきました方々に対し、心から御礼を申し上げ、挨拶といったします。

令和三年三月

多賀城市教育委員会
教育長 麻生川 敦

例　　言

一本書は、多賀城市内全域を対象とした歴史・民俗調査の報告書であり、その第六冊として作成したものである。

二　本書で対象としたのは江戸時代の山王村、南宮村である。

三　調査は平成三〇年四月から令和元年一二月に実施した。埋蔵文化財調査センターの千葉孝弥、瀧川ちかこ、早坂優子が担当し、仏像については、東北芸術工科大学の長坂一郎教授、白鷹町教育委員会の石井紀子氏に依頼し、その成果は「附章1　仏像調査」として収録した。

建造物については、東北工業大学の小山祐司教授に依頼し、その成果は「附章2　建造物調査」として収録した。

四　本書の執筆は、第三章第九節と第五章を瀧川、第三章第八節と第四章第六節を早坂、附章1を長坂・石井、附章2を小山、それ以外を千葉が担当し、編集は早坂が行った。

五　本書では頻出する『多賀城町誌』、『多賀城市史』の引用にあたり、「町誌」、「市史〇」の略称を使用した。

六　調査に関する諸記録及び資料は、多賀城市教育委員会が保管している。

七　本書の作成にあたり、次の方々より協力をいたいたいた。

宮城県公文書館

出羽三山歴史博物館

小山祐司氏（東北工業大学教授）

永広昌之氏（東北大學総合学術博物館協力研究員）

長坂一郎氏（東北芸術工科大学教授）

渡部幸　氏（出羽三山歴史博物館学芸員）

陸奥総社宮

慈雲寺

南宮地区の皆様
山王地区の皆様

目 次

序文	80	第五節 札類・扁額・聯額・繪馬	1
例言	80	一 棟札・遷宮札・祈禱札 寄進札	1
目次	80	二 扁額	1
		三 聯額	1
		四 繪馬	1
		五 木製資料	1
		第六節 第七節 第八節 第九節	1
		金工 民俗 南宮村と仙台藩家臣	1
		第十節 山王村	1
		第十一節 地理的環境	1
		第十二節 地名と屋敷名	1
		第十三節 寺社伝聞	1
		第十四節 石造物	1
		第十五節 分布と概要	1
		一 板碑	1
		二 墓標	1
		三 近世・近代の供養塔	1
		四 手水鉢	1
		五 棟札・扁額	1
		第六節 民俗	1
第一章 平成三〇・三一年度の調査概要	1	第一章 地図と写真に見る地域の変化	1
第二章 地図	2	第二節 地図	2
第三章 航空写真	8	第三節 地名	20
第四節 南宮村	16	第一節 地理的・歴史的環境	18
第五節 寺社伝聞	24	第二節 地名	20
第六節 石造物	30	第三節 板碑	30
第七節 凡例	30	四 墓標	30
第八節 分布と概要	30	五 近世・近代の供養塔	173
第九節 板碑	31	六 手水鉢	180
第十節 近世・近代の供養塔	34	七 棟札・扁額	180
第十一節 石燈籠・手水鉢・狛犬ほか	70	八 沿革碑	186
第十二節 沿革碑	78		

第五章 地誌・名所
第一節 南宮村
第二節 山王村
参考文献
石造物一覽表
附章 1 仏像調査
附章 2 建造物調査

202 200 198 194 194

第一章 平成30・31年度の調査概要

平成30・31年度は、旧南宮・山王村を対象として文化財調査を実施した。これらの二か村は多賀城市西部の沖積地に位置し、農業生産を基盤とした地域である。

石造物の調査は、昭和五七年の三崎一夫氏の記録を手掛かりに、山王地区から開始し、関連する資料を求めて市外での調査も実施した。その結果、中世の板碑、近世の供養碑、石燈籠、扁額、墓標等六一基について資料化することができた。

南宮の慈雲寺には、多数の仏像や扁額、仏像の厨子、寺院の什器等が収蔵されていることは從来から知られており、その中の一部は展示図録等で公開されているが大部分は未公開である。それらの中には本市と直接的な関係がないもの、あるいは明らかでないものも多数あるが、「現時点で本市に存在する歴史資料」として調査の対象とした。仏像は東北芸術工科大学の長坂一郎教授に依頼して令和元年一月に、厨子と什器の一部は東北工業大学の小山祐司教授に依頼して令和元年一二月に調査を実施し、その成果は附章として本書に収録した。

民俗調査では、季節ごとの神社の祭礼や寺院等の講行事について記録し、生活習慣、家の行事、地域の変化等について、二八人から聞き取り調査を行った。

宮城県図書館と宮城県公文書館には、明治時代に作成された旧南宮・山王村の絵図等がそれぞれ収蔵されており、公文書館には神社合祀関係資料も保管されていたことから、それらについて写真撮影を行った。



南宮神社（南宮）



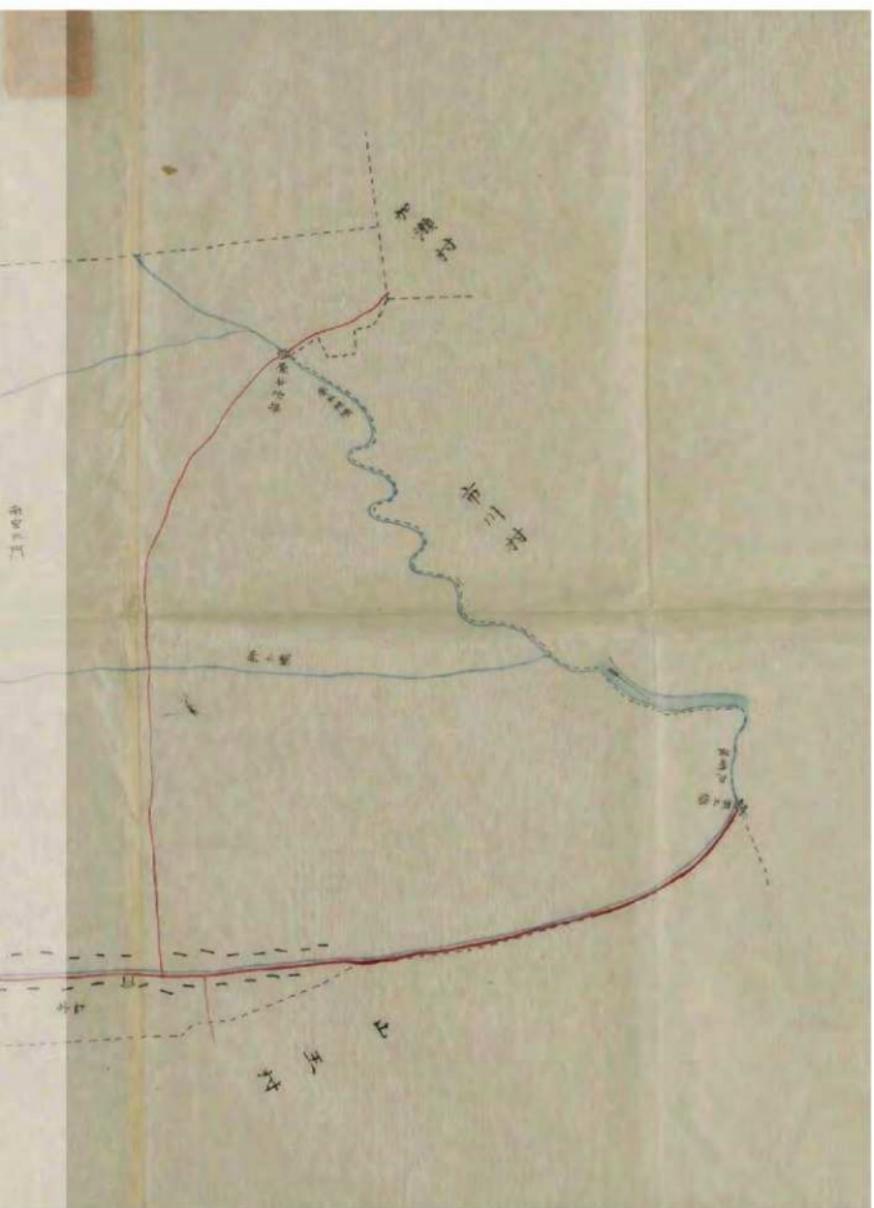
慈雲寺（南宮）



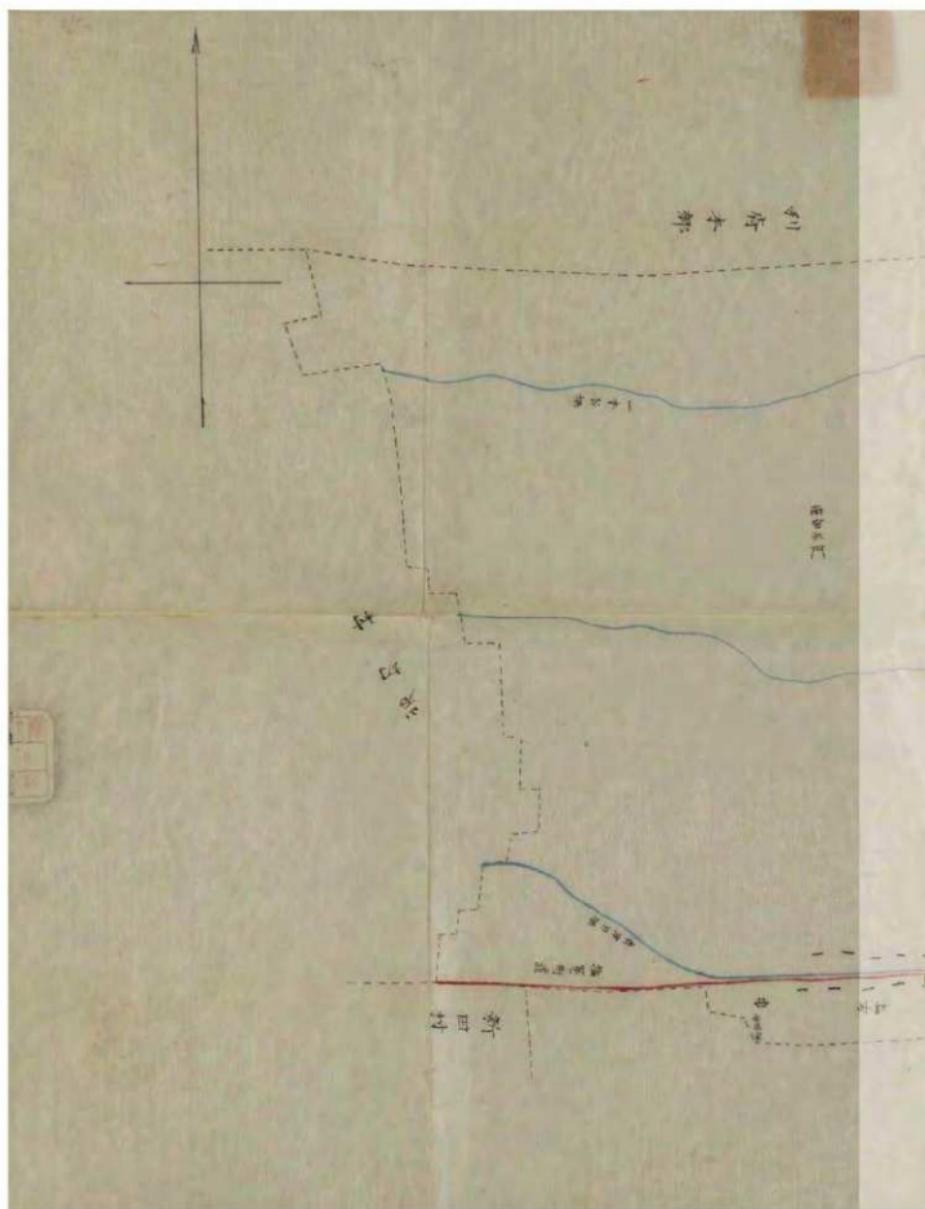
日吉神社（山王）

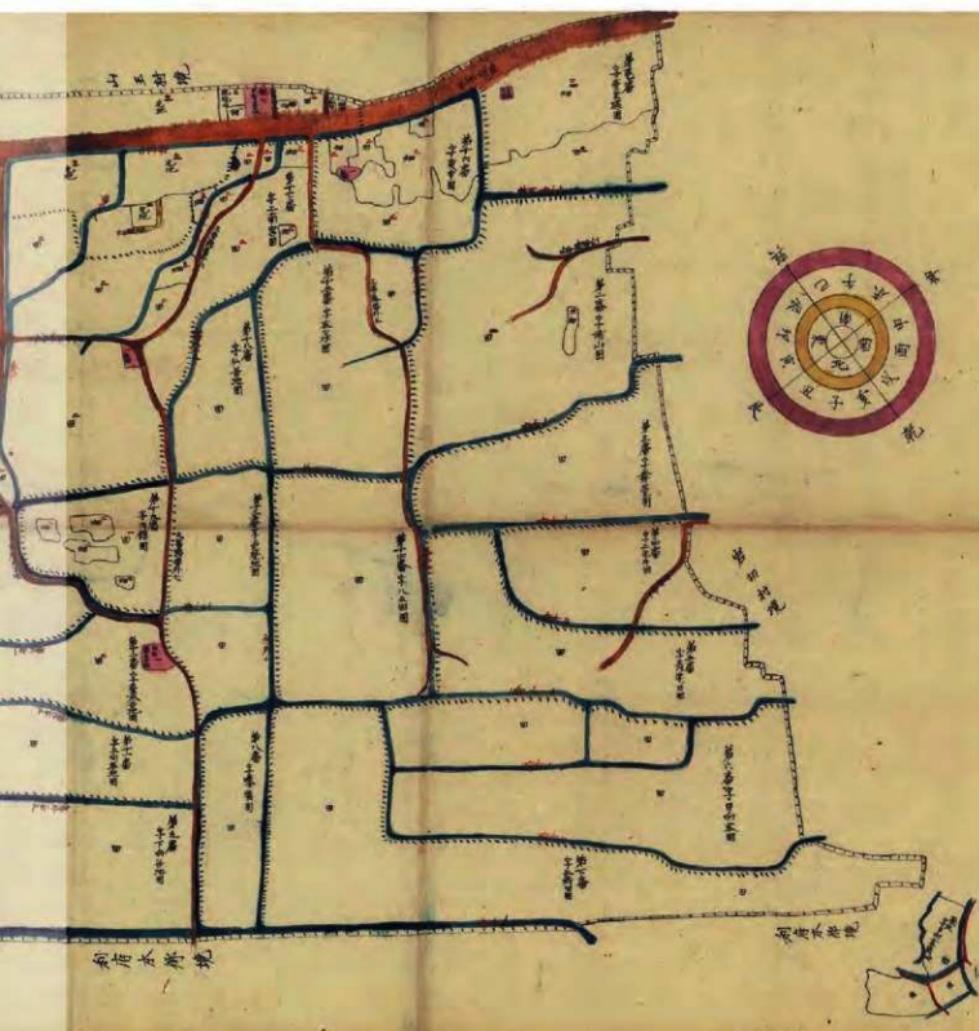
サンノウヤマ（山王山）の山神塔
(大和町)

第一章 地図と写真に見る地域の変化
第一節 絵図



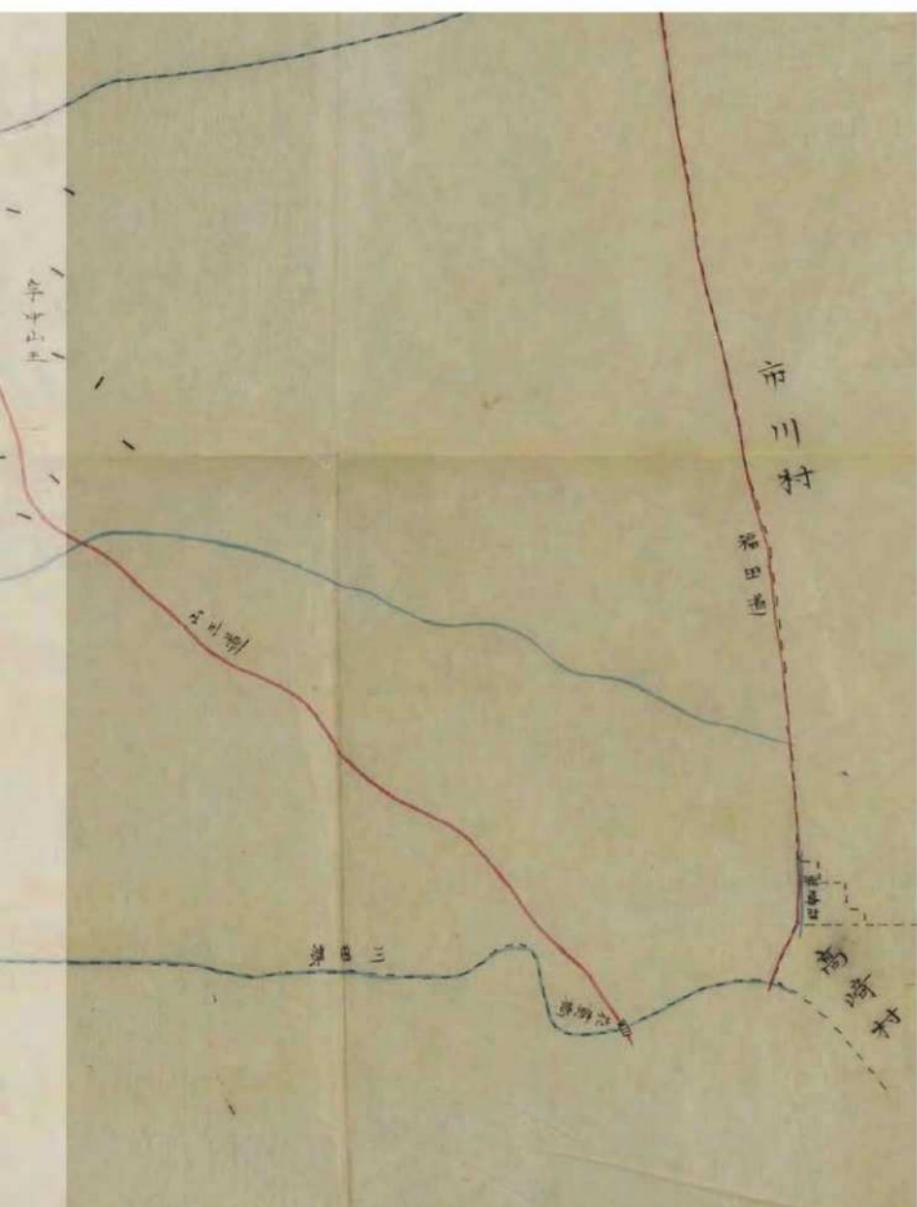
宮城県管轄陸前國宮城郡南宮村 宮城県図書館蔵 (40.5 × 59cm)





陸前國第二大区宮城郡小八区南宮町縮絵図 明治8年（1875） 宮城県公文書館蔵（123×61cm）

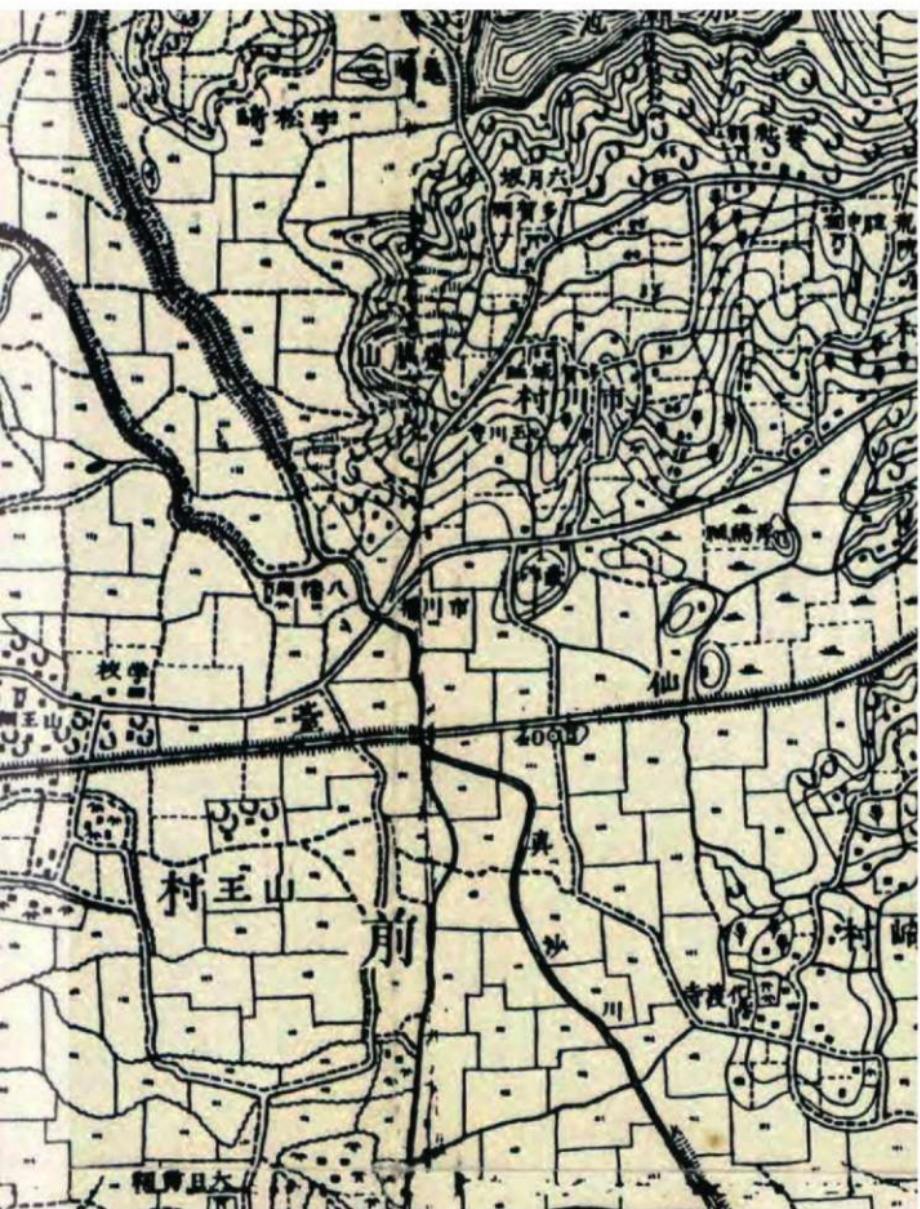




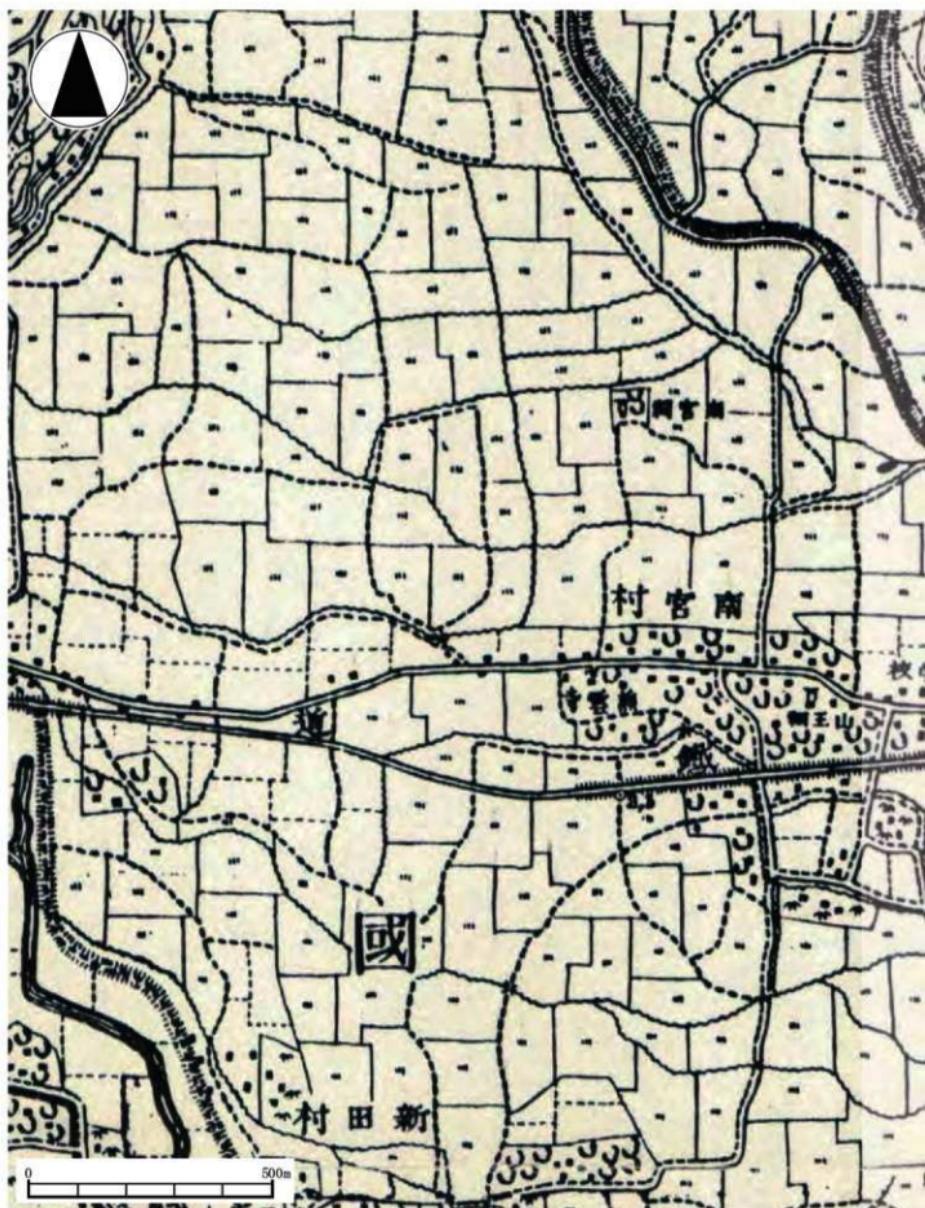
宮城縣管轄陸前國宮城郡山王村 宮城県図書館蔵 (40 × 43.5cm)



第二節 地図

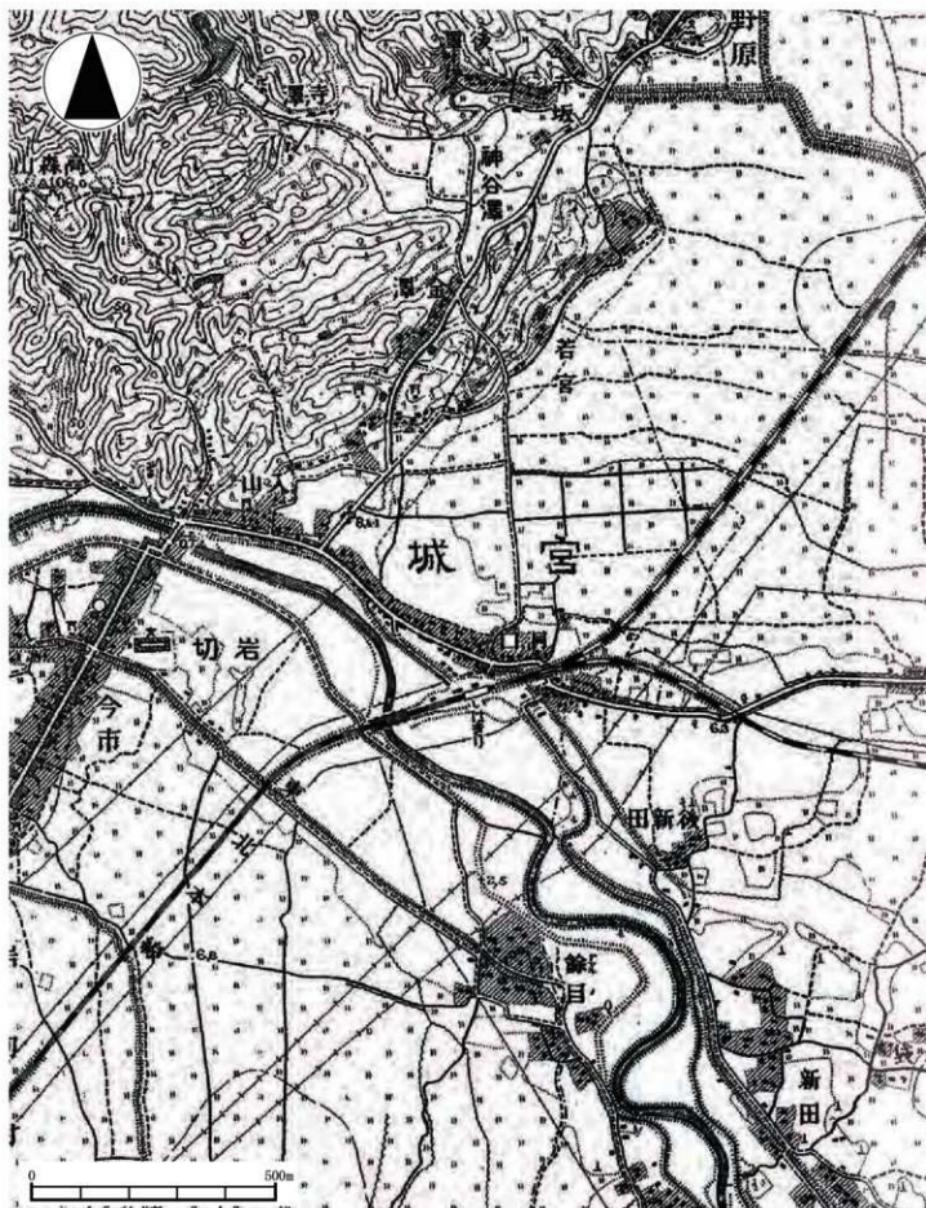


南宮・山王地区周辺地図1（明治24年第二師団参謀部測量・製版）

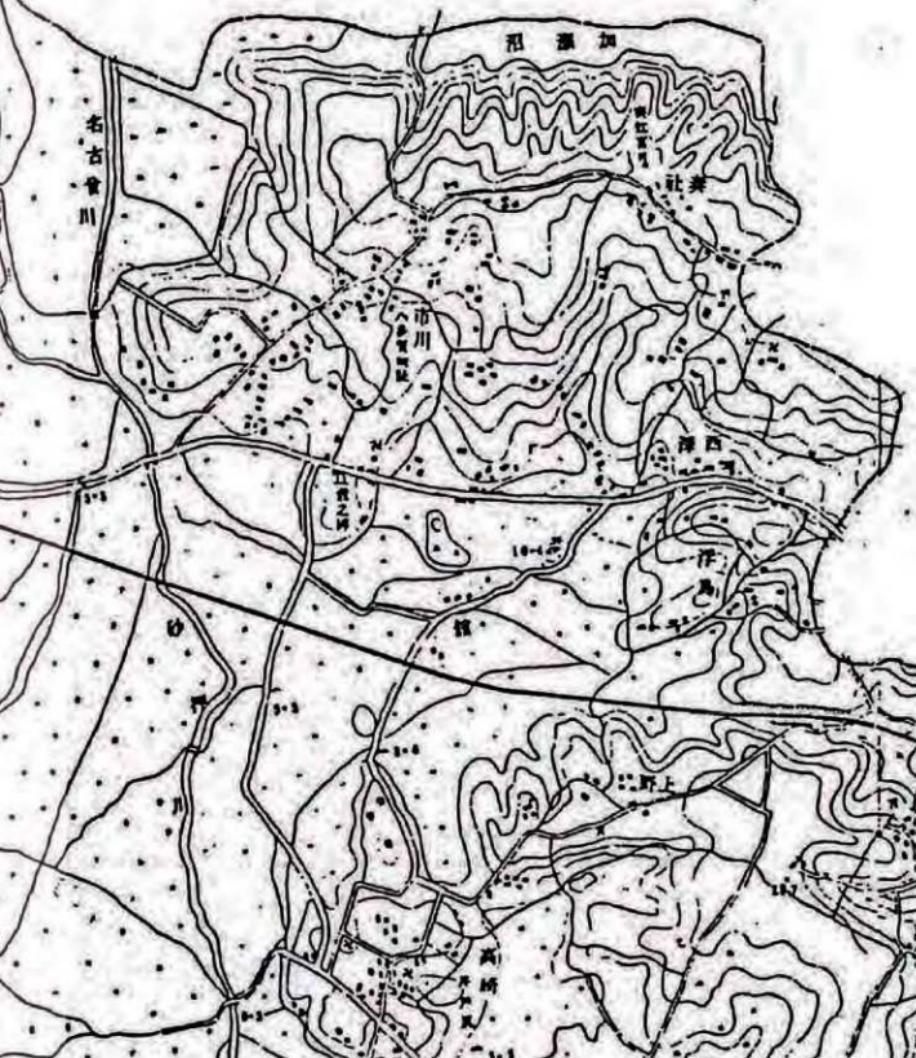




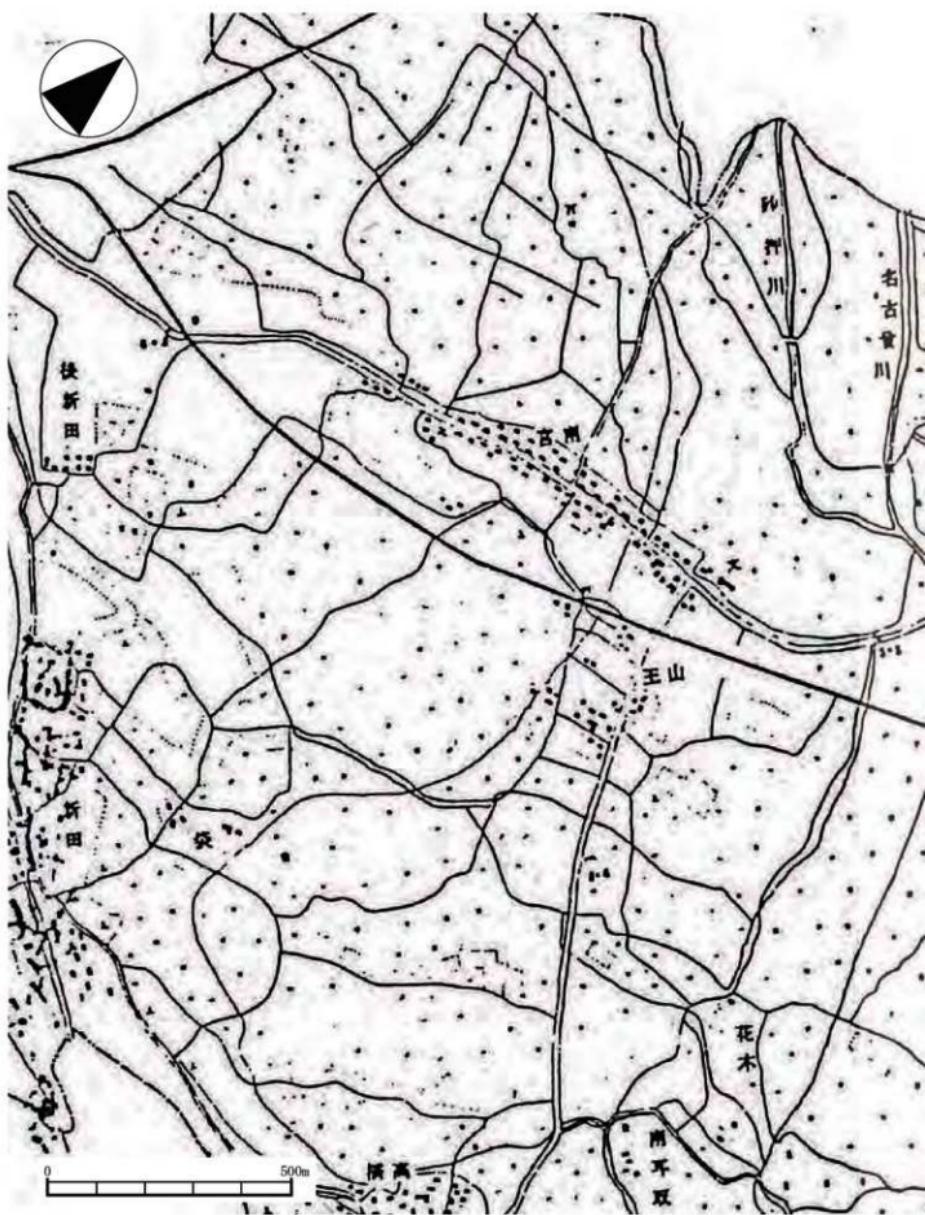
南宮・山王地区周辺地図2（昭和6年国土地理院発行）



利府村

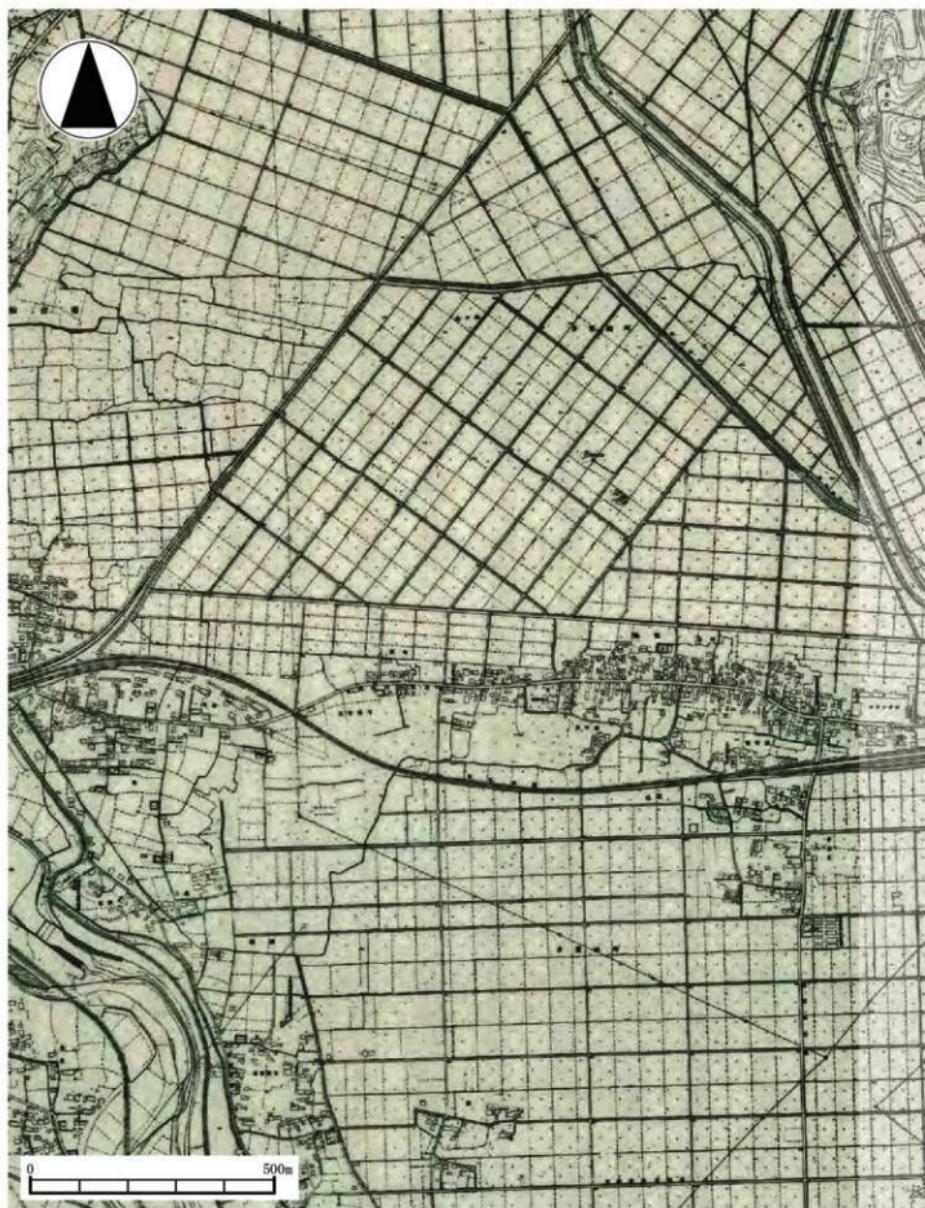


南宮・山王地区周辺地図 3 (昭和 13 年)





南宮・山王地区周辺地図4（昭和44年）



第三節 航空写真



南宮・山王地区周辺航空写真 1 (昭和22年米軍撮影)



南宮・山王地区周辺航空写真2（昭和36年国土地理院撮影）

第三章 南宮村

第一節 地理的・歴史的環境

一 地理的環境

旧南宮村は、現在の行政区では多賀城市南宮字一里塚、庚申、鳴神、色の地、町、南原、原谷地、八幡にあたる。

「風土記御用書出」には、

一南ハ当郡山村境当村分中宿と申所より

一北ハ当郡加瀬村境当村分娘喰と申所迄

一東ハ当郡市川村境当村分毛上と申所より

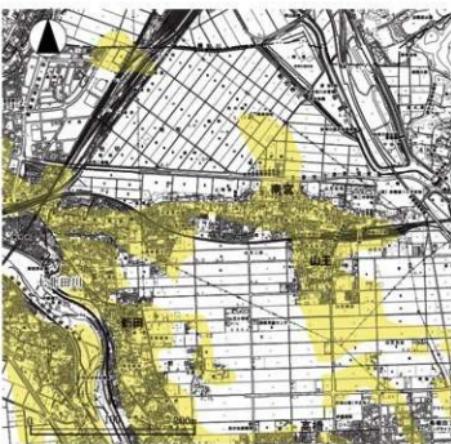
一西ハ当郡岩切村境当村分青津目と申所迄

と四至を記している。毛上は市川橋のやや西側、青津目は本市北西部の東北新幹線沿線上に現在も字名として残っている。娘喰は「色の地」の北にあった小名で、南宮神社北側の水田地帯にあつたと見られる。中宿については不明である。

地形的にみると、市道新田浮島線の沿線は標高一~六メートルの東西に細長い微高地となつており（地質調査所 一九八三）、かつて県道から一五〇~二〇〇メートル南側を東流していた旧七北田川の沖積作用によって形成された自然堤防と考えられている。また、その北側から南宮神社にかけても低い微高地が突き出しており、それ以外は広い範囲が後背湿地となつてゐる。

背湿地となつてゐる。

奈良時代には、東側の丘陵上に多賀城が建設され、鎮守府や陸奥国府が置かれて東北地方における政府の拠点になると、近接する八幡地区に



黄褐色で表示した部分が自然排水。南宮地区の北側は、利府町の丘陵部にかけて広い範囲が低湿地となっている。山王地区的南側は自然排水が複雑に入り組んだ状態で分布しており、帯状の隙間に七北田川の旧河道が埋没していると考えられる。

第2図 南宮・山王地区的地形

は多賀城に面する掘立柱建物や堅穴住居が多数現れる。また都と陸奥国を結ぶ東山道駿路が建設され、市道新田浮島線の南側から山王地区の北側にかけて、その路線が断続的に見つかっている。南宮・山王地区から東側の市川地区に及ぶ多賀城南面には約一〇〇メートル間隔で東西・南北の直線道路による方格地割が施工され、まち並みが建設されると、周辺の集落とは様相を異にする都市的な場が形成された。



多賀城

表1 村の人口

安永延喜記						
村名	人頭	寺	家数	借家	男	女
1 新田	17		17		63	46
2 高橋						
3 田中						
4 八幡	41 (寺3)	48	僧家7軒	130	111	241
5 南宮	43	53	僧家10軒	127	110	237
6 山土	20	24	僧家4軒	70	66	136
7 市川	39	41	僧家2軒	104	88	192
8 浮島						
9 高崎	20 (寺1)	20		45	42	87
10 笹ヶ谷	27 (寺1)	30	名子3軒	99	87	186
11 芦神						
12 大代	27	29	僧家2軒	127	120	247
13 下馬	2		2	7	4	11

と多賀国府は両者の争奪による戦場となり、次第に足利方の勢力が優位となつていった。やがて足利方の斯波家兼の支配権が確立し、その拠点が大崎に移されるなど多賀国府は衰退し、奈良時代から続いた陸奥國の中的地位は失われることとなつた。鎌倉時代から陸奥國留守職として国政を司った留守氏も宮城郡東部における一国人領主となり、各地に点在する小領主を支配下に置いて領国支配を行うようになる。留守氏は天正年間に伊達氏の勢力下に組み込まれ、伊達政宗の叔父政景が当主となつた時に豊臣秀吉の奥羽仕置によって領主としての立場を失い、鎌倉時代から続いた宮城郡との関りが失われることとなつた。

江戸時代になり、宮城県から岩手県南部に至る地域が伊達政宗の支配するところになると、南宮・山王の地域が伊達領に組み込まれた。伊達氏は広大な領内を家臣に直接支配させる

地方知行制を採用し、領内の要地には有力な家臣が配置されたが、南宮には二〇〇石の成田氏が在郷屋敷を置いたの里塚が置かれ、人々の往来があつた。「風土記御用書出」によれば、南宮村の人頭芭蕉の辻を起点とする塙籠街道の沿線に、四三人、家数五三、男女合わせた人口は三七人となつてゐる。武士を含まない百姓の集計ではあるが、多賀城市内でも人口の多い地域となつてゐる。

第二節 地名

一 地名

南宮村の地名については、「風土記御用書出」に小名として表示されているものがあり、小名とは表示されないが地名として表示されているものもある。また明治九年の「陸前国宮城郡各村字調書」には、村名、大字、小字がそれぞれ読み仮名を伴つて書き出されており、字名に関する基本資料となつている（表2）。

その後、昭和八年には三塚源五郎が『多賀城村聚落の機構 地名の研究』（私家版）を著し、主な地名の由来等について紹介している。三塚

の研究には、安易な想像と見られる部分も含まれてはいるが、昭和八年当時の地域の様子を知る上で参考になる部分が多い。漢字は当用漢字に、仮名遣いは現代語風に改め、句読点を補つて、可能な限り原文を引用した。昭和四二年刊行の『多賀城町誌』には、町内の歴史が江戸時代の村

単位でまとめられており（第四篇近世史 第七章江戸時代 六 区誌）、その中には、現在では失われてしまった地名に関する情報が多く含まれた。

以下、「風土記御用書出」は「書出」、「陸前国宮城郡各村字調書」は

「調書」、「多賀城村聚落の機構 地名の研究」は「研究」、「多賀城町誌」は「町誌」の略称により記述する。

青津目（あおづめ）『研究』では、「あをじ（あをしひこ）の目か何の意か不明」（原文のまま）としている。

伊勢（いせ）上南宮の水田中に「お伊勢様」と呼ばれる石製の小祠があつたことによる。

一里塚（いちりづか）旧藩時代より三里の所（研究）。仙台芭蕉の辻年刊行の『町誌』には「最近まで小高い丘になつて丘ばかり残つていた」と記されている。

一本谷地（いっぽんやち）何か一本大樹のあつた所であろう。木の種類不明なるも面白い（研究）。

色の御前（いろのごぜん）・色地（いろのぢ）俗に南宮神社は女神の神様である故に色の御前の鎮座



色の御前



一里塚

表2 南宮村小字

風土記御用書出 小名	風土記御用書出 小名以外	宮城郡各 村字調書		戦後
		村名	字名	
青津目		○	○	
伊勢			○	
一里塚		○	○	
一本谷地		○	○	
色壁地		○	○	
色の御前	○		○	
浮八幡		○	○	
内館	○	○	○	
通山		○	○	
上向谷地		○	○	
御屋敷		○	○	
上新田		○	○	
上南宮	○	○	○	
毛上		○	○	
健東		○	○	
庚申		○	○	
山王谷地		○	○	
在来		○	○	
残前田		○	○	
下向谷地		○	○	
戸坂谷地		○	○	
中宿		○	○	
鳴神			○	
八幡		○	○	
八反田		○	○	
原谷地		○	○	
日向前		○	○	
武津井		○	○	
舞台		○	○	
佐谷地		○	○	
町		○	○	
道下		○	○	
油原		○	○	

する地なるを以て色の地と云うか（『研究』）。「町誌」は、この女の神様が合祀されていたために南宮神社は「色の神様」とよばれ、この女神を「色ノ御前」とい、この地が「色ノ地」という字名になったとしている。しかし、「書出」には、かつて南宮神社が紫明神（封内名蹟志）と呼ばれたことから「色の御前」とも呼ばれたと記している。

浮八幡（うきはちまん）市川橋より西一丁ほどの田の中にあり、昔この處のあたりは湖水をなしていたらしい。即ち沼に浮かんでいる八幡様であるため（『研究』）。砂押川と名古曾川の合流地点の南西に「浮八幡神社」があつたことによる地名である（第三節参照）。「町誌」は、今は跡形もないしながら、神社跡として「浮八幡」の次のような伝説を紹介している「かつて大津波の際に、八幡の八幡社の御神体が、この辺の立木に引っかかっていたのを、そのまま祀つたと伝えられる。その時その御神体は泥にまみれて利府境で見つかり、利府の人々が御祀りして、今でも泥八幡と呼んでいる。」

内館（うちたち）館主及び年代不明。現在は田畠となっているが、周囲の堀（内堀という）の形だけは残っている（『研究』）。道下・上南宮の北側で、色ノ地との間。

浦山（うらやま）南宮の浦山氏はかなりの旧家である。その浦山氏の先祖の開拓したる地又は氏の先祖の居住したりし地か（『研究』）。

御屋敷（おやしき）成田氏の居住したる地。中央は畠となり東西は田となつていて、約一町歩ばかりの地。今尚外堀の形が残つている（『研究』）。

上新田（かみしんでん）比較的最近開墾された田（『研究』）。
上南宮「書出」に、慈雲寺が所在する小名として記載されている。

上向谷地（うえむきやち）・下向谷地（したむきやち）

毛上（けあげ）「け」と云うことはひとけ、本け、半毛、立毛等と云つて稲の穂のことを云い、また朝げ、夕下等云つて食物の事も云う。思うに多賀城時代高貴の方か又は神に獻米せし地か。或いは出水の場合流れ着いた稲を上げた所か（『研究』）。『日本国語大辞典』でも「けじょう」の項で「毛」は作物のこと、また山林、原野の草木など地上に生ずるものと記しており（小学館一九七四）。「町誌」では「植林した地の意であつたろう。市川方面を風から守るために植林された地ではあるまいか」としている。「調書」では読みが「ケジヨウ」となつてゐる。

蝶喰（けらぐい）蝶のたくさん棲んでいて田の畔でも喰い破られて困つたためか（『研究』）。

庚申（こうしん）庚申塚があるため（『研究』）。

在家（ざいけ）仏教信者に対する信心者ならざる。即ち在俗の人の家か。または田舎家のことか（『研究』）。

山王谷地（さんのうやち）山王の人々の開墾したる地（『研究』）。

殘米田（さんまいだ）南宮神社の前の田。検地の際、神地として残した地か。或いは佛谷地や在家に対して念仏三昧と云うことよりさんまい田の意か。また散米田か。或いは上方にて墓所を「さんまい」と呼ぶから墓所のあつた地の意か（『研究』）。

道下（どうじた）南宮より北の田圃に行く作場道の下方の地（『研究』）。

戸假谷地（とがりやち）中江と利府街道の間に尖つて入り込んでいる田の意か（『研究』）。

中宿（なかしゆ）「書出」の村境の項で、村の南の境界として記載されている。
鳴神（なるがみ）鳴神とは雷神のこと。かつて色の御前社西方の水田

中の一画に柳の大木があり、その根元にナルガミサマの祠があつて、日照りにはそこで火を焚き雨乞いをしたといふ（多賀城市史編纂委員会一九八六）。

南宮（なんぐう）「書出」に、南宮明神が鎮座しているので、その神号をもつて村の名としてきたとの記載がある。南宮明神が勧請された時期は不明であるが、文暦元年（一二三四）の関東下知状に「宮城郡南宮庄」と記されているのが史料上の初見である。

武津井（につい）

八反田（はったんだ）

原谷地（はらやち） 南宮地区の北東部。明治一九年（一八八六）の地図では北側が利府村、東側が市川村と接しているが、戦後になると「原谷地」はその南側の地区名となり、当初「原谷地」だった地区は「南原」となっている。

日向町（ひなたまち） 岩切村日向の前になつてゐる所（研究）。

舞台（ぶだい） 昔南宮社に献納

の神楽の舞台を建てた所か。現在の地は神社より余程離れた所であるが、元はすぐ近所でなかつたるうか（研究）。

佛谷地（ほとけやち） 往昔仏教信者の居住したる地か。または墓所のあつたところか（研究）。

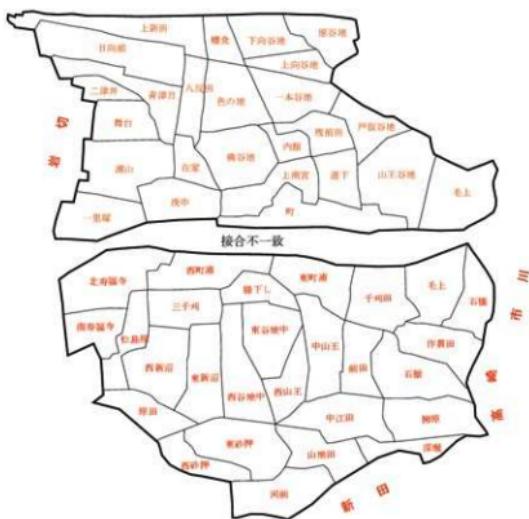
町（まち） 南宮地区の南側にあり、



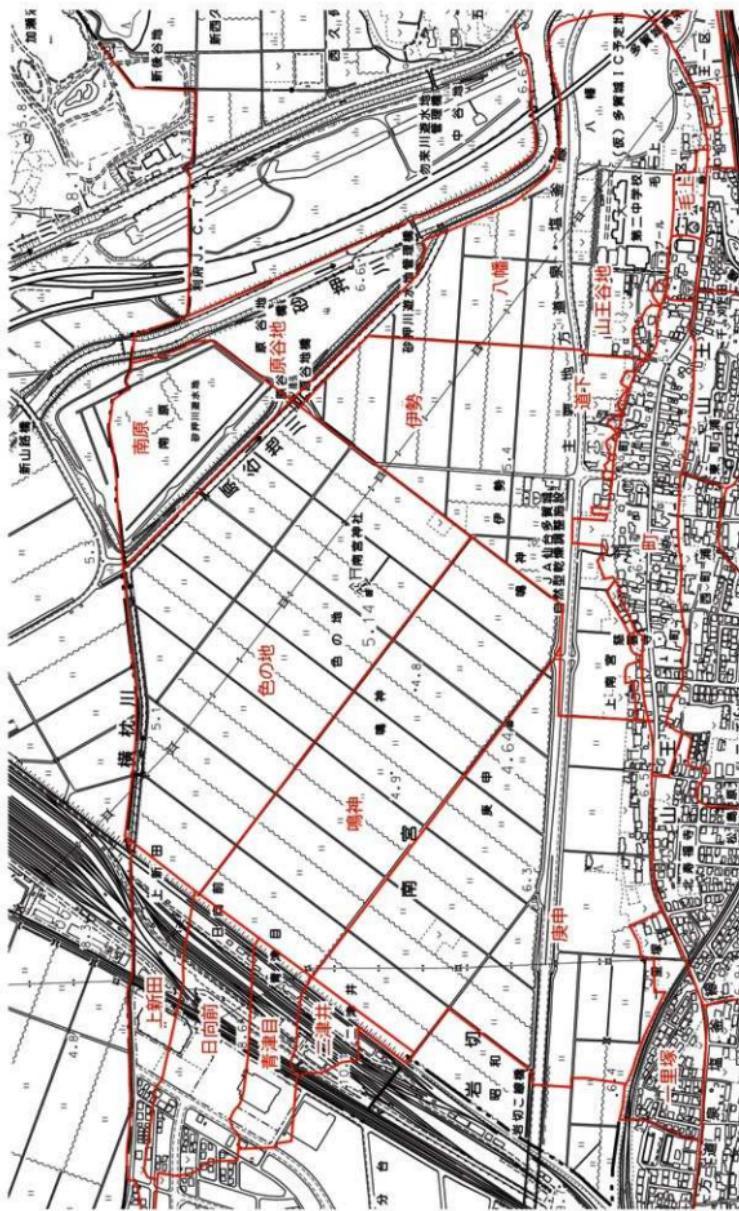
町

※読み不明

塩竈街道に面して家並みが立ち並ぶ地区。
南原（みなみはら）原谷地の項参照。



第3図 南宮・山王地区の小字分布



第4図 南宮字名分布図

第三節 寺社仏閣

一 神社

南宮の集落の北に広がる水田中に東西三三メートル×南北五五メートルの細長い境内があり、南向きの鳥居と社殿が一棟ある。

『奥羽觀蹟聞老志』（享保四年 一七一九）、『封内名蹟志』（寛保元年 一七四一）には南宮神祠、『封内風土記』（明和九年 一七七二）、『風土記御用書出』（安永三年 一七七四）、『奥州名所図会』（一九世紀初）には南宮明神社と記載されている。

この神社が誰によっていつ勧請されたかは不明であるが、『奥羽觀蹟聞老志』は南宮神社が美濃國不破郡にあり、祭神金山彦命を勧請したとされている。また、鹽竈神社の末社となっているという記載もあり、一八



南宮神社遠景



南宮神社

世紀初め頃における鹽竈神社との関係が知られる。

「風土記御用書

出」によれば、社地は村の空地だつたことから地主はなく、山王村の

修驗光禪院が別当

だつた。その社地

は堅九間、横七間、

社は南向きの五尺

作りで、辰巳向

の鳥居があつたと

記されている。「書

出」より時代は下るが、明治前期の「鹽竈神社摂末社図録（鹽竈神社所蔵）」の中に「陸前國鹽竈神社末社宮城郡南宮村鎮座南宮神社景色図」が収められており、水田中に低い土塁を巡らした境内、その入り口付近には鏡が池、南側から畦道のような参道が延びた先には朱の鳥居が立つ南宮神社が描かれている。

「書出」には、南宮神社が所在する小名を「色の御前」と記しており、色の御前について、『多賀城村の聚落の機構 地名の研究』は、南宮神社の祭神は元は金山彦命金山姫命の二柱であられた然るに「応仁の頃にや八幡地方津浪したる際其の地に鎮座せる若佐姫命をここに合祀したり



陸前國鹽竈神社末社宮城郡南宮村鎮座南宮神社景色圖（鹽竈神社蔵）

と色の御前とは此の神の事なるべし」と神明帳にある（中略）南宮神社は全部色の御前ではなく後から合祀された若佐姫命だけがそれであらわれると記している。文政二年（一八二九）に没した大場雄淵は、「奥州名所図会」の中で、南宮の社（南宮神社）の北の田の中に「色御前小祠」があると、南宮神社とは別の小祠の存在を記している。



明治 43 年の「神社合祀願」（部分）



神社合祀願を纏った県庁文書の簿冊

（神社 合祀 亘理、柴田、名取、宮城、黒川、加美郡二ノ一）（宮城県公文書館蔵）

2 神明社

神明社は天照皇太神および伊勢神宮を祀った神社で、「書出」によれば内館にあつたという。誰によつていつ勧請されたかは不明であるが、社地は豎五間、横三間で、社は南向きの一尺作りと記される。地主、別当とともに町屋敷の小左衛門となつており、小左衛門家の屋敷神と考えられる。「町誌」には「今の農協の裏手内館の近くにお伊勢様という神社の跡がある。

浦山氏の氏神であったという」と記されている。お伊勢様とはい勢神宮のことである。『市史3』の民俗第四章民間信仰では「お伊勢様 某家の者が伊勢詣りの折勤請したもので、のちその家の者が祠を屋敷内に移したが、そのサワリで不幸が続き再び元の地に復した」と移転の顛末を記している（多賀城市史編纂委員会 一九八六）。近年ほ場整備が行われる以前は、農道に面して一辺約二メートルの社地があり、南向きの石製の小祠が祀られていた。

3 諸訪社

「書出」によれば毛上にあつたという。誰によつていつ勧請されたかは不明とあり、「封内風土記」も同様である。「書出」では、社地は豎七間、横四間半、社は南向きの三尺作りで、鳥居は南向きと記されている。



神明社（お伊勢様）

社地は村の空地だったことから地主はなく、山王村の修驗光禪院が別当だった。

4 八幡神社

陸奥總社宮に、天照皇太神と正八幡神社の神璽を奉社宮に遷座

した明治四年（一九一）三月

一六日の棟札があり、正八幡神社

については「宮城郡多賀城村南宮字毛上二鎮座セル八幡太神」と記

されている。明治一九年の地籍図（「宮城郡南宮村字毛上地図」）には、砂押川と名古曾川の合流地点よりやや西側で、堤防敷の南側に「原野／社境ノ内」と注記された南北に長い一筆があり、川辺に祀られた神社であつたことが知られる。この地籍図には、塩竈街道から田の中を神社に向かって伸びる道路も図示されている。明治二年（一八九）の第一回参謀部測量の地図には、合流地点の約一五〇メートル西側に「八幡祠」の表示があり、明治二年に市川村の住民によつて作成された「多賀城古跡の図」には、砂押川と名古曾川の合流地点の南西に「浮八幡神社」として東向きの鳥居と社殿が図示されている（第二節参照）。



多賀城古跡の図に見える「浮八幡神社」

現在この観音堂は慈雲寺境内にではなく、その東側約五〇〇メートルの民家の敷地内にある。三間四面の覆屋の中に祀られており、覆屋に掛けられた額口は明和七年（一七七〇）のものである。現在の觀音堂の規模は一間で、風土記の記載とは若干異なつており、建造物調査の所見では戸戸時代後期の様式とされている。再建時の棟札があり、紀年銘はないが、天保三年（一八三三）以降、明治二年以前と考えられる。

本尊については、「書出」には「一尺三寸の木仏立像」と記されている。盜難に遭つたため詳細は不明であるが、現在の地主宅で保管されている輿には「奉納如意輪觀世音」/

安政五年年三月二十二日／南宮村講中」と記されている。安政五年は一八五八年。また、この觀音堂は、宮

二 仏閣

観音堂

「書出」には、慈雲寺の境内にあり、西向きの九尺四面の堂と記して



観音堂本尊



観音堂

城都三十三番札所の内の九番札所であり、地主宅に伝わる大正一三年の巡礼札には「本尊聖觀世音」と記されている。

三 寺院 慈雲寺

字町の、塩竈街道に面して曹洞宗の寺院慈雲寺がある。山号は祝陽山。安永三年（一七七四）の「書出」には、所在する小名は上南宮で、仏殿は北向で竪七間、横五間半、門は北向きと記されている。昭和三年の『宮城郡誌』には、本堂間口七間、奥行五間三尺、庫裏間口八間三尺奥行五間、方丈九尺四面、鐘楼九尺四面、ほか山門、表門、裏門、東司があり、境内三六八坪と記載されている。

本尊について、書出は地藏菩薩木仮座像で、御長一尺、行基菩薩作であるが、令和元年一月の仏像調査において、本堂須弥壇の中央に安置されていた本尊は木造の地藏菩薩坐像であり、像高二三五・八センチメートルと、書出の記載とほぼ一致していることが確認された。この本尊の底面には、文明一四年（一四八二）五月一〇日に八幡宮の石崎坊何某によつて造立された旨の墨書きがある。

この寺は、もとは伊達郡成田村にあつた曹洞宗寺院で、藩士成田氏代々の香華の地（普提寺）であり、成田氏は南宮に領地を賜つた後、寺も移したとの伝承が文政五年（一八二二）の「塩松勝譜」に記載がある。



成田氏歷敷跡



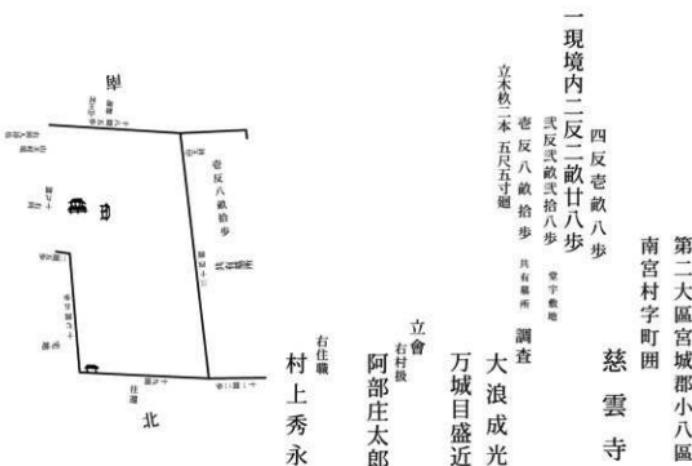
成田氏開連石塔

「塩松勝譜」には、年代は明らかでないしながら、寺を移した中興の僧は武山俊芸で、寛文四年（一六六四）に死去したと記しており、「宮城郡誌」では正保二年（一六四五）二月入寺開山と記している。

成田氏については、仙台藩四代藩主伊達綱村の代に編纂された「伊達世臣家譜」に、伊達郡成田邑の武士で、政宗の時に伊達氏に仕え、南宮の地を賜つたという記載があり、年代は不明であるが、境内にある石塔の一部に、「当寺開基成田左馬守重勝塔」とあり、政宗から南宮の地を賜つた重勝が開基であることを記している（本章第四節参照）。福島県伊達郡桑折町成田字堰上には曹洞宗の同名の寺院がある（註）。

境内の「祝陽山歴世」碑及び歴代の位牌によれば、歴代住職は次のとおりである。

開山 武山俊芸大和尚	寛文四年二月十九日示寂
二世 別峰巨山大和尚	元禄二年三月二十一日示寂
三世 白良良雲大和尚	正徳三年十月十三日示寂
四世 慧柱大梁大和尚	正徳三年十月二十九日示寂
五世 路巖敬頤大和尚	寛政四年五月二十日示寂



第5図 社寺境内区画図（南宮村慈雲寺）

宮城県公文書館所蔵の複製をトレース



慈雲寺旧本堂



大年寺から移した門



現在の本堂



感仙殿から移した門

六世	興宗正禪大和尚	寛政元年三月二十七日示寂
七世	普觀亮印大和尚	天明四年五月十九日示寂
八世	亮音觀充大和尚	文化四年九月十八日示寂
九世	活応説玄大和尚	文政四年八月十五日示寂
十世	智光慧明大和尚	文化十四年八月九日示寂
十一世	大巖觀瑞大和尚	天保三年正月四日示寂
十二世	正覺觀宋大和尚	
十三世	珍山見重大和尚	文久三年三月二十六日示寂
十四世	正隨觀宋大和尚	安政四年四月十四日示寂
十五世	觀禪玉岡大和尚	文久三年四月十八日示寂
十六世	觀道秀永大和尚	明治三十八年三月五日示寂
		以下略

九世活応説玄大和尚については、同寺に伝わる享和元年（一八〇二）の梵鐘銘にその名が確認できる。

現在境内の奥に移設された門は、二代藩主忠宗の靈廟感仙殿の廟門を移設したもので、感仙殿の伽藍としては現存する唯一の遺構である。また、東日本大震災で倒壊したが、大年寺の山門もあり、「選仏場」の扁額がかかっていた。旧本堂の玄関は鹽竈神社の神宮寺である法蓮寺の書院勝画棲の向拝が移築されたものだったが、これは本堂の建て替えの際、塩竈市内の某酒店に移築されている。そのほか多数の扁額や、龍藏寺（利府町）の前机、法蓮寺の別当候信の自署がある経典など、いずれも慈雲寺との関係はないが、仙台藩内の貴重な古建築や什器が多数移設されている（山本 一九三四、仙台市史圖録編纂委員会 一九七四）。

四 修驗

明和七年（一七七〇）に奉納された觀音堂の鰐口銘に「南宮村常宝院」とある（本章第七節参照）。また庚申神社の享保一〇年（一七二五）の庚申塔に施主として「三名の交名があり、その中に「長樂院」「光禪院」とある。光禪院は山王村の修驗として「書出」に記載されているが、常宝院、長樂院については不明である。



「常宝院」と刻まれた鰐口

註 「町誌」は「成田家には郷里伊達郡に香華院があつて慈雲寺と号していたが、南宮に移るに及んでその香華院を南宮に移した」とも同じ慈雲寺を称えた（多賀城町誌編纂委員会 一九六七）との記載があるが、詳細は不明である。

第四節 石造物

一 凡例

1 本章には、中世の供養碑である板碑三基、庚申塔をはじめとする近世・近代の供養碑二八基などについて調査成果を収録した。

2 供養碑は、近世と同じ様式が続いているため、昭和期まで調査の対象とした。しかし、個人情報への配慮から、一覧表等には掲載したが図版には掲載しなかつたものもある。

3 図版中の表示は、「図版番号・所在地・（登録番号）」である。

4 供養碑の登録番号は「多賀城市の歴史遺産」調査開始時からの連続番号である。

5 国版は拓本、図版内訳文、写真で構成した。拓本の縮尺は一部を除き八分の一に統一し、図版内訳文では可能な限り実際の文字に近いもので示した。写真は今回の調査で撮影したもののが、過去の調査で撮影したものも含めて構成した。

6 計文は原則として常用漢字を使用した。

7 梵字は片仮名で表記し、（梵字）とした。

8 欠損や摩耗等により判読できない箇所については、文字数に応じて肉眼観察による。

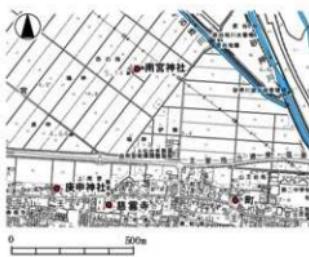
□または〔 〕で示した。

9 石材については、東北大学総合学術博物館協力研究員永広昌之氏の

二 分布と概要

南宮村地域で確認した石造物としては、中世の板碑、近世・近代の供養碑、石燈籠、手水鉢、花立がある。それぞれ単独で存在する地区もあるが、両者が混在している地区もある。それらの分布と所在地の概要については以下のとおりである。

慈雲寺 慈雲寺は市道新田浮島線の南側にあり、入口を入ると左側に地蔵菩薩坐像と宝塔がそれぞれ二基あり、そこから境内の東側にかけて中世の板碑一基、近世・近代の供養塔、石燈籠等が並んで立っている。以前は入口の両側に聯や地蔵菩薩が対で並んでいたようで、現在のような配置になったのは平成一八年の本堂建て替えに伴う境内の整備以後である。永仁二年の板碑は、「塩松勝譜」に「寺前に一古碑有り、縱四尺余衡一尺前、文字剥落十にして五六を読むべし、而して書法古雅近世流俗の書に比するに固より大に類せず」とあるもので、新田南安楽寺の「お



第6図 南宮地区石造物分布図



慈雲寺

かねだから」から移設したものである。（山本一九三四）。

庚申神社

市道新田・浮島線に面して立つ鳥居をくぐり、民家の間の通路を進んだ一角に、近世の供養塔五基と、白雲山不動尊の移転を記した石碑が一基ある。供養塔内の四基は庚申塔で、覆屋の中にある最も大きい明和四年（一七六七）のものから東側にかけて並んで立っている（註）。



庚申神社



南宮神社

南宮神社 南宮神社には木製の鳥居をくぐると参道の両脇に一对の狛犬があり、社殿との間に手水鉢が一基ある。社殿の西側には、コンクリートの壇に固定されて板碑が一基ある。境内には石燈籠の一部とみられる凝灰岩の破片が散乱している。

町 南宮字町の民家の敷地内に観音堂があり、その前に半肉彫り観音菩薩立像が一基ある。

註 平成二七年度に歴史的風致形成建造物として市の指定を受け、同二八年度に建て替えられたが、それ以前から明和四年の庚申供養塔のみ覆屋があった。

三 板碑

解説

No.1は不空成就如来を主尊とした永仁二年（一二五四）の板碑である。種子は大きく、月輪の中に刻まれている。別時衆とは別時念佛講衆のことで、特定期間称名念佛講を開くために組織されたもの。冒頭の四十八日は念佛講が開かれた期間のことと見られ、秋の彼岸の入りに、別時衆三十五人が念佛講の終了を記念して造立したものであろう。裏面は宝暦三年（一七五三）の供養塔に再利用されている。「仙台金石志」（註）卷之六に「宮城郡南宮村慈雲寺戒壇牌陰」として収録されている。No.2は胎藏界大日如来を主尊とし、種子「ア」が碑の上部に刻まれている。裏面は寛文六年（一六六六）の名号塔に再利用されている。No.3は毘沙門天を主尊とし、種子「ベイ」が刻まれている。

註 「仙台金石志」は吉田友好が天保二年（一八四二）から安政四年（一八五七）にかけて作成したもので、「仙台叢書」第一三・一四巻に収録。仙台叢書刊行会「一九二一七」されている。

1 慈雲寺（№939）

四十八日別時衆

甲 彼岸

午 一番

三十五人敬曰

2 慈雲寺（№940）

3 南宮神社（№936）

（ア）

（ベイ）

1

慈雲寺 (No. 939)

永仁二年八月
三十五人敬白
一
午
甲
彼岸



S=1/8 0 30cm



2

慈雲寺
(No. 940)



S=1/8 0 50cm





四 近世・近代の供養塔

1 庚申塔

庚申供養に関わるもののが五基ある。

No.13は天保三年（一八三二）造立の庚申塔で、九月一七日はこの年五回目の庚申の日にあたる。中央に「庚申塔」と主題を大書し、その左右に「天照大神」と「春日大明神」と二つの神名を記している。主題である「庚申塔」の上部には大きな円相を刻んでその中心に不動明王の種子「カン」を置き、それを取り巻くように薬師如来の「バイ」、文殊菩薩の「マン」、大日如来の「バン」、薬師如来の「バイ」、觀音菩薩の「サ」、阿弥陀如来の「キリーケ」（不明）、不動明王の「カン」の種子を、外側を向くように配し、字輪を形成している。「庚」字の左右には瑞雲を伴つた日天と月天、「塔」字の左右には、円の中に半肉彫りで猿と鶴をそれぞれ刻んでいる。下部には冒頭に「山王村内安全」とあり、肝入新七以下九名の交名がある。新七から六兵衛までが山王村、卯之口は南宮村、右衛門は山王、南宮村以外の住人と見られる。導師光禪院は山王村の修驗である。

No.28は明暦四年（一六五八）造立の庚申塔で、三月二三日はこの年二回目の庚申の日にあたる。中央に円相、統けて「奉甲辛供養石塔一体也」と造立趣旨を明記している。甲辛は庚申の当て字である。その下に「正禅」の二字文字が確認できるが、その文字は有姓の五名の施主名より大きく中央に記されていることから、庚申供養の主宰者の可能性がある。

No.29は享保一〇年（一七二五）造立の庚申塔で、三月二三日はこの年二回目の庚申の日の翌日に当たっている。中央に「奉庚申供養」と主題が記され、その上部に觀音菩薩の種子「サ」、その右下と左下に瑞雲を

伴つた円相の中にそれぞれ阿閦如来の種子「ウン」と胎藏界大日如来の

種子「ア」が刻まれ、本尊を三尊の形としている。下部三人の交名があり、その末尾に南宮村と記している。交名の最後に記された光禪院正慶は山王村の修驗であり、先頭の尊宗は慈雲寺の正徳二年回國塔に記された人と同一かと見られるが詳細は不明である。○一座頭は盲人男性で、当道座という社会集団に属し、座頭という官位を得て正式に座入りが認められた人。座頭は四階級に分かれ、一階級から三階級までは苗字がなく「○一座頭」と名乗るとされている（加藤 一九七四、大藤 二〇一二）。

No.30は寛政八年（一七九六）造立の庚申塔である。一月一九日はこの六年回目の庚申の日に当たっている。中央に「庚申」と大書し、その上部には中央に金剛界大日如来の種子「バン」、その左右にそれぞれ胎藏界大日如来の種子「ア」と阿閦如来の種子「ウン」が配されている。No.31は明和四年（一七六七）造立の庚申塔である。中央に「庚申供養塔」を主題を明記し、その上部左右に瑞雲を伴つた日天と月天、主題の下部には半肉彫りの三猿を配して、その左右に三名ずつ六名の無姓の男性名を記している。最後尾の「意和」は盲人男性で、座頭になる前の打掛馬の守護神の塔

No.11は嘉永二年（一八四九）の造立て、施主名は読み取れないが、先頭の賀川は南宮村の住人、長□、庄□は山王村の住人と見られることがら、村あるいは複数名による造立てであろう（註1）。No.16・17・18・20はいずれも昭和になつて個人によつて造立てられたものである。

3 山岳信仰の塔

No.12は文化一四年（一八一七）に造立てられた出羽三山の供養塔である。中央に湯殿山、その左右に月山、羽黒山の三山名が大書され、中央上部に胎藏界大日如来を表す種子（アーランク）が刻まれている。三山名の書体は篆書風であるが、「月」の字は三日月と星の組み合わせ、「殿」の字には宝珠が組み込まれるなど抽象化された書体となつてゐる。吉辰は吉日のこと。

No.14は天保三年（一八三二）に造立てられた出羽三山の供養塔である。上部中央に胎藏界大日如来を表す種子（アーランク）、その下に「湯殿山」と大書されている。湯殿山の山号のみ単独で刻んでいるのは、江戸時代に三山の中心であつたことによるとされている（庚申懇話会一九八二）。下部に八名の交名があり（註2）、七名は無姓の男性で、一名は南宮の領主成田氏の家中岡崎氏である。「山王村 新七」は天保三年の庚申塔に記された新七と同一人物の可能性がある。「初八日」は八日のこと。

4 名号塔

六字名号を刻んだ名号塔三基、念仏供養に關わるもののが一基ある。

No.4は円相の下に「同各同号阿弥陀仏」と記されている。二文字目の「各」を「名」とすれば、龍舒増廣淨土文卷第四「大菩薩修行兼修淨土法門四」の散文に「現在西方極樂世界三十六萬億一千一百九千五百同名同号阿弥陀仏」の記載があり、その意味は「西方にたくさんある極樂世界の」同じ名の同じ号の阿弥陀仏よ」とされている（加藤一九九三）。「善男善女相集異同音奉供養／念仏依此善根現世安穩後生善処者」は、「善男善女相集い、異口同音に供養し奉る。念仏し、この

善根に依り現世安穩後生善處者り」と読むのである。下部には南宮村、山王村の二七名の交名があり、その内訳は、有姓男性が一九名、有姓女性の母か妻が四名、無姓男性（肝入）が一名、僧侶あるいは修験者（權大僧都宥）の妻が一名、不明二名となつてゐる。南宮村と山王村の男女によつて構成された念佛講が造立した念佛供養塔と考えられる。

No.5・8は中央に「南無阿弥陀仏」の六字名号を漢字で記したもので、ある。いすれもその左右に年次を記している。No.8の「初五日」は五日のことである。

No.6は六字名号を梵字「**唵**（ナ）・**達**（モ）・**彌**（ア）・**叉**（ミ）・

唵（ダ）・**吽**（ボク・ボウ）で記したものである。「干惟」は年次に冠する語で、「暦」は年の異体字である。

5 巡拜塔

大乗妙典（法華經）を六六部書写し、全国の代表的な社寺に納める六十六部廻國供養に関わるもののが二基ある。

No.7は南宮村の惠宗指が、万人講の講員とともに四国、西国、秋父、坂東の靈場を巡り、納供養を行つた記念として造立したものである。

「西国」は畿内を中心としてその周辺に散在する三三箇所の觀音靈場で、觀音はその身を三三に変化させて衆生を救済するという三三觀音の思想から三三か所巡拜の風習が成立したと考えられている。その觀音靈場が関東にも設けられて坂東三番靈場が成立し、さらにそれを一地域に縮小して回りやすくしたのが秩父三四番靈場で合わせて一〇〇番の札所となり、後に四国八八所も加わつたといわれている。現当一世とは現世と來世の意。下部に「延享二年十月二十四日行年九十卒」とあるのは追刻で、惠宗指の没年を記したものであろう。

7 その他

No.19は鳥類の供養塔である。人が日常生活を営む上で犠牲となつた鳥類の靈を慰めるため、個人で造立したものである。

No.21は中央に「鳥道」の二字のみが大書してあり、その内容等は不明である。「道」字と重複して七名以上の交名の痕跡があり、有姓の男

No.9は舟形光背に地蔵菩薩立像を半肉彫りした刻像塔に「日本回国六十部供養」と記され、南宮村の長庵□休が造立したものである。

6 その他仏教關係の塔

No.1のウラ面は碑板を転用した供養塔となつてゐる。「不許葷酒入山門」「不許葷酒入門内」と記されるものを簡略化して葷酒塔と記したもので、結界石、戒壇石と呼ばれるものである。葷は葱のような臭いの強いものや肉などいわゆる生臭のこと、修行の道場である寺院の門内に、修行の妨げとなる葷と酒の立ち入りを禁止するという標語を彫り込んだもの。禪宗寺院に建立される場合が圧倒的に多いとされてゐる（庚申懇話会一九八一）。□岩という人による造立と考えられる。

No.10は舟形状の光背に地蔵菩薩立像が半肉彫りされた刻像塔である。下部に二二名の交名があり、すべて無姓の女性である。光禪院を導師とした地蔵講の女性たちによって造立されたものと考えられる。

No.26は舟形光背に觀世音菩薩立像が半肉彫りされた刻像塔である。髪を結つて宝冠を戴き、手に水瓶と蓮華を持つた姿である。

No.15は中央の「無縁供養」が示すように縁者のない死人、すなわち無縁仏の供養塔と考えられ、無縁仏となつた六二歳の男性と三七歳の女性のため、伊藤氏個人が供養のため造立したものと考えられる。

No.27は舟形状の光背に不動明王立像が半肉彫りされた刻像塔である。

性名が確認できることから、石材を再利用したものと考えられる。

寺田藤左衛門
岡崎甚内

武田与右衛門
佐藤長左衛門

善男善女相集異口同音奉供養
施主

○同各同号阿弥陀仏

敬白

念佛依此善根現世安穩後生善處者
四月二十六日

沢口丹後
安部源左衛門

浦戸太兵衛
佐藤口左衛門

保科与五郎衛門
大山和泉

佐藤嘉右衛門
岡崎口右門

小山清左衛門
佐藤嘉右衛門

大山和泉
山田口母

佐藤口右門
岡崎口右門

大山和泉
山田口母

小山清左衛門
佐藤嘉右衛門

大山和泉
山田口母

元禄三年（一六九〇）
元禄三年（一六九〇）

元禄三年（一六九〇）
元禄三年（一六九〇）

○南無阿弥陀仏
八月二十七日

権大僧都有覺内おさ□

桜井勘右衛門女房

佐藤太左右衛門

後藤口助

佐藤助兵衛母

4 慈雲寺（№941） 寛文六年（一六六六）

□藤原右衛門

安部三右衛門

□□次左右衛門

1 （ウラ面） 慈雲寺（№945） 宝曆三年（一七五三）

禁菓酒

宝曆三年癸酉春

□岩立

5 慈雲寺（№942） 元禄三年（一六九〇）

1 （ウラ面） 慈雲寺（№941） 寛文六年（一六六六）

1 （ウラ面） 慈雲寺（№945） 宝曆三年（一七五三）

註1 明和年間（一七六四—一七七一）の作成とされる「塙町方留書」には、南宮村賀川屋の助が寛延三年（一七五〇）から宝曆九年（一七五九）まで鹽竈一宮の御神酒屋であったとの記載があり、「塙町市史編纂委員会 一九八二」、塙瀬街道に面した広い屋敷地を持つなど、南宮村では経済力があった家と見られる（多賀城市史編纂委員会 一九九三）。昭和五五年にその屋敷地の南側を対象とした発掘調査では、「嘉永三年」の年次が刻まれた竹製品や「□□ 櫻南宮村 賀川屋」と墨書きされた木札などが出土している（多賀城市教育委員会 一九八一）。

註2 現在、この石塔を固定するため、コンクリート製のオサエが交名部分の大半を覆っているが、昭和五七年の三崎一夫の調書には「施主大越□八（外一七名）」と記載されている。

祝文

覆っているが、昭和五七年の三崎一夫の調書には「施主大越□八（外一七名）」と記載されている。

- 6 慈雲寺(№943) 元禄七年(一六九四)
干惟元禄七甲戌年
(ナ・モ・ア・ミ・ダ・ボク(ボウ))(講花)
- 8月二十六日 敬白
- 7 慈雲寺(№944) 正徳二年(一七一二)
正徳二壬辰天二月下旬
四国西国 万人講平等利益
- 奉納大乘妙典日本回国六十六部供養
秋父坂東 為現當一世安樂 延享二年十月二十四日行年九十九卒
- 8 慈雲寺(№945) 享保三年(一七一八)
享保三戊戌年
- 南無阿弥陀仏
- 8月初五日
- 8 慈雲寺(№946) 享保六年(一七二一)
日本回国六十六部供養
- (地藏菩薩立像)
- 9 慈雲寺(№946) 享保六年(一七二一)
日本回国六十六部供養
- 10 慈雲寺(№948) 天明五年(一七八五)
天明五乙巳年
(地藏菩薩立像)
- 8月二十七日 導師光禪院
- おまつ
おせき
おきよ
おさや
おてう
お□年
- 11 慈雲寺(№954) 嘉永二年(一八四九)
嘉永二己酉年
- 馬頭觀世音 賀川
- 山王村 長庄
- 石 石文力 新熊力 世話人
- 11 慈雲寺(№954) 嘉永二年(一八四九)
嘉永二己酉年
- 馬頭觀世音 賀川
- 山王村 長庄
- 石 石文力 新熊力 世話人
- 10 慈雲寺(№948) 天明五年(一七八五)
天明五乙巳年
(地藏菩薩立像)
- 8月二十七日 導師光禪院
- おまつ
おせき
おきよ
おさや
おてう
お□年
- 11 慈雲寺(№954) 嘉永二年(一八四九)
嘉永二己酉年
- 馬頭觀世音 賀川
- 山王村 長庄
- 石 石文力 新熊力 世話人
- 10 慈雲寺(№948) 天明五年(一七八五)
天明五乙巳年
(地藏菩薩立像)
- 8月二十七日 導師光禪院
- おまつ
おせき
おきよ
おさや
おてう
お□年

12 慈雲寺 (No. 949) 文化一四年 (一八一七)

月山

文化十四年
三月吉辰

(バーグンク) 湯殿山

羽黒山

講中
天保三年辰年

14 慈雲寺 (No. 953) 天保三年 (一八三二)

岡崎甚太夫
山王村新七

○代松
茂助

(バーグンク) 湯殿山

山王村新七
兵藏

金三郎
權右衛門

13 慈雲寺 (No. 952)

天保三年 (一八三二)

山王村内安

天保三年辰年

施主肝入

新
善五

五
清五

兵
兵

文
文

兵
兵

四郎
四郎

六兵衛
六兵衛

伊藤養作
施主

15 慈雲寺 (No. 962) 明治三八年 (一九〇五)

七月十六日女三十七歳

○無縁供養塔

十一月二十三日男六十二歳

明治三十八年旧七月二十九日 施主

伊藤養作
施主

16 慈雲寺 (No. 957) 昭和五年 (一九三〇)

昭和五年十一月四日
馬頭観世音

加藤文七
建之

九月十七日

□右衛門

導師光禪院

- 17 慈雲寺(№958) 昭和二八年(一九五三)
 昭和二十八年十二月二十八日
 十月十日
- 馬頭觀世音 武田徳寿
- 鳥道
-
- 伊藤利之兵衛 □□八郎
-
- 18 慈雲寺(№959) 昭和四二年(一九六七)
 昭和四十二年三月末日
- 馬頭觀世音
- 武田今朝治
- 鳥道
-
- 19 慈雲寺(№960) 昭和四九年(一九七四)
 昭和四十九年十二月吉日
- 鳥類供養塔
- 施主 後藤幸治
- 大強精進勇猛仏
- 22 慈雲寺(№968) 大強精進勇猛仏
- 當寺
- 開基
- 成田
- 左馬
- 守重
- 勝塔
- 23 慈雲寺(№973) 大強精進勇猛仏
- 當寺
- 開基
- 成田
- 左馬
- 守重
- 勝塔
- 20 慈雲寺(№961) 昭和六一年(一九八六)
 昭和六十一年九月吉日
- 菩薩馬頭觀世音
- 施主 芦野喜好
- 24 慈雲寺(№969) (地藏菩薩坐像)
- 25 慈雲寺(№970) (地藏菩薩坐像)
-
-
-
-
-

21 慈雲寺(№966)

25 慈雲寺(№970) (地藏菩薩坐像)

26 司 (No. 974)

宝曆六年（一七五六）

施主 賀藤勘助四郎

阿立伝吉

宝曆六年

(觀世音菩薩立像)

九月 □

27 庚申神社 (No. 929)

天和三年（一六八三）

(ウ) (瑞雲) 享保十乙巳天

(サ) 奉庚申供養

(ア) (瑞雲)

三月二十三日

天和三癸年善海上人

櫻井伝助

(不動明王立像)

山田正六郎

□月二十八日

28 庚申神社 (No. 928)

明暦四年（一六五八）

敬白 施主

明暦四年

瀬戸 □太夫

○奉甲辛供養石塔一体也

品川 □兵衛

正禪

戊戌三月二十三日 敬白

渡辺 □衛門

伊藤 □

武田

宮城之内南宮村

伊藤 □

○奉甲辛供養石塔一体也

伊藤 □

明暦四年

瀬戸 □太夫

庚申神社 (No. 930)

享保一〇年（一七二五）

惠宗示捐

正禪

伊藤次右衛門

伊藤次右衛門

31 庚申神社 (No. 931)

明和四年（一七六七）

源十良

日天（瑞雲）

明和四十亥年

善五良

庚申供養塔

市三良

(三猿)

月天（瑞雲）

庄兵衛

意和一

庚申神社 (No. 930)

伊藤次右衛門

日天（瑞雲）

伊藤次右衛門

庚申供養塔

伊藤次右衛門

月天（瑞雲）

伊藤次右衛門

八月吉辰

伊藤次右衛門

敬白

伊藤次右衛門

市三良

伊藤次右衛門

意和一

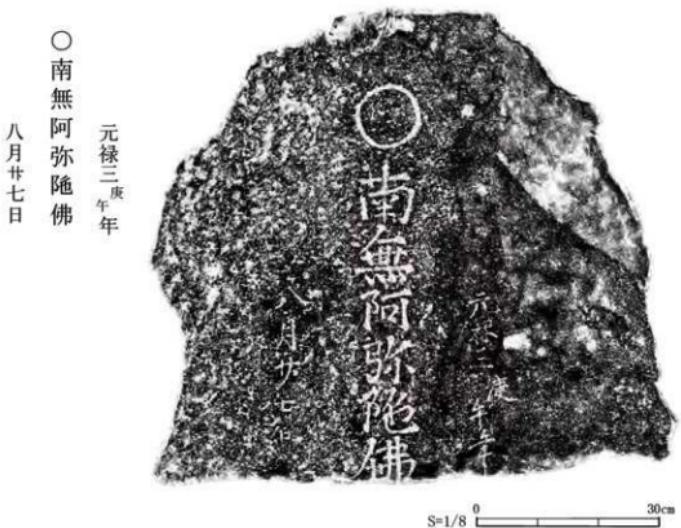




5

慈雲寺 (No. 942)

元禄三年（一六九〇）





慈雲寺 (No. 944)

正徳二年（一七一二）



S=1/8 0 50cm

正徳二年正月二日

四國西國 万人講平等利益

○ 奉納大乘妙典日本回國六十六部供養

秩父坂東 為現當一世安樂 延享二年十月廿四日行年九十九

惠宗捐

宮城郡南宮村





9

慈雲寺 (No. 946)

享保六年（一七二一）



S=1/8 0 30cm

日本回國六十六部供養
(地藏菩薩立像)

享保六年十月十四日宮城郡南宮村
長庵□休



10

慈雲寺 (No. 948)

天明五年（一七八五）



S=1/8 0 30cm

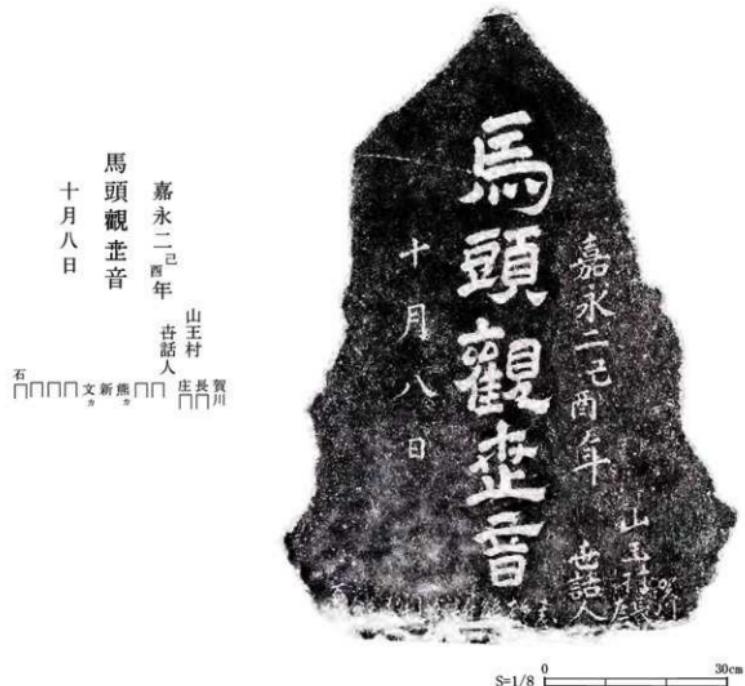
天明五
巳年

(地藏菩薩立像)

八月廿七日

導師光禪院

おおおおお
おまつ
おおせきよ
おさきよ
年おおおおお
ふよ
みよん
ふく
きん



（アーチク）
 文化十四年
 三月吉辰
 羽黒山講建之
 湯殿山



S=1/8 0 50cm

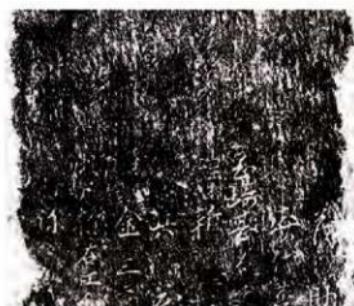








S=1/16 0 1m



15

慈雲寺 (No. 962)

明治三八年（一九〇五）

七月十六日女三十七岁

○ 無縁供養塔

十一月廿三日男六十三岁

明治卅八年七月廿九日 伊藤義作



S=1/8 0 30cm



16

慈雲寺 (No. 957)

昭和五年（一九三〇）

昭和五年十一月四日
馬頭觀世音加藤文七
建之

S=1/8 0 30cm



17

慈雲寺 (No. 958)

昭和二八年（一九五三）



昭和廿八年十一月廿八日
馬頭觀世音

武田德寿



S=1/8 0 30cm

18

慈雲寺 (No. 959)

昭和四十二年（一九六七）



昭和四十二年三月末日

馬頭觀世音

武田今朝治



S=1/8 0 30cm

19

慈雲寺 (No. 960)

昭和四九年（一九七四）



昭和四十九年十一月吉日

鳥類供養塔
施主 後藤幸治

20

慈雲寺 (No. 961)

昭和六一年（一九八六）



昭和六一年九月吉日

芦華馬頭觀世音
施主 芦野喜好



22

慈雲寺 (No. 968)

大強精進勇猛佛



S=1/8 0 30cm



23

慈雲寺 (No. 973)



當寺開基成田馬守重勝塔

當寺開基成田馬守重勝塔

S=1/8 0 30cm



25

慈雲寺 (No. 970)



24

慈雲寺 (No. 969)



26

町
(No. 974)

宝曆六年（一七五六）



(観世音菩薩立像)

九月



S=1/8 0 30cm

天和三年
(不動明王立像)
癸
九月廿八日

S=1/8 0 30cm

27

庚申神社
(No. 929)

天和三年（一六八三）







31

庚申神社（No.931）

明和四年（一七六七）

日天
（瑞雲）
月天
（瑞雲）
庚申供養塔
八月吉辰
敬白
明和四
年
施主
源十良
善五良
運七
市三良
庄兵衛
意和一



S=1/8 0 30cm



五 石燈籠・手水鉢・狛犬ほか

石燈籠が四基、手水鉢が二基、花立が二基、狛犬が二基のほか、銘文が刻まれた石臼が一基ある。

No.35は石臼に「明治十年三月／慈雲寺／什物／十六世代」の文字を記したもので、銘文は上白側面の引手孔脇に刻まれている。石臼は穀摺臼で直径二九センチメートル。一六世は觀道秀永である。

石燈籠はいずれも常夜塔形で、No.36～38は竿部に「奉納」等の文字と年次が刻まれている。年次はすべて異なっている。

No.39は竿の三面に文字の痕跡があるが、丸鑿等の工具による敲打によってすべて滅失している。敲打痕の範囲は、東側が四七・二×一二・八センチメートル。西側が三一・二×九七センチメートル、北側が四七・二×九・六センチメートルであり、その大きさから、東側は「奉納」等の主題、北側は年次が刻まれていたと推定できる。

月九年戌七中村當明治奉納

新文

32 庚申神社 (No.934) 明治七年（一八七四）

(A面) (B面) (C面)

納 奉 明 治 中 村 當

34 庚申神社 (No.938)

納 奉 大正十三年
伊藤□□

大正一三年（一九一四）

33 庚申神社 (No.935) 明治七年（一八七四）

納 奉 明 治 中 村 當

明治七年（一九一四）

日 九

35 慈雲寺 (No. 956)

明治一〇年（一八七七）

慶應四辰歲三月吉日

明治十年三月

慈雲寺

什物

十六世代

36 慈雲寺 (No. 950)

文政五年（一八二二）

（西側）

奉納

（東側）

文政五壬午歲十二月十六日

37 慈雲寺 (No. 951)

文政八年（一八二五）

（西側）

奉納

（東側）

文政八年正月吉日

38 慈雲寺 (No. 955)

慶應四年（一八六八）

（西側）

奉納御広前

（東側）

心願成就
(南側)

39 慈雲寺 (No. 965)

（西側）

（東側）

（南側）

（北側）

（東側）

（南側）

40 慈雲寺 (No. 963)

（丸に五本骨扇） 芳野

41 慈雲寺 (No. 964)

（丸に五本骨扇） 芳野

32

南宮神社
(No. 934)

明治七年（一八七四）

納 奉

納 奉

日九月九年戊七治明

日九月九年戊七治明

中 村 當

中 村 當

S=1/8 0 30cm



33

南宮神社
(No. 935)

明治七年（一八七四）

納 奉

納 奉

日九月九年戊七治明

日九月九年戊七治明

中 村 當

中 村 當

S=1/8 0 30cm



34

南宮神社 (No.938)

大正一三年（一九二四）



奉
大正十三年
伊藤□□
納



S=1/8 0 30cm

35 慈雲寺 (No.956)

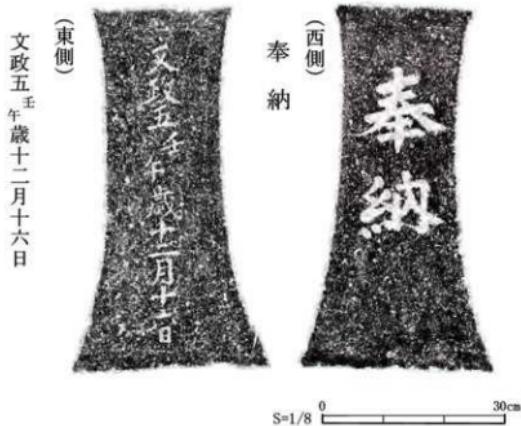
明治一〇年（一八七七）



明治十年三月
慈雲寺
什物
十六世代



S=1/8 0 30cm



文政八年正月吉日
(東側)



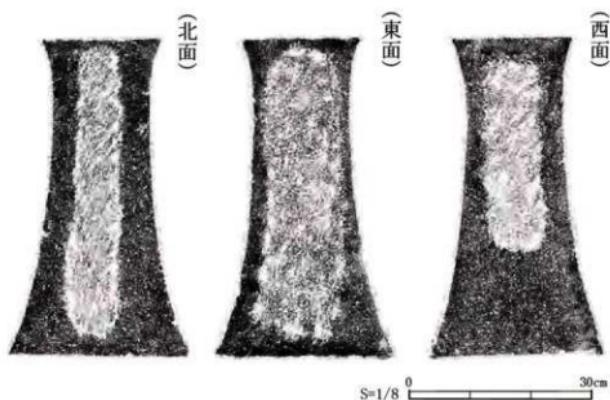
(西側)
奉納



S=1/8 0 30cm





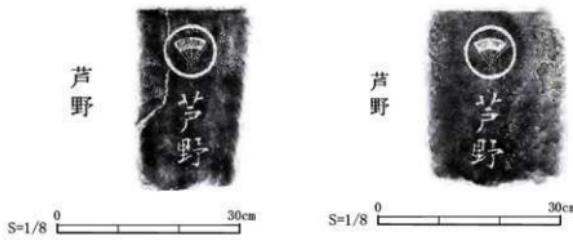


40

慈雲寺 (No. 963)

・ 41

慈雲寺 (No. 964)



六 沿革碑

No. 42は、庚申神社の東側にあった上人塚を境内に移した時のこと記したものである。

42 庚申神社 (No. 933) 記文

(オモテ面)
昭和二十八年三月十八日土地改良により
正社の許しを得て移転奉祭す

昭和四十一年三月吉日建之

記白雲山不動尊

昭和四十一年三月吉日建之

(ウラ面)

今より三百有余年前成田家隆

盛の時表通行禁じられしも我

は白雲山不動尊なると称し強

行したる故家臣に打首にされ

た 土地の庄屋櫻井善治氏が
これをいたみこの神を祭つた
ものである

奉	櫻井 潔
贊	櫻井新七 伊藤専治 及川信藏
者	浦山胞之助
谷	谷 荣馬
武田	武田今朝治

多賀城町土地改良区理事長武田今朝治此碑を建立

(オモテ)



S=1/8 0 30cm

記
白
雲
山
不
動
尊

昭和二十八年三月十八日土地改良により
正社の許しを得て移転奉祭す

昭和四十一年三月吉日建之



(ウラ)

今より三百有余年前成田家隆
が白雲山不動尊なると稱し強
いをいたみこの神を祭つた
多賀城町土地改良区理事長武田今朝治此碑を建立

者 賛 奉
谷川藤井井
山脇信専新
武田今朝治
榮馬助藏治七潔



第五節 札類・扁額・聯・額・絵馬

一 棟札・遷宮札・祈禱札・寄進札

No.1は神明社・八幡神社を奉社宮に合祀した時の遷社札である。明治四四年（一九一）三月一六日、神明社が祀る天照皇太神と八幡神社の神璽を奉社宮に遷座したことが記されている。

No.2は南宮神社を奉社宮に合祀した時の遷社札である。明治四四年三月一六日、祭神である金山彦命と金山姫命の神璽を奉社宮に遷座したことが記されている。No.5はその神璽を収めた箱の墨書きである。

No.3は明治二年（一八六九）の南宮神社本堂再建棟札である。「諸佛救世者 住於大神通 為悅衆生者 現無量神力」は妙法蓮華經卷第六、別

如来神力品第二の偈頌で、三節目の「故」が「者」となっている。別當導師を務めた光禪院有齊は山王村の修驗院で、南宮神社外五社を總社宮に合祀した時の社掌武本時保の先代である。村肝入甚助以下、組頭、世人として名を連ねた四名は南宮村の住人であろう。

No.4は明治二年（一八七九）の南宮神社外殿建替棟札である。正遷宮社掌権訓尊鹿駕時保は後の武本時保で、外殿等の建替にあたり、氏子三人とともに勤行した旨記されている。

No.6は觀音堂再建の棟札である。オモテ面の「慈眼視衆生 福聚海無量」は妙法蓮華經卷第七、觀世音菩薩普門品第二五の偈頌であり、ウラ面の「諸佛教世者 住於大神通 為悅衆生故 現無量神力」は妙法蓮

華經卷第六、如來神力品第二の偈頌である。別當光禪院は、宥の下の文字が「齊」の略字の「才」と見られることから一四代有齊である。宥齊の時に神仏分離令が公布されたと考えられることから、紀年銘

はないが、この棟札の年代は、三代有眼の活動が確認できる天保三年（一八三三）以降、明治二年以前に位置付けることができる。

No.7は宮城郡三三觀音の九番札所である觀音堂の巡礼札である。オモテ面にはこの觀音堂の本尊が聖觀音と明記され、ウラ面には御詠歌と年次が記されている。

No.9は昭和二年（一九二七）旧九月九日の埼玉稲荷大明神の祈禱札である。中央に題目が記されていることから、日蓮宗系の導師が関わっているものと考えられる。

No.10は齊藤勇馬が幕を奉納した際の寄進札である。

No.11は三重県の伊勢神宮、栃木県の古峯神社へ代表者が参拝に行く代講解を解散した際の寄付者名を記したものである。

No.12～14は昭和七年に廟堂を建てた際の寄進札である。

No.15は昭和一年に後藤善次郎と浦山源城が鳥居二基を奉納した際の寄進札である。

No.16は里芋栽培を禁忌としていた南宮の人々が、昭和三八年に栽培祈願を行ったことを記したもの。

No.17は嘉永五年（一八五二）に後藤甚助が穀物藏を造営した際の棟札である。オモテ面の頭部に胎藏界大日如来の種子「ア」、その下に金剛界大日如来の種子「バン」、阿闍梨如來の種子「ウン」を配している。この祭事を主宰したのは山王村の修驗光禪院である。ウラ面には頭部に金剛界大日如來の種子「バン」、妙法蓮華經卷第七、觀世音菩薩普門品第二五の偈頌を記し、その下に「バン」と一字金輪の種子「ボロン」を配している。

积文

1 陸奥總社宮 神明社・八幡神社遷社札

(才七丁)

明治四十四年三月十六日

天照皇太神

奉祭 御神璽

正八幡神社

市川奏社宮尔遷座

(才二丁)

宮城郡多賀城村南宮字毛上爾鎮座世留

八幡太神同上南宮爾鎮座世留太神宮

御靈遠奉遷

社掌武本時保

泰平

為悅衆生者 村中安全攸

三月九日

大工新田村

長作

仁平治

現無量神力

(才二丁)

南無和光利物倍増法樂倍增威光心中所願決定圓滿一切衆生平等利益者也

4 陸奥總社宮 南宮神社外殿建替札

(才七丁)

天上無窮氏子安穩

正遷宮祠掌

權訓導鹿鳴時保

鎮守南宮神社大神外殿等皆建替

3 陸奥總社宮 南宮神社本堂再建棟札 別當導師

天下 諸仏救世者

國主公御武運長久 光禪院有齊法印

住於大神通

明治二巳年

村肝入

其助

組頭

重太郎

奉再建南宮大明神本堂一字

同 熊吉

世話人

榮之助

同

泰平

為悅衆生者

村中安全攸

三月九日

仁平治

現無量神力

(才二丁)

南無和光利物倍増法樂倍增威光心中所願決定圓滿一切衆生平等利益者也

4 陸奥總社宮 南宮神社外殿建替札

(才七丁)

天上無窮氏子安穩

正遷宮祠掌

權訓導鹿鳴時保

鎮守南宮神社大神外殿等皆建替

卒氏子六十三人勤行

(ウラ)
泰平 福聚海無量

國土繁榮信心堅固

(ウラ)

世話人

(パン)

別當

大友久次郎

為悅衆生故現無量神力

光禪院

育才

大工

發起者

後藤口衛門

阿部宋之助

阿部兵吉

維明治十二歲次己卯十一月吉旦

7 観音堂

大石清治

(オモテ)

筑田銀藏

本尊聖觀世音

鈴木末吉

大慈太悲觀世音

伊藤金石衛門

多賀城村南宮

浦山源四郎

現佐藤熊吉氏邸内二

櫻井仁平治

安置セリ

5 陸奥總社宮 南宮太神神靈箱書

(ウラ)

郵社南宮神社御神璽

旧跡宮城郡三十三所札所觀世音内

明治四十四年三月

第九番宮城郡多賀城南宮三井

いに志江口名残も今に三井寺の

鐘の口きに罪は消えゆく

□□□宮城郡多賀城村大代

念佛講中

天下 慈眼視衆生

大正十三年

同行廿人

奉再建觀世音一字

施主

佐藤熊吉

大主公御武長

八月

6 観音堂 観音堂再建棟札
(オモテ)

天下 慈眼視衆生

奉再建觀世音一字

施主

佐藤熊吉

8 南宮神社

(才モテ)

神明社

奉斎鎮守南宮神社御靈璽

八幡神社

(ウラ)

奉主伊藤清太郎

于時大正十三年三月九日神殿建立

武田三右工門

外有主一同

9 南宮神社

(才モテ)

秘密之力

現無量神力

南無妙法華經埼玉稻荷大明神

如來神通 為悅衆生故

(ウラ)

旧三月九日

鈴木貞吉

浦山とよ

□田文五郎

櫻井き工

昭和二年旧九月九日

10 南宮神社

寄附者

御募壹張 齋藤勇馬

11 南宮神社

伊勢 代參終告記念

古峯 講 寄附者芳名

世話役 岡崎大二郎

武田善右工門

浦山七四郎

大友健治

一、金貳円 浦山勇之助

一、金貳円 武田長三郎

一、金貳円 浦山栄松

一、金貳円 大友健治

一、金貳円 齊藤儀助

一、金貳円 伊藤貞治

一、金貳円 伊藤清之丞

一、金貳円 後藤源之助

一、金貳円 櫻井胞治

一、金貳円 大友庄太郎

一、金貳円 杉沼米治郎

一、金貳円 佐藤熊吉

一、金貳円 武田誠

一、金貳円 後藤文次郎

一、金壹円 浦山七四郎
 一、金壹円 武田善右工門
 一、金壹円 武田徳之助
 一、金壹円 岡崎大二郎
 一、金壹円 伊藤胞廣
 一、金壹円 武田三右工門
 一、金壹円 伊藤清太郎

昭和七年五月十六日

伊藤清太郎

武田三右工門

12 南宮神社

南宮 稽堂建築寄附者
芳名

一、金五円 後藤大輔
 一、金壹円 浦山源左工門
 一、金壹円 櫻井ふみ
 一、金壹円 阿部富次郎
 一、金壹円 大内玄省
 一、金壹円 芦野宗治
 一、金壹円 賀川きよみ

一、金壹円 大友良三郎
 一、金壹円 村上馨秀
 一、金壹円 斎藤けさよ
 一、金壹円 佐藤たね
 一、金五拾錢 佐藤喜平治
 一、金五拾錢 櫻井とく
 一、金五拾錢 阿部もも
 一、金三拾錢 阿部善藏
 一、金三拾錢 阿部善藏
 一、金三拾錢 阿部善藏
 一、金三拾錢 阿部善藏
 一、金三拾錢 阿部善藏

昭和七年五月十六日

伊藤清太郎

13 南宮神社

南宮 稽堂建築糯米寄附者
神社 芳名

五舛 大友健治
 参舛 武田善右衛門
 武舛 大友庄太郎
 武舛 浦山栄松
 武舛 浦山勇之助
 武舛 伊藤清之丞
 貢舛 櫻井とく

壹舛	武田誠
壹舛	佐藤熊吉
壹舛	武田徳之助
壹舛	浦山龍助
壹舛	浦山七四郎
壹舛	浦山清十郎
壹舛	浦山新七
壹舛	浦山一郎
壹舛	櫻井胞治
壹舛	伊藤耕之助
壹舛	後藤はる
壹舛	浦山源左衛門
芳名	清酒壹升
芳名	清酒壹升
芳名	銘酒四合
上棟式寄附者	浦山榮松
上棟式手傳者	大友建治
上棟式手傳者	阿部松右工門

14 南宮神社

建築材料寄附者

芳名

栗土台松板老間	栗土台松板九尺一枚	栗土台老丁	松板武間	松板武間	松板老間	松板老間	松板老間	浦山勇之助	浦山榮松

昭和七年五月十九日

大友健治
佐藤熊吉武田徳之助
後藤源之助大友庄太郎
武田善右工門
浦山七四郎
浦山榮松
岡崎大二郎
後藤源之助大友建治
阿部松右工門
浦山七四郎
浦山榮松
岡崎大二郎
後藤源之助
武田徳之助
大友健治
佐藤熊吉

芳名

上棟式寄附者

武田誠
佐藤熊吉

壹舛

納	奉	15 南宮神社
鳥居二基	後藤善次郎	武田三右工門

昭和十一年四月十五日

浦山源城

16 南宮神社

昭和三十八年三月三十一日

里芋栽培祈願

南宮部落民一同

17 後藤家

(才モテ)

(パン) 嘉永五子歳

財宝充滿

日吉山

(ア) 奉造宮穀咸二字

如意増盛

守護祈處

(ウン) 十月初三日

光禪院

(ウラ)

慈眼視衆生

施主

(パン)

行(パン)(ボロン)

後藤甚助

大工
久治

福寿海無量

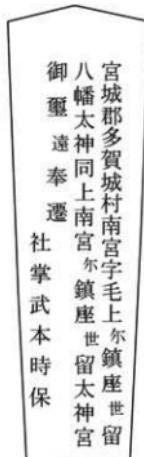
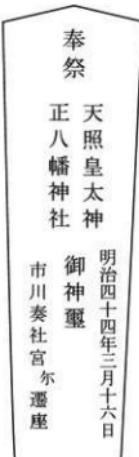
1

陸奥總社宮 神明社・八幡神社遷社札 明治四四年（一九一二）

(オモテ)



(ウラ)



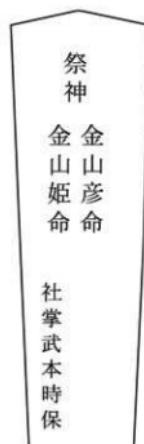
2

陸奥總社宮 南宮神社遷社札 明治四四年（一九一二）

(オモテ)



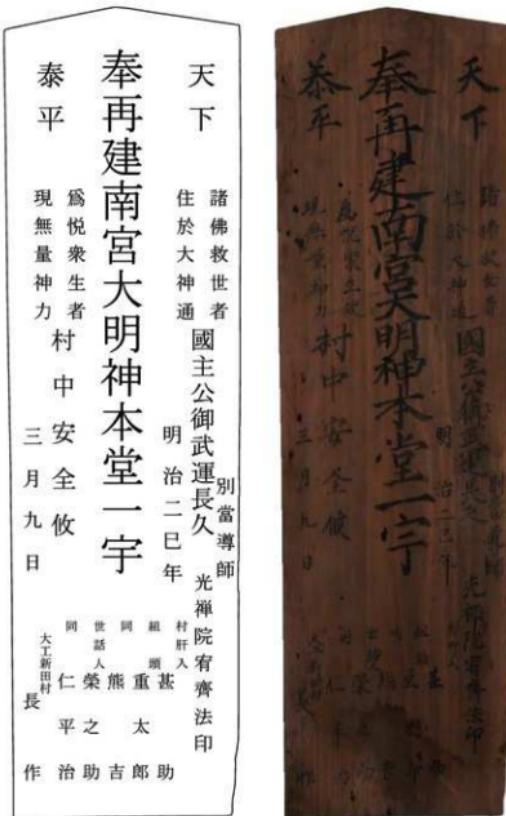
(ウラ)



陸奥總社宮 南宮神社本堂再建棟札

明治二年（一八六九）

（才七丁）



0 20cm
S=1/5

(ウ
ラ)



4

陸奥總社宮 南宮神社外殿建替棟札

明治一二年（一八七九）

（才七寸）



0
S=1/5 20cm

(ウ
ラ)



5

陸奥總社宮 南宮太神神靈箱書

明治四四年（一九一）

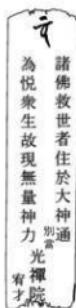


6

觀音堂

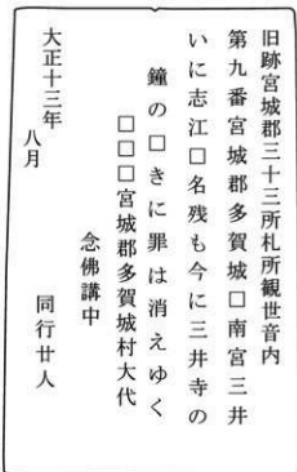
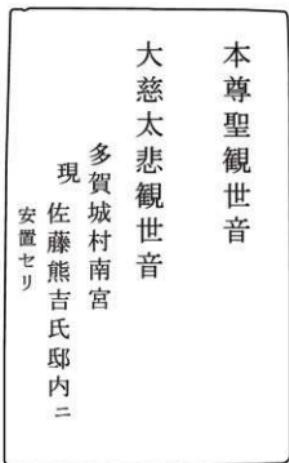
(才モ子)

(ウラ)



0 20cm
S=1/5

(オモテ)



0 10cm
S=1/10

8

南宮神社 大正一三年（一九二四）

（才モテ）



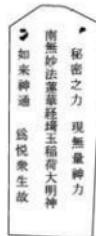
奉齋鎮守
神明社
南宮神社
御靈璽
八幡神社

（ウ
ニ）

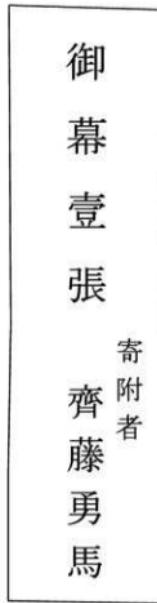
千賀大正十三年三月九日神殿建立
奉主 伊藤清太郎
外有主一同
武田三右衛門

0 20cm
S=1/5

（ウラ）
（オモテ）



0 20cm
S=1/4



0 20cm
S=1/5



昭和七年五月十六日 武田三右工門	伊勢講 代參終告記念 吉事講 斎附者芳名 世话役
	伊勢講 代參終告記念
	吉事講 斎附者芳名
	世话役
	S=1/5 0 20cm



南宮神社 鞍堂建築寄附者	
神社 芳名	神社 芳名
「金五円	後藤 大輔
「金一円	浦山源左工門
「金一円	大友富次郎
「金一円	芦野宗治
「金一円	賀川きよみ
「金一円	櫻井ふみ
「金一円	阿部富次郎
「金一円	浦山幸左工門
「金一円	内玄治
「金一円	伊藤喜平治
「金一円	李上馨秀
「金一円	佐藤けさよ
「金一円	佐藤たね
「金五拾錢	佐藤喜平治
「金拾錢	阿部もゝく
「金拾錢	善藏
「金拾錢	浦山能助
昭和七年五月十六日	
武田三右工門	
伊藤清太郎	

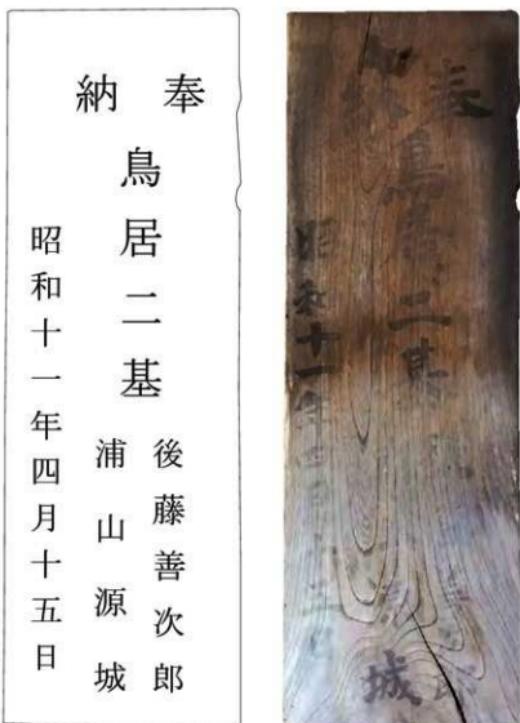
S=1/5 0 20cm

(伊藤清太郎)

15

南宮神社

昭和十一年（一九三六）



0 20cm
S=1/5

里芋栽培祈願

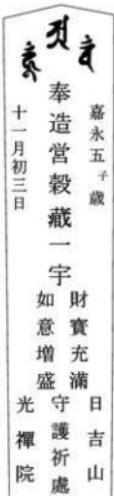
昭和三十八年三月三十一日

南宮部落民一同



0 20cm
S=1/5

(才七丁)



0 20cm
S=1/5

(ウ)



二 扁額

No.18 「祝國」は慈雲寺に一五面、南宮神社に一面ある。No.19～30は屋内に保管されているが、No.31・32は建物の壁面に掲げられた状態となっている。

No.18 「祝國」は「開山七十翁機書」と記されており、大年寺の開山鉄牛道機が大年寺に入山した翌年、元禄一〇年（一六九七）のものとされている。いずれも大年寺の堂舎に掛けられていたもの。

No.19 「覺皇宝殿」は五代藩主伊達吉村原書で、大年寺の仏殿に掛けられていたもの。年代は享保六年（一七二一）。

No.20 「禪悅堂」は、禪定に入つて心が静まり、快適になるその状態（法悦）を食とする立場から付けられた食堂のこと。日本の臨済宗、曹洞宗では禪堂内で食事をとり、特に斎堂（食堂）を建てないが、黄檗宗では禪堂と同じ規模の食堂を建てている（黄檗宗務本院 一九九〇）。元文三年（一七三八）夏（四月）穀旦（吉日）の年次が記されている。

No.21 「無所住」は四代藩主伊達綱村原書と考えられている。

No.22 「選仏場」は仏祖を選び出す所の意で、禪宗寺院内で僧が座禅を行ふ僧堂のこと。江戸時代前期に明國から渡來した黄檗宗の僧木庵性培の書と記されている。裏面に元禄一三年（一七〇〇）八月二日の日付で、この扁額は靈岳山龍藏寺の僧堂に掛けられていたという住持鳳山の墨書がある。靈岳山龍藏寺は利府の森郷にあった黄檗宗の寺院で、鳳山はその開基。

No.25 「広長舌」は仏の三相の一つで嘘偽りのない相のこと。覚天書と記されている。裏面に墨書があり、諫訪茂七、新野喜右衛門、諫訪茂兵衛の名がみられる。雕工は、彫形と彫刻のいずれも「ちょうどこく」と読むことから、扁額の製作に関わった工人であろう。

No.28 「抜苦」は仏・菩薩が衆生の苦しみを抜き去ること。

No.29 「般若」はオモテ面に華園古梁、ウラ面に「南條玄庵」の刻書がある。

No.30 「淨聖龕」の龕は、石窟や家屋の壁面に仏像や仏具を納めるために設けた龕のこと。仏像を収める厨子を指すこともある。文化辛未の年（文化八年・一八一）の年次とともに、前華園古梁の名が記されている。

No.32 「海東禪窟」の海東は中国大陸の東側ということで日本を表すことから、日本一の禪寺という意味かと考えられる。

積文

18 慈雲寺

19 慈雲寺

20 慈雲寺

21 慈雲寺

22 慈雲寺

23 慈雲寺

24 慈雲寺

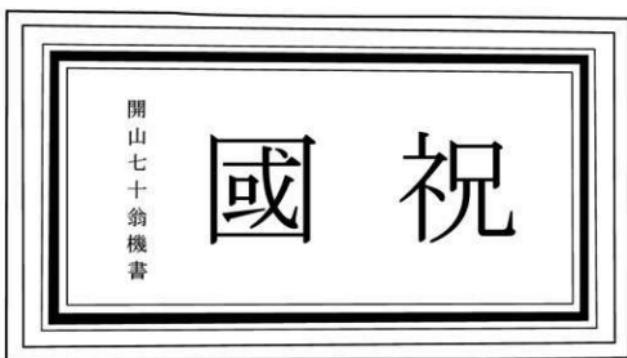
25 慈雲寺

21	慈雲寺	同年三月二十六日 國庵書 (裏面墨書)	本山第五代拙堂	禪悅堂
22	慈雲寺	御雕工 庶□也 主立	諫訪茂七 新野喜右衛門 諫訪茂兵衛	地藏尊
23	慈雲寺	第七代真鉄力 龍王□來書	拔苦	月念二日 住持鳳山瑞記焉
24	慈雲寺	若般若	28	慈雲寺 大聖歡喜天
25	慈雲寺	舌長廣堂 覺天書	29	慈雲寺 華園古梁
26	慈雲寺	文化辛未春 前華園古梁書	30	慈雲寺 淨聖龕 仲之志力
27	慈雲寺	維時元禄十三年庚辰八 此扁額揭于	31	慈雲寺 黃檗木庵書 (裏面墨書)
28	慈雲寺	南宮神社	32	慈雲寺 海東窟 禪窟
29	慈雲寺	33	南宮神社	

18

慈雲寺

元禄一〇年（一六九七）



0
S=1/20 1m

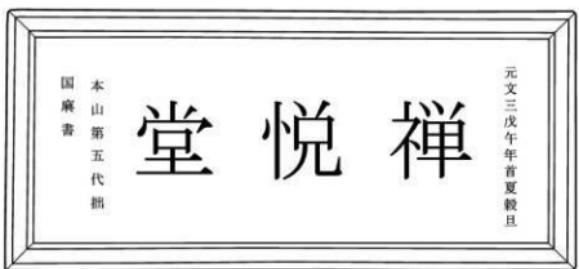


S=1/30 0 2m

20

慈雲寺

元文三年（一七三八）



0 1m
S=1/20

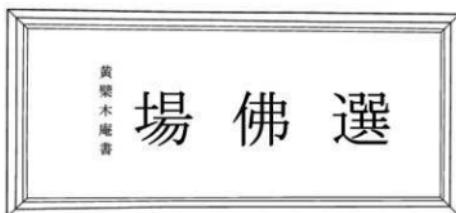


0
S=1/20 1m

22

慈雲寺

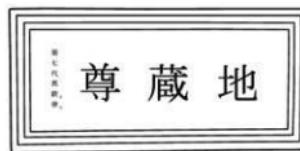
元祿一三年（一七〇〇）



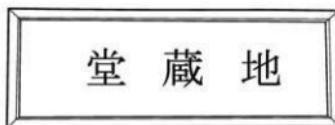
0 1m
S=1/20

23

慈雲寺



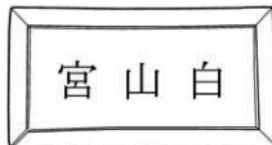
0 50cm
S=1/20



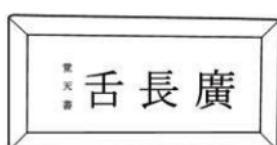
S=1/20 0 50cm

26

慈雲寺



S=1/20 0 50cm



S=1/20 0 50cm

25

慈雲寺

27

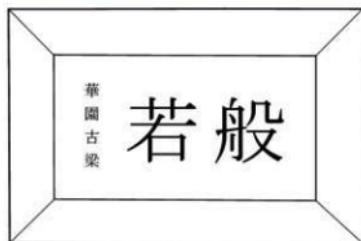
慈雲寺



28

慈雲寺





淨聖龕
文化辛未仲夏之志
前華園古梁書

31

慈雲寺



32

慈雲寺



窟源東海

選佛場

33

南宮神社



0
S=1/10 50cm

三 聯

聯は細長い板または紙に書画を書いて柱、壁などに懸けて飾りとするもの（『大言海』）。慈雲寺に五対保管されている。

駄文

34 慈雲寺

（オモテ）

座□為□願百億座化亡身

（ウラ）

法界為□現回几想愁□相

龍門七十七□□按

37 慈雲寺

（オモテ）

送光之事□珊瑚李□持月明

（ウラ）

心寳□□瑞瑠向近歲平究

38 慈雲寺

（オモテ）

□空□露番場笑伊默願

（ウラ）

解脱門開拶入□芳彈指

十方世界香水海万象森羅淨灑身
須信鎮湯無冷處杓頭拋下并蹊親

打破明鏡產重古須見靈容□相

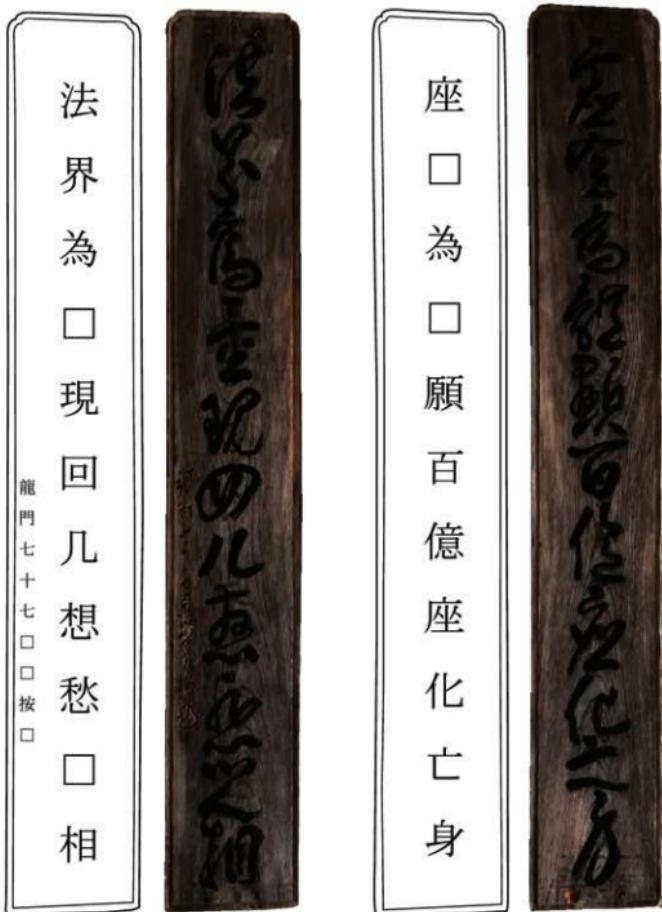
35 慈雲寺

（オモテ）

弘開獨羅藏自然□出玉殿□樓

（ウラ）

□山沙門小□宗敬書

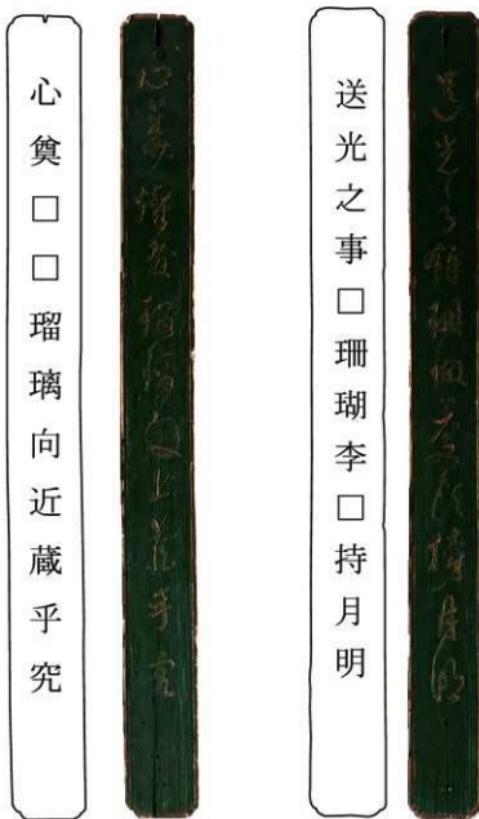


0
S=1/10 50cm

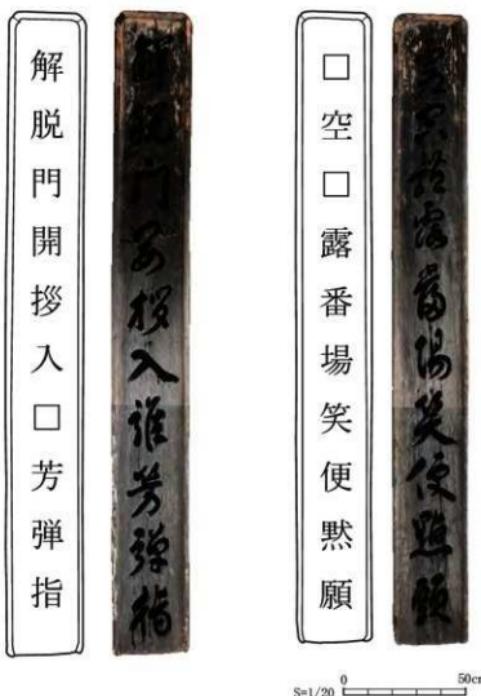


0 1m
S=1/20





0
S=1/10 50cm



四 穎

祝文

39 慈雲寺

心

四聖六凡

從這裏生

豈可不慎哉

希応
(花押)40 慈雲寺
堂規

五鼓報鐘鳴連二版直日揭帳齊盥沐礼仏一版上單

三版止靜香一寸開靜課誦畢候雲版鳴茶洗過堂粥粥

後接一版定香魚二鳴經行香半炷二版茶復經行香

將完魚一鳴抽解歸位三版止靜坐香完開小靜茶

香二寸隨意經行魚一鳴抽解三鳴復靜香完隨

意坐候梆鳴開靜帰位聽版過堂飯飯後接版

定香止靜如前候開靜過堂粥粥後聽報鐘鳴課

香完開靜放參

一營頭上堂時各具衣次第而立有話問則出勿得
參差違者罰

一堂中出入時出則執事在前入則執事在後違

者罰

一止靜坐香並課誦不隨衆者罰

一巡香故縱昏散者罰

一隣對單口互坐位裡談者罰

一食事不待結齋無事預起者罰

一直日接版定香鳴魚洗茶鍾每須焰管違者罰

一抽解沐浴洗浣時不得人客堂請寮空處與人

裸話違者罰

一經行時不得亂行放參後不得亂走作声妨衆違

者罰

一為已事他出當出衆間訊告板過限者不得旋

便進堂在外消遣候單除公務不論

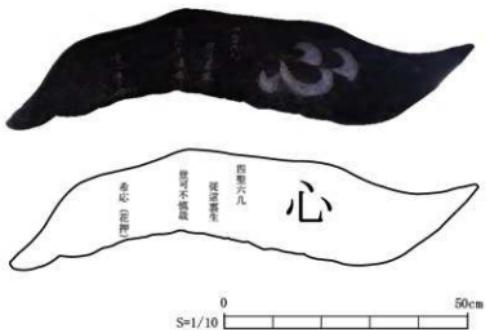
一尊客人堂聞客版鳴齊帰位參差者罰

一關構是非屢不隨衆者出堂

一小恙不許告飯重者給飯至重者出堂

調養

方丈立



S=1/10

五 絵馬

南宮神社に四枚、慈雲寺に四枚ある。そのうち慈雲寺の資料について
は、宮城県教育委員会が昭和六三年度から二か年にわたりて実施した調
査の中で実態が把握され、報告書に収録されている（宮城県教育委員会
一九九〇）。絵馬の画題については同書を参考にした。

No.45は寛政九年（一七九七）の女人供物奉納図。畠敷きで御簾が巻か
れた邸内、白の袴に袴の袴を着けた三名の女性が供物を捧げている。中
央の女性が持つのは鏡子、左の女性が持つのは三方に乗せた白い土器で
婚礼の支度のようにも見える。「高橋氏」の記載は奉納者を示すものか。
No.46は文化七年（一八一〇）の熊谷直実。黒い馬に跨った壯年の鎧武
者が刀を振りかざして進撃している。一の谷の合戦における熊谷直実か。
No.47は安政五年（一八五八）の供物・武士拝み。供物は三方に乗せた
餅で、袴を着けた武士が手を合わせている。作者は雪城蘭水。

昭和五三年（一九七八）



S=1/5



S=1/5

(オモテ)



(ウ ラ)



（オモテ）



（ウ ラ）





S=1/10





S=1/10





S=1 / 5





S = 1 / 5



第六節 木製資料

第五節で扱った札類、扁額、絵馬以外の木製資料として、慈雲寺に神輿、前机、駕籠、紙製の金剛杵などがある。神輿と前机については附章に収録しているので、ここでは駕籠と金剛杵について説明する。

駕籠は唐破風の屋根が付けられた黒漆塗の乗物駕籠である。基部の各隅に取り付けられた柱が屋根を支え、各側壁は留金具によつて固定されているが、取り外せる構造となつてゐる。規模は、基部の長辺が一〇二センチメートル、短辺が八三センチメートル、棟までの高さは一一三センチメートルで、担ぎ棒は断面が四・八×六・〇センチメートル、長さ三〇〇センチメートルである。

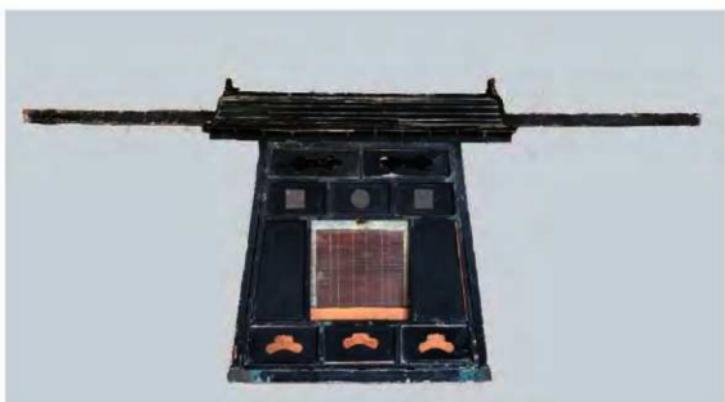
内部について見ると、直接担ぎ棒に掛けられる鉄製の枠が棟側の基部に取り付けられている。その上端は、棟の直下に設けられた担ぎ棒を差し込むための方形の穴に合う位置に、担ぎ棒の形に合わせて成形され、基部以外に掛かる負担を抑える構造となつてゐる。

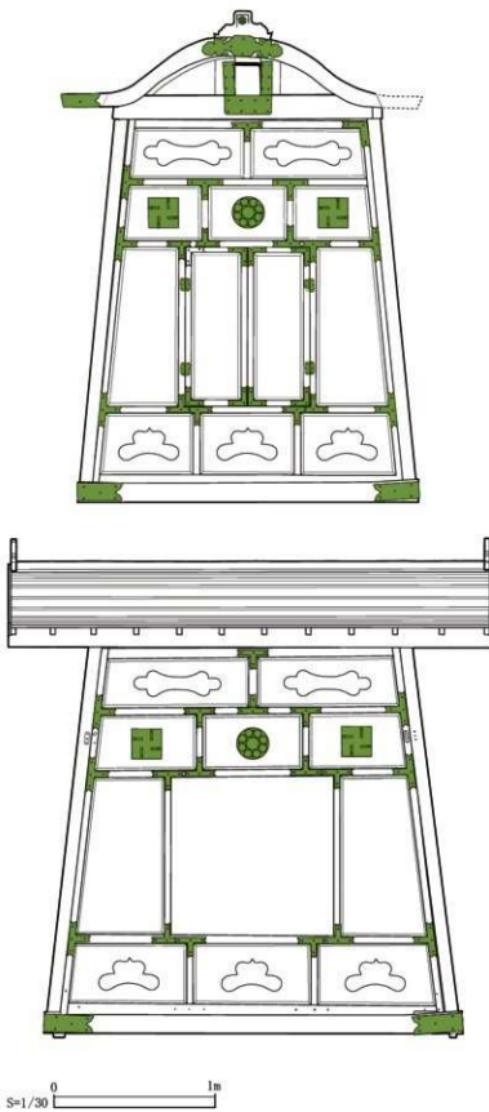
装飾については、側壁の上部と下部には透かしが開けられ、部材の継ぎ目は飾金具で補強されている。妻側には九曜と卍の文様を打ち出した飾金具も見られる。建具の部材の継目もT字、L字の飾り金具で固定されている。

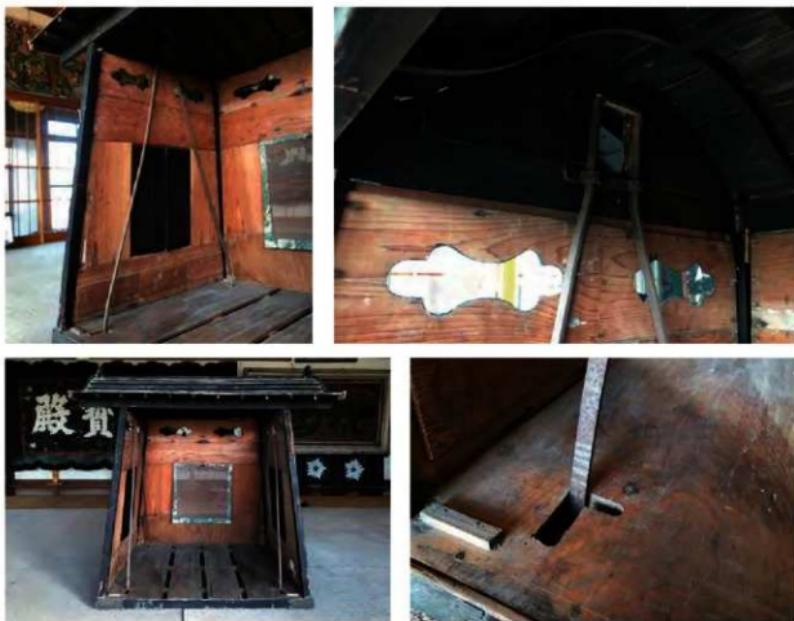
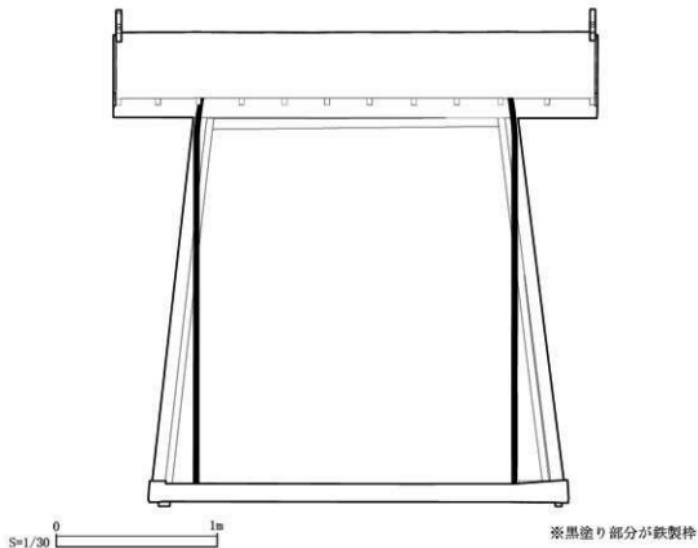
金剛杵は一切絆で張り固めた張子の製品と言われ、かつては大年寺の什器だったという。



1 慈雲寺 金剛杵







籠内部の鉄製枠取り付け状況

第七節 金工

No.1は慈雲寺の本堂に掛けられた享和元年（一八〇一）の梵鐘である。

口径は三〇・二センチメートルと小型であり、一尺八寸以上が梵鐘といふ区分からすれば、半鐘というべきかもしれない。乳ノ間と中帯に挟まれた池ノ間は織帶によって四分割されており、その各面に銘文が刻まれている。内容は父母である一容相心信士と一條素信女の菩提を訪うため什物としてこの鐘を寄進した旨、九世活応が記している。仲夏が五月、上浣は吉日のことである。

No.2は南宮字町の観音堂に掛けられた鈸口である。中央に撞座、その外側に撞座区、その外側が銘帯となつており、降線によつて区画されている。撞座は八葉の蓮華文を表したもので、蓮弁は先が尖つて三角形となり、形骸化した形態となつてゐる。銘文は、吊り下げる状態で左右に書き分けられており、中央に「奉納」、右に「明和七年三月廿一日」、左に「南宮村常宝院」と印刻されている。三月二日は観音堂の祭日である。常宝院については不明である。明和七年は一七七〇年。

釈文

1 慈雲寺 梵鐘

宮城郡南宮邑祝陽
山慈雲禪寺開山以

來在大鐘無小鐘吊
雖無小鐘悲助力之無

人因茲今春励精心
而為父母之脫毫衣

求小声而成常什物
與者也

九世活応記之

為一容相心信士

一條素信女

兩靈菩提

鎔物師山形住

庄司治右衛門

銘云

山村數里外声々尽三千
梵音弘摩玄清香滿玖天
偏界不藏□慈雲明々□
靈光自不昧□々齊大仙

維時

享和元辛酉仲夏上浣

2 観音堂 鈸口

奉納

明和七年三月二十一日

南宮村常宝院

1 慈雲寺 梵鐘 享和元年（一八〇一）



2

觀音堂 銅口

明和七年（一七七〇）



S=1/2 0 10cm



第八節 民俗

一 地域の概要

南宮村の範囲は、現在の南宮地区とほぼ同じであり、北側に水田が広がり、旧塩街道沿いに家屋が立ち並んでいる。多くの家屋は建物の妻側を道路に向けており、奥行きのある短冊状の敷地が連なっている。集落の東側をシモ(下)、西側をカミ(上)と分けており、旧家はシモに多く、分家や他所からの転入者といった新しい家ほど西側に屋敷を構えることが多かったと言われている。屋号は次のようなものが確認でき、街道沿いという地理的環境からか、商いに関するものが多い。

アタラシイエ (新しい家)	チャヤ (茶屋)
アベシン (阿部信)	トヨミヤ (※)
アブラヤ (油屋)	バクロウヤ (馬喰屋)
イリノイ (人の家)	ハナヤ (花屋)
オケヤ (桶屋)	フンノイ (古い家)
カジヤ (鍛冶屋)	マスゴロウヤ (舛五郎屋)
クマヤ (熊屋)	マンジュウヤ (鶴頭屋)
ケアゲ (毛上)	モロヤ (※)
コメヤ (米屋)	ワタヤ (綿屋)
サカヤ (酒屋)	
ショウユヤ (醤油屋)	
タバコヤ (煙草屋)	

※ 漢字不明



第7図 南宮地区民俗調査関連図

二 人々のつながり 契約講

現在南宮でケイヤク（契約）と呼ばれるものは、六班から一二班まである、主に葬儀の際に活躍する相互扶助組織である。トナリグミ（隣組）とも呼ばれており、南宮自治会の一二の班分けによっている。一二班のうち、一～五班まではケイヤクを組織しておらず、六～一二班の中でも、

自治会にのみ加入し、ケイヤクには加入していない家もある。一～五班は、南宮の西側一帯が開発されて世帯数が増加した地域に新たにできた班であり、昔ながらのケイヤクが存在しない。これに対し、古くから集落が形成された東側の六～二班にケイヤクが残ると考えられる。この班の中で葬儀の手伝いをするが、現在は会館での葬儀が主流になっていたため、受付・住職の送迎などをする程度である。かつては、アナホリ（六掘り）やロクシャク（六尺）と

いった役があり、墓穴掘り、棺担ぎ、飾り物作りなどをケイヤクが担っていた。まとめ役は当番制になつており、前に死者が出た家が当たり、これを念仏頭などと呼ぶ。この当番の回し方は、すべての班に共通しており、役割などを記した記録類も当番が保管している。

昭和五五年に行われた市史編纂のための民俗調査のデータに

よると、契約講は一四～一五戸ほどで組み、葬儀の補助や屋根の葺き替えを協力して行っていたが、アジア・太平洋戦争時に解散し、隣組が組織されたとされている。この時の隣組が、現在のケイヤクの基盤になっていると考えられる。

〈六班〉

平成三〇年時点で一五戸で構成されている。六班が現在ケイヤクを組織している西端であり、ここより西の新しい住宅街にケイヤクはないと思われている。もとは東隣の七班と同じ班に属しており、当時は一班であつたが、平成元年の班再編成によつて一班は六班と七班に二分された。

〈七班〉

平成三〇年時点で一〇戸で構成されている。東西に広がる集落の中で、かつてはこの付近が集落の西端でムラの入口であった。そのため、現在は自治会の班分けで七班となつているが、もとはこの班をケイヤクの一班としていた。一班は現在の六班も含んだ班分けであつたが、平成元年の班再編成時に二つに分かれた。



現在の7班の戸主たち（昭和30年頃） 桜井つね氏提供

七班には昭和四七年からの記録（死者の記録は昭和一八年から記載あり）が残つてお

り、活動内容の変遷をたどることができる。この「上南宮親睦会（隣組）規約」によると、昭和四七年当時は、三つの班に分かれており、葬儀の扶助はこの班ごとに行われていた。この班を「手伝いかた」とし、取りまとめ役を「念仏頭」としている。昭和五五年度までは、毎年正月に当番の自宅で集まりが開かれ、会食をしながら様々な決め事が行われていたが、翌年から会場は集会所に変更されている。

その後、平成一二年度からは、当番の負担軽減のため、会場は近隣の飲食店とすることが定められた。

また、七班の記録には、昭和一八年からの死者とその遺体の処理方法、葬儀にあたつての「六掘」「六尺」の二役が記録され、この地域における葬儀の変化を知ることができる。これによると、初めて火葬の文字が見られるのは昭和二三年であるが、その後も土葬は行われており、ほぼ完全に火葬に移行するのは昭和三九年からである。火葬時にも墓穴掘りの役である「穴掘」に人が当たられており、この場合の「穴掘」は火葬骨を入れた骸骨器を納める穴を掘るものなのか、墓石を動かす役を示すのか、詳細は不明である。

（八班）
平成三〇年時点で一二戸によって構成されている。葬儀の補助が主な

活動内容であり、班で所有する記録類は残っていない。

（九班）

平成三〇年時点で一〇戸で構成されている。現在は年に一回新年会を開く他は、葬儀の補助が主な活動となっている。班で所有する記録類は残っていない。



上南宮親睦会（隣組）規約

（一〇班）

平成三〇年時点で南宮に居住する講員は六戸であり、班再編成以前は四班であった。一〇班には、昭和二〇年代からの記録帳が残つており、講員名簿や規約、葬儀における「六尺」「穴掘」の二役が記録されている。規約については次の通りである。

規 定

第一、本講は南宮第四組永住者を以つて組織し
親睦を図るを目的とする

第一、講員中死者あるときは一切のお世話を為す事

第三、葬儀の當日講員は白米五合野菜代金壹圓を出し出棺二時間前に集合し野道に必要なる花提灯其他の物を作り葬送に万

遺憾なき様努むる事

第四、六尺、穴掘等は名簿抽籤乃順序により
逐次當番の事

但し前項の場合に種々の止むを得ざる事

故あるときは次の當番と詰合の上交換するは差支なし

第五、道具の作り方終りたるときは酒及び精進料理の一品を出し塩、水等をも出して清める事

第六、當日は講員に一飯を賄ひ且つ穴掘當番には道具洗料として金武圓宛を賣主より遣はす事

規約改正

一、世話方は定めた時刻を厳守の事
一、ノ 賄を受ないこと

一、道具洗ひ清酒一升やつこ豆腐を出す事
一、墓所の納骨まで世話をすること その時

埋葬道具洗ひとして清酒一升、並其附物

をいたたく事

昭和五十五年七月五日以降

右の通り改正いたしました

昭和五十四年改正
参考 円也をいたたく事

六十年改で
五千円也

ここから、ケイヤクの本質は葬儀の相互扶助であることは明確であり、「六尺」「穴掘」についても、「六尺」は棺相ぎ、「穴掘」は墓穴掘りであると考えられる。土葬から火葬へ移行した後もこの二役は当番が当てられているが、実際の作業はなく、形式的に割り振つてているという。



念佛講記録簿（10班保管）

ここにある「道具洗び」とは、墓穴を掘る役に出される振舞いのことであり、酒と豆腐が出されている。穴掘り役には握り飯や酒が振舞われることが多く、これは米の力によって死の繊れから自身を守る意味があると一般的に解釈されている。
また、豆腐にも魔除けの力があるとされ、酒と共に出す地域が多い。豆腐については、かつては隣の一〇班でも同様に、手伝いをした講員に振舞われており、こちらも同じ意味であると考えられる。

平成三〇年時点で一三戸によつて構成されている。一一班には、大正九年（一九二〇）からの記録帳が残つており、講員名簿や規約、葬儀における「六尺」「穴掘」の二役が記録されている。規約については昭和五年に改定されたものが次の通り記載されている。



念佛講記録簿（11班保管）

<二二班>

平成三〇年で七戸で構成され、班再編成以前は六班であつた。現在は定期的な集まりもなく、講員が亡くなつた際の手伝いが主な活動である。自宅で葬儀を行つていた頃は、飾り物作りや納骨の際に墓石を動かす仕事があつたが、葬祭会館を利用するようになってからは、受付や住職の送り迎えを行う程度である。



慈雲寺寺へ向かう葬列（昭和15年）阿部信夫氏提供

(1) 2 信仰に関わる講 鎮守講

南宮神社を信仰する講集団で、チンジンコウ（鎮守講）という。平成二八年に解散するまで年に一回、一月九日にヤド（宿）と呼ばれる当番の自宅で集まりが開かれ、掛軸を拝んでいた。解散時の講員は六戸であ

一二班には、昭和五九年から使われているノートがあり、講員名や昭和二七年からの「亡くなつた人の戒名」、命日、トナリグミからの香典金額などが記録されている。また、「花竹賀」「かね、旗」という役割分担が見え、これは飾り物の材料調達、葬列を組む際の持ち物の借用役であると考えられる。鉢は葬列の先頭で打ち鳴らし、出棺を近隣に伝えるもので、旗は喪家の目印として門口に立てるものである。

ある。

鎮守講には、明治三三年からの記録が現存し、毎年の集まりや講員の料理代の負担に関する規約などが記されている。これによると、集まりは当初旧暦で行われており、一月、三月、九月のそれぞれ九日に開かれていた。その後、一月と三月の二回に減り、三月九日が新暦の四月一日に変更され、昭和二〇年四月一四日の集まりで、旧暦一月九日の一回に改定されている。安永三年（一七七四）の「風土記御用書出」には、南宮明神社の祭日は三月九日との記載があり、九日はこれに関連する日だちであると考えられる。

かつて、講は上区と下区の二つに分かれていたとされるが、いつの時期に一つになつたかは伝わっていない。現存する記録には、「南宮上區講中」の文字が見えることから、下区の講が途中で解散したか、上区に統合されたと考えられる。従来は、世代交替がなされながら一戸から一人の原則が守られていたが、徐々に困難になつて講員が減少し、平成二八年に講員の高齢化などを理由に南宮自治会に祭祀の一切が託された。当時ヤドで管理していた掛け軸や記録類も集会所で保管されている。



鎮守講掛軸

(2) 庚申講

庚申神社を信仰する講集団で、平成二九年に解散した時の講員数は五戸であった。毎年新暦三月二三日と八月二三日に、ヤド（宿）と呼ばれる当番の自宅で集まりが開かれ、掛け軸を拝んでいた。平成二一年の記録からは、年に二回集まりが開かれている様子が見て取れるが、その後三月のみに変更された。二回行っていた頃は、三月には赤飯を、八月には白いお蒸しを供える決まりであった。



祭日に掲げた幟
(350 cm × 60 cm)

(3) 伊勢講

三重県伊勢市の伊勢神宮を信仰する集まりである。講の代表者が参拝し、講員の札を受けてくる代参が行われていたと考えられるが、昭和七年にその活動を終えたことを記録した札が南宮神社に奉納されている（本章五節参照）。なお、字伊勢にあつたお伊勢様との関係性については明確ではない。

(4) 古峯講

栃木県鹿沼市の古峯神社を信仰する集まりである。伊勢講同様、昭和七年にその活動を終えており、それを記録した札が南宮神社に奉納されている。

三 神社・寺院・小祠
(1) 南宮神社

字色の地の水田の中に堂宇があり、チンジンサマ（鎮守様）やイロノゴゼン（色の御前）と呼ばれている。祭神は金山彦神と金山姫神の二柱に加え、若（岩）佐姫命の三柱が祀られているとされている。若（岩）佐姫命は年若い女神であるとされ、もとは本市南部の八幡地域に祀られていたが、津波で南宮まで流されたところを南宮神社の二柱に迎え入れられ、それ以来ここで祀られるようになったと伝えられている。「色の御前」とはこの若い女神を指すとされ、鎮座地周辺を「色の地」と呼ぶのもこの女神に関係すると考えられる。

明治四三年（一九一〇）、南宮神社は高橋の大日賣神社（大日堂）、新田の冠川神社、山王の日吉神社とともに市川の總社宮に合祀された。昭和五年に行われた市史編纂のための民俗調査のデータによると、夜、神職が白い馬に乗って先に立ち、御神体を神輿に乗せ、人々は提灯を手



南宮神社

に持つて市川に送つたとされ
ている。

南宮神社は、場所の移動は
確認できないものの、神殿、
廟堂の建て替えは奉納され
ている棟札、寄進札から確認で
き、大正一三年（一九二四）
に神殿が新築され、昭和七

年に廟堂新築、昭和二年に
その修復工事が行われて
ることが分かる（第五節参照）。

鹽電神社に残る「陸前國塩電
神社末社宮城郡南宮村鎮座



陸前國塩電神社末社宮城郡南宮村鎮座
南宮神社景色圖（鹽電神社藏）



南宮神社牌

左: 457 cm × 75 cm
右: 465 cm × 75 cm

年に廟堂新築、昭和二年に
その修復工事が行われて
いる棟札、寄進札から確認で
き、大正一三年（一九二四）
に神殿が新築され、昭和七

年に廟堂新築、昭和二年に
その修復工事が行われて
いる棟札、寄進札から確認で
き、大正一三年（一九二四）
に神殿が新築され、昭和七

年に廟堂新築、昭和二年に

その修復工事が

行われている

ことが分かる（第五節参照）。

鹽電神社に残る「陸前國塩電

神社末社宮城郡南宮村鎮座

南宮神社景色圖

（鹽電神社藏）

男の神ばかりで若い女神には
居心地が悪い。堪えかねて南宮
に戻ったが、社は取り壊され、
境内の木に止まつて凌ぐも限
界である。そのため、新たに社
を作つて祀つてほしい。疫病は
それに気がつかせるために起
こした祟りである」というものであつた。これを聞いた南宮の人々は、
簡素ながらも建物を建て、再び色の御前を祀りはじめた。

廟堂に残る資料からも、合祀から十数年経つて境内が再び整備されて
いく動きを確認することができ、その背景には、この話からもうかがえ
る明治政府が推し進めた神社合祀政策に対する南宮の人々の反対と、鎮
守の神とのつながりを保持したいと望む心情があつたと考えられる。
また、神社合祀は祭日にも影響を与える。現在の祭日は四月一五
日であるが、安永三年（一七七四）の「書
出」には、三月九日が祭日と記されて
おり、これが本来の祭日だと考えられる。
これは、現在でも総社宮の祭日に合わ
せて実施されているため、四月の第
三日曜日に総社宮の神輿が南宮の集落
を回つており、合祀されていた時代か
ら続く総社宮とのつながりが垣間見え
る。



南宮の民家に立ち寄る総社宮の神輿



大正 13 年に建築された神殿

(2)

慈雲寺

曹洞宗の寺院で、山号は祝陽山。現在の本堂は平成一八年に建てられたもので、旧本堂は旧塙竈街道に面して北向きに建っていた。南宮、山王、新田を中心とした家を抱え、平

成二六年に就任した現在の住職で一九代目とされている。もとは福島県伊達郡成田村にあったが、開基である成田左馬守重勝が南宮村に知行地を賜つたことから、一緒にこの地に移ってきたと伝えられている。本尊は

地蔵菩薩で、令和元年の仏像調査の際には文明一四年の銘が確認された。寺の組織には護寺会があり、檀家は皆その会員になっている。会長が一名置かれ、一五名の役員が寺の運営補助をする。一五名の役員の多くは、昔からの地域に根付いた家から選出され、任期は定まっていない。

主な行事は、四月二九日の大回向会、八月一二日の盂蘭盆会、一月一六日の墓参りである。盂蘭盆会については、イエニオホトケ（お仏）がいる檀家を行われ、

ここで塔婆を受け取り、これを盆の期間盆棚に祀る。一六日が墓参の日となっており、先祖の靈を送りながら塔婆を



塔婆



旧本堂（昭和15年）阿部信夫氏提供

墓に納める。また、盆行事に関連し、南宮地域では、盆明けに盆棚飾りを市川との境を流れる原谷地川に流す風習があったが、近年は、各家庭で処分するようになり、この光景は見られなくなった。一月一六日の墓参については、現在墓参りは、春秋の彼岸、盆、故人の命日など

が一般的な機会であるが、南宮地域周辺では一月一六日も墓参の日になつており、境内の墓地を訪れ、住職に挨拶をする日となつている。正月が明けたこの日は、あの世の

正月とされ、仏壇にも供物が上げられる。

寺の施設には、葬儀の会場として利用できる慈雲寺会館がある。平成八年の開館以降、自家の代わりにここを利用する檀家が多くなり、その後徐々にその他の葬祭会館の利用が増えていった。南宮の各ケイヤクでは、役割として鉢と旗を寺から借りてくる役がある。鉢は葬列の先頭で打ち鳴らし、出棺を近隣に伝えるもので、旗は喪家の目印として門口に立てるもの



赤い旗 (266 cm × 88 cm)



鉢



仏壇の供物 (1月 16 日) 櫻井欣一氏宅

である。これらは、自宅か慈雲寺会館で葬儀を行う場合に利用され、現在は年に二～三回ほど使われるという。

(3) 庚申神社

コウジンサンマ（庚申様）と呼ばれ、字庚申の旧塙竈街道沿いに鳥居が立っており、住宅に挟まれた狭い参道を抜けた先に庚申塔が数基祀られている。中でも明和四年（一七六七）の庚申塔（第四節参照）には覆屋がかけられ、庚申講の講員が大切に守ってきた。

庚申信仰の祭神は、仏教系では青面金剛、神道系では猿田彦神である。このうち猿田彦神は道祖神的要素を持つ神であるとされることが、同様に道や境界を守る性格があるとされ、辻やムラの境界に庚申塔が置かれることがある。現在は戸数が増加し、庚申神社の西側にも各家々が多く建ち並んでいるが、かつてはここがムラの外れであり、南宮でも外からムラに悪いものが入り込まないようにするために庚申塔を境に祀ったと言い伝えられている。

祭日は新暦三月三日と八月三日で、平成二十九年に庚申講が解散す

る前はこの日に祭りが行われていた。また、境内には杉の大木があり、長年神木として崇められてきたが、近隣の要望により伐採され、現在は切り株が残っている。



周囲に家が建ち並ぶ前の庚申神社

(4) お上人様

庚申神社境内に、不動明王像と「白雲山不動尊」と刻まれた供養塔があり、オ

ショウニンサンマ（お上人様）と呼ばれている。言い伝えでは、旅の上人が仙台藩家臣成田氏の屋敷前を通ろう

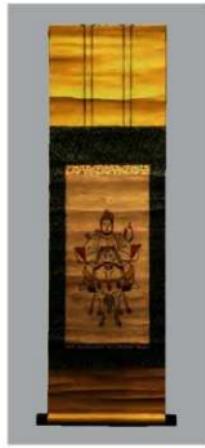
すると、その家臣に「他所者はここを通ってはならない」と通行を妨害され、抵抗したところ切り殺されたという。これを憐れんだ人々が供養塔を建てて上人を供養したとされる。上人塚は、かつては現在地の東側にあつたが、昭和二七年頃の耕田整理の際に現在地に移し、新しく白雲山不動尊の供養塔も傍らに建てられた。



善海上人を供養した不動明王像

成田氏の屋敷の前を通行してはならないとする決まりが実在したかは不明であるが、南宮のまち並みを通らずに、山王から南宮のまち外に抜けるルートというものが伝わっている（第七回参照）。

また、上人塚に関する話は、次のような言い伝えも残されている。庚申神社に移動する前、上人塚は水田や畠地の中にあつたが、ある時、塚の土が流れ出していた。それを見た人が、土を盛つてやると、夢に上人が現れ「私の土地を増やしたように、お前の土地も増やしてやる」と言つた。それからしばらく後、土地のやり取りの中で、夢の言葉通り、新しい土地を手に入れる機会に恵まれたという。



お八幡様の掛軸
(87 cm × 26 cm)

(5) お八幡様

字町の谷家の屋敷内に石の祠が祀られており、オハチマンサマ（お八幡様）と呼ばれる。三重県伊勢市（八幡様）と呼ばれている。アジア・太平洋戦争時には、出征前の人々が武運長久を祈るために多く訪れたという。

もとは櫻井家で祀っていたが、屋敷を移した際に祠はそのままにしたため、後にその土地に入った谷家に渡り、以来両家で祭祀を行っている。

祭日は旧暦一〇月一五日であるが、現在は新暦で行っている。この日は石祠の前に両家の供物を上げ、掛け軸を拝む。この掛け軸は、祠の場所が櫻井家の敷地であった時代から伝わるものであり、櫻井家が屋敷を移る際に携えて行き、祠と掛け軸が離れたことによって障りがあったと伝えられている。そのため、現在はこの掛け軸も谷家で大切に管理されている。



震災後新調されたお八幡様（右側）



お伊勢様遠景 南より（平成7年）



石の祠（平成7年）

(6) お伊勢様

現在は失われてしまったが、字伊勢の水田の一画に木々に囲まれて石の祠が祀られていた。オイセサマ（お伊勢様）と呼ばれ、三重県伊勢市（伊勢神宮）の分靈を祀っていたと伝えられている。総社宮の神職が祭祀を執り行い、祭日も総社宮と同じ四月一五日であったという。代々浦山家が関わっており、正月に注連縄を張り、供物を上げるなどしていた。平成三年の東日本大震災で祠が崩れ、翌年にお祓いをして総社宮に納めた。現在はその後の圃場整備などにより木々も伐採され、その面影を見ることはできなくなっている。

(7) 観音堂

字町の佐藤家の屋敷内に觀音堂が祀られている。もとは旧塙籠街道沿いに堂宇があつたが、いつの頃からか佐藤家の屋敷内に移され、氏神のように祀られるようになったという。宮城郡三三番札所の第九番目と伝えられ、御詠歌が記された木札も納められている。

現在は市川の總社宮の

祭日に合わせ、四月一日に供物を上げている

が、佐藤家に残る安政五年

(一八五八) の輿には三月

二二日の日付が見えること

から、この日が本来の祭日であつたと考えられる。

本尊である觀音像(第三節参照)は、いつの時期かは不明であるが、一度盗難にあつたために作りなおされているという。また、かつてはこの觀音様を信仰する觀音講があり、女性たちが觀音堂の前に墓塚を敷いて祈願を行っていたとされている。



觀音堂の祭祀に関わる掛軸
(68 cm × 36 cm)



帷 (安政5年)
(310 cm × 32 cm)



觀音堂

(8) 繰り地蔵

慈雲寺の入口に地蔵像が二基並んでおり、向つて左側の地蔵像は、縛り地蔵と呼ばれている。もとはムラ外れのナングウッバラ(南宮原)といいう人気のない場所にあつたが、いつの頃か慈雲寺に移された。この地蔵には子どもの夜泣きを治す御利益があるとされ、祈願の際には藁を地蔵に縛りつけ、願いが叶つたらお礼参りの際に外す慣わしになっている。縛り地蔵という呼称はここからきており、南宮だけでなく、遠方から祈願に来る人も多かったという。

この地蔵像には次のような言い伝えがある。ある年、天候不順が続き、秋の収穫に影響するのではないかと南宮の人々は心を煩わせていた。そのような時、地蔵の前を通りかかった村人は、「泣くな騒ぐな秋まで待てよ。百に三升の米食わせる。」という地蔵の声を聞き、驚いて人々にそれを伝えた。するとその後天候は無事回復し、秋には豊作になつたという。

また、縛り地蔵の隣にはもう一基地



二基の地蔵像 (左が縛り地蔵)



明治25年に慈雲寺から当主に送られた西国三十三所觀世音菩薩御真影
(112 cm × 32.2 cm)

蔵像があるが、これは縛り地蔵が一人では寂しいであろうと新しく作られたと伝わっている。

四 生業

(1) 作物に関する禁忌

南宮地域には、決まった作物を栽培してはいけないとするしきたりがあり、中でも里芋と茶に関しては、南宮全体で守られてきた。この二種の栽培を禁じるようになったのは、南宮神社の色の御前にまつわる次のような言い伝えのためである。

南宮の南に隣接する山王地域には、鎮守として日吉神社が祀られており、祭神であるお山王様は密かに色の御前に恋慕の情を寄せていた。ある夏の夜、暮る想いを抑えられなくなつたお山王様は、南宮神社を訪ねて色の御前に胸の内を打ち明け、その想いを遂げようとする。しかし、色の御前はそれを受け入れることができず、その真剣さが恐ろしくもなつてその場から逃げ出した。お山王様も、事を起こしたからにはそのまま帰るわけにもいかず、女神を追いかけた。逃げる途中、色の御前は里芋の葉で足を滑らせ、茶の茎で目を突き、やつとの思いで船形山まで辿り着く。そして、船形神社の別当に匿われて難を逃れた。



南宮神社と奥に見える船形山

この言い伝えにより、南宮では色の御前に害を与えた里芋と茶の栽培を固く禁じてきたが、里芋の栽培を望む農家は多く、南宮以外に畑を借りて作る家もあった。このしきたりに対し、昭和初期、南宮集落全体で栽培の禁を解く祈祷を受けることになり、里芋の栽培が可能になった。また、家ごとに栽培や口にすることを避けてきたものもあり、浦山家はキユウリ、阿部家はカボチャが禁忌とされてきたという。

(2) 神聖な水田

南宮には神に関わる水田がいくつか存在し、そこには不淨（下肥などの肥料）を入れてはいけないとされていた。それらは、昭和二七年頃の耕地整理の際に形状が変わり、現在はその場所を知ることはできない。

五 民俗芸能

七福神舞

現在は所在不明であるが、南宮の旧家に七つの面が伝わり、それは七福神舞を演じる時に身につけるものであつたとされている。この家のタネという女性がその名手であつたことから、タネコマンザイ（タネコ漫才）と呼ばれ、南宮の人々に喜ばれていたという。

どのような場面で演じられたもののなかなど、その詳細は不明であるが、この家には演舞の時に用いられたとされる鼓が残っている。



七つの面と一緒に保管されていた鼓

第九節 南宮村と仙台藩家臣

成田氏

現在の多賀城市域に在郷屋敷をもつて居住したか、あるいは知行地の一部を所有していた仙台藩の家臣については、『市史2』の中でまとめられているが、南宮村に所領を与えられていた成田氏に関する記載がないことから、「伊達世臣家譜」の記事を中心紹介したい。

成田氏は、「伊達世臣家譜」によれば姓は藤原で、成田左馬重勝を祖とする、と記されている。先祖が伊達郡成田邑（現在の福島県伊達郡桑折町成田）に居住したことから成田を名乗るようになった。『福島県遺跡地図』を見ると、旧成田村域には成田西館、成田古館、坊ノ内館、土居ノ内遺跡の四か所が中世館跡として登録されており、そのうち坊ノ内館が成田氏にかかる館跡とされている。

「坊ノ内遺跡・大五輪遺跡発掘調査報告書」（桑折町埋蔵文化財調査報告書14二〇〇一）には、坊ノ内館跡は東西二〇〇メートル、南北一七〇メートルの台形状の館で、明治十四年の地籍図には、西辺と南辺を画していたと考えられる壙状の地割が見られる記す。坊ノ内遺跡は坊ノ内館跡を内包しており、館跡の



坊ノ内館跡遠景 南から（桑折町）

南で実施した発掘調査成果から、同館が方形單郭館として整備され始めたのが一四世紀後半から一五世紀前半代とし、一五世紀後半以降、さらに多くの建物が館の内部に移つたと考えている。これは坊ノ内館の領主の地位が格段に向上了きたことを示すもので、伊達氏の後ろ盾があつたことも想定できるという。

坊ノ内遺跡の北、段丘裾部に、成田氏の菩提寺であつた慈雲寺がある。多賀城市南宮にある慈雲寺は、成田氏が宮城郡南宮に知行地を与えた際、改めて菩提寺として建立したものである。なお、山号は桑折町慈雲寺が「祝王山」、南宮慈雲寺は「祝陽山」である。

成田氏の初代重勝は伊達政宗に仕え、政宗の岩出山入部（天正一九年一一五九）に従い、志田郡有簡袋（現在の大崎市三本木蟻ヶ袋）に領地を与えられた。さらに政宗が仙台に移ると、改めて宮城郡南宮村に知行地を給される。重勝はしばしば戦功をあげ、その褒美として武田信玄所用の飛鶴立物（兜の前立）を賜つたという。

重勝の跡を繼いだ佐平次重雄も慶長五年（一六〇〇）最上の役（最上領に攻め入った上杉景勝と、伊達・最上連合軍との戦い）で武功をあげ、谷山と称する脇差一口を政宗から授かつた。この谷山について、重雄の子朝継の代に仙台藩二代藩主忠宗のたつての願いにより献上したところ、忠宗が成田家に親書を贈るほど喜んだとの記載が、世臣家譜に見



慈雲寺（桑折町）

える。

成田氏歴代当主は、小姓頭という、藩主の身辺の用向き一式を司る役目や、鳥見横目という、藩主の獵場における管理と鳥の保護を行うという役に就くことが多かつた。七代目の作十郎友行は、南宮市川利府（二六八〇）、天和元年（二六八一）貞享元年（二六八四）に藩主が岩切南宮、燕沢（福田町近辺で鷹狩りを行っていたことが記されている。現在の仙台市東部から多賀城市西部一帯に獵場が設けられていたことがわかり、このような場所において、成田氏は鳥見横目としての役目を果たしていたのであろう。

また、小姓頭という役目上、当然仙台城下にも居を構えていたと考えられる。「安政補正改革仙府絵図」（安政三～六年＝一八五六～五九）には、東を新小路、南を長丁、西を空堀丁、北を六軒丁で囲まれた一画に成田佐平治の屋敷が描かれている。敷地は西向きである。一方、成田氏所蔵の「成田家小史」では、明治維新前後頃の第一代当主名を佐平治としている。絵図の年代と小史に見える佐平治の事跡の時期に大きな隔たりがないことから、同一人物の可能性が高いと考えられる。この場所は現在の仙台市青葉区錦町二丁目地内に相当し、ここから仙台城へ出仕していた幕末の藩士の様子がうかがえる。

ところで、南宮の吉野家には、延宝五年（一六七七）の検地帳、天明七年（一七八七）の、成田氏八代目当主軍藏にかかる名付帳など五点の文書が残されている。吉野氏は成田氏の家臣であつたと伝えられており、成田氏の家政に関わっていたため、結果的に当該文書が残つた

るいは、何らかの事情で成田家から引き継いだ、といった可能性が考えられる。



安政補正改革仙府絵図（安政3～6年）切抜（上が西）

第四章 山王村

第一節 地理的環境

旧山王村は、現在の行政区では多賀城市山王字毛上、山王二区、山王三区、山王四区、山王五区、西山王、前田、東町浦、西町浦、掃下し、松島原、北寿福寺、南寿福寺にあたる。

〔風土記御用書出〕には、

一 南ハ当郡高橋村境当村分古川堀と申所より

一 北ハ当郡南宮村境はきおろしと申所迄

一 東ハ当郡市川村境当村分毛上と申所より

一 西ハ当郡新田村境当村分十福寺と申所迄

と四至を記している。はきおろしは「掃下し」で、JR東北本線陸前山王駅の西側四二〇メートルの踏切付近に現在も字名として残っている。

毛上は市川橋のやや西側、十福寺は本市西北部にある北寿福寺、南寿福寺のことであろう。古川堀は地名としては確認できないが、新田地区北東部の、山王小学校の南側に、上川前、中川、古川前、下川前など川に因む小名が東西に帶状に分布しており、埋没した七北田川の旧河道と考えられる。この旧河道の痕跡は昭和二十四年の航空写真でも確認できることから、安永三年（一七七四）当時は堀としての形状を保っていた可能性がある。

地形的にみると、市道新田浮島線の沿線は標高一~六メートルの東西に細長い微高地となっており（地質調査所 一九八三）、かつて市道から一五〇~二〇〇メートル南側を東流していた旧七北田川の沖積作用に

よつて形成された自然堤防と考えられている。また、JR陸前山王駅から高橋方面に通じる道路の沿線には南北方向の低い微高地が見られるが、それ以外の低湿地部分には、七北田川の旧河道や潟湖が埋没していると見られる。



第8図 旧河道の推定線

第二節 地名と屋敷名

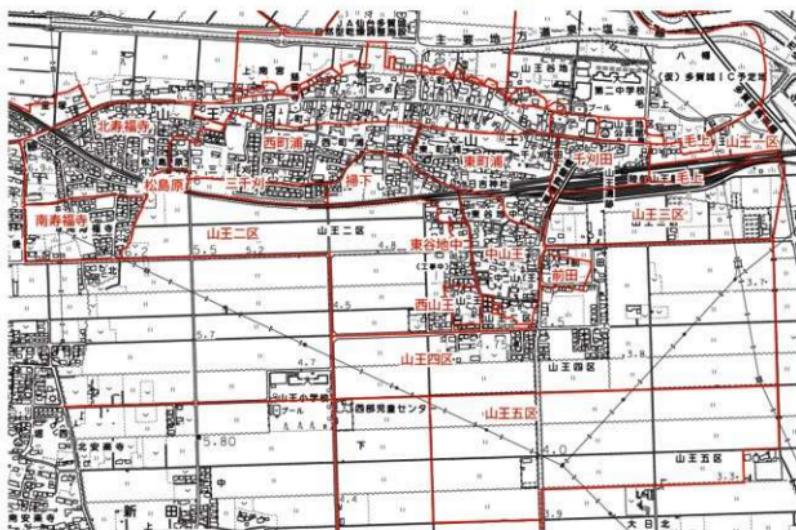
一 地名

山王村の地名については、「風土記御用書出」に小名として表示されているものがあり、小名とは表示されないが地名として表示されているものもある。また明治九年の「陸前国宮城郡各村字調書」には、村名、大字、小字がそれぞれ読み仮名を伴って書き出されており、字名に関する基本資料となっている(表3)。

その後、昭和八年には三塚源五郎が『多賀城聚落の機構 地名の研究』(私家版)を著し、主な地名の由来等について紹介している。三塚の研究には、安易な想像と見られる部分も含まれてはいるが、昭和八年当時の地域の様子を知る上で参考になる部分が多い。漢字は当用漢字に、仮名遣いは現代語風に改め、句読点を補つて、可能な限り原文を引用し

表3 山王村小名

風土記御用書出 小名	宮城郡各村 字調書 小名以外	戦後	
		○	○
北寿福寺		○	○
南寿福寺		○	○
松島原		○	○
原田		○	○
西新宿		○	○
三千刈		○	○
西町浦		○	○
緑下		○	○
東谷地中		○	○
西山王		○	○
西谷地中		○	○
東新宿		○	○
東砂押		○	○
西砂押		○	○
河南		○	○
山地田		○	○
中江		○	○
前田		○	○
中山王	○	○	○
東町浦		○	○
千刈田		○	○
毛上		○	○
石橋		○	○
作貫田		○	○
石筋		○	○
柳原		○	○
深瀬		○	○
吉川駅	○	○	○
十福寺		○	○
山王一区		○	○
山王二区		○	○
山王三区		○	○
山王四区		○	○
山王五区		○	○



第9図 山王字名分布図

た。昭和四二年刊行の『多賀城町誌』には、町内の歴史が江戸時代の村単位でまとめられており（第四篇近世史 第七章江戸時代 六 区誌）、その中には、現在では失われてしまった地名に関する情報が多く含まれている。

以下、「風土記御用書出」は「書出」「陸前国宮城郡各村字調書」は「調書」、『多賀城村聚落の機構 地名の研究』は「研究」、『多賀城町誌』は「町誌」の略称により記述する。

石橋（いしばし）

河前（かわまえ） 山王地区の南端部にある地名。新田地区側の小名

である上川前、中川、古川前、下川前などと並んでいることから、七北有つた所。今は全部畠となり、僅かに墓所を残すのみ（『研究』）。

毛上（けあげ） 第三章第二節参考照

作貫田（さくぬきだ） 山王地区

の東部にあり、市川村、高崎村に接している。

三千刈（さんぜんがり） 山王地区

区の西部で、東・西谷地中、東・西新沼などの低湿地に面した地名。



北寿福寺・南寿福寺

田川の旧河道に因む地名であろう。

北寿福寺（きたじゅふくじ）・南寿福寺（みなみじゅふくじ） 年代

不詳なれども昔寿福寺と云う寺の有つた所。今は全部畠となり、僅かに墓所を残すのみ（『研究』）。

毛上（けあげ） 第三章第二節参考照

西山王（にしさんのう）

鳥井前（とりいさき） 東町浦地区にあり『町誌』に神社に関連すると思われる地名として紹介されている。鳥井は鳥居で、その前方ということであろう。

西新沼（にししんぬま）・東新沼（ひがししんぬま） 最近まで沼であつた所。今は全部田（『研究』）。

西砂押（にしすなおし）・東砂押（ひがしすなおし） 河前、深堀等は

刈（薙）は耕地の生産高を表す單位であり、転じて耕地面積の単位としても使用された。一刈は四坪に換算されるので、三千という数字の実態は不明であるが、耕地から生じた地名と考えられる。

千刈田（せんがりだ） 山王地区の東部で、作貫田や前田など耕地を示すような地区に面した地名。刈については三千刈を参照。

中江（なかえ） 「江」は水に関わる地名とされており、その南側には「東砂押」「西砂押」「河前」など河川に因む地名が東西に連なっている。

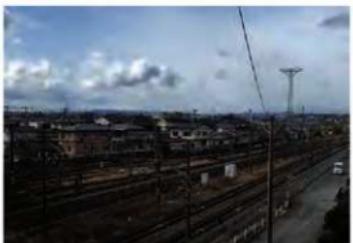
中山王（なかさんのみ）『研究』では「上、中、下山王 元日吉神社の分霊を内神として上下両地で祭つたもので、上山王、下山王と云つた（本社は中山王）。故に山王さまは三社あつた。今は皆奉社宮に合祀された」と記している。

西山王（にしさんのう）

鳥井前（とりいさき） 東町浦地区にあり『町誌』に神社に関連すると思われる地名として紹介されている。鳥井は鳥居で、その前方ということであろう。

西新沼（にししんぬま）・東新沼（ひがししんぬま） 最近まで沼であつた所。今は全部田（『研究』）。

西砂押（にしすなおし）・東砂押（ひがしすなおし） 河前、深堀等は



中山王

二 屋敷名

「書出」に屋敷名四として記載がある。

元七北田川の貢流した跡。松島原、柳原、山地田、原田等は元は稍小高き野原であったろうが今は松島原の一部の外は田となっている(『研究』)。

西町浦（にしまちうら）・東町浦（ひがしまちうら） 南宮の町地区の南側に面する地区。町地区は塙竈街道に沿つて民家が立ち並ぶことからその裏手という意味か。「浦」を「裏」と表記するものもある。

西谷地中（にしやぢなか）・東谷地中（ひがしやぢなか） 谷地であつたところを開拓した所らしく(『町誌』)、今も泥濘深く馬を入れられない(『研究』)。

掃下し（はきおろし） 日吉神社の掃除の際の塵埃を捨てた所(『研究』)。

原田（はらだ）

深堀（ふかぼり） 山地田の項参照

前田（まえだ） J.R陸前山王駅の南西、高架橋の南側にある地名。

前田は門田と同じく中世の武士の居館周辺部に設けられた直営田で、武士の館や屋敷付近に地名として残つてゐることがある。山王地区でも周囲に溝を巡らした屋敷跡が數か所で見つかっている。

松鳥原（まつしまばら）

的場（まとば） 川前にあつて流鏑馬の的場のあつた所(『研究』)。

柳原（やなぎはら）

山地田（やまちだ） 山王地区南部にあり、七北田川旧河道の北側に位置する。東側の「深堀」とともに旧河川や湿地に関わる地名と考えられる。

中山王屋敷 拾七軒 内沽却糸宅軒

森屋敷 壱軒

毛上屋敷 弐軒

内沽却糸宅軒 式軒

上山王屋敷

拾七軒

内沽却糸宅軒

第三節 寺社仏閣

日吉神社
一 神社

山王の集落のほぼ中央、JR東北本線北側の住宅地の中に東西三・二メートル、南北六・〇メートルの境内があり、南向きの鳥居と社殿が一棟ある。

安永三年（一七七四）の「風土記御用書出」には、山王社として記載されており、その神号が村名の由来になったという。この神社が誰によつていつ勧請されたかは不明であるが、社地は堅三十七間、横二十一間で南向きの社と鳥居があり、社は九尺四面であった。地主、別当ともに山王村の羽黒派修驗院となつてゐる。

明治四〇年（一九〇七）の「社寺 神社由緒調 宮城郡 黒川郡」の中には、「宮城県宮城郡多賀城村 村中日吉神社調査書」が綴られてゐる。日吉神社社掌武本時保、氏子惣代人赤間幸吉、熊谷儀左衛門、阿部林吉によつて作成されたもので、その日付は明治四〇年九月二八日となつてゐる。

この調査書によれば、勧請の年代は不詳であるが、近江国滋賀郡坂本の日吉神社の分靈を遷して祀つた社とされており、明治維新



日吉神社

報告書の「証憑」の項には、天喜年中（一〇五三～一〇五八）に国分能登守盛重が祭田を寄進したこと、元和年中（一六一五～一六二四）に伊達綱村が近臣成田土佐守久景に命じて社殿を改營させたことなど記されているが、その年代と事績に齟齬があり、何らかの歴史的事象に基づいた可能性はあるものの、そのまま事実とするることはできない。

この報告書が作成された明治四〇年の時点で社殿等の規模は次の通りである。

神殿	竪八尺、横六尺
拝殿	竪二丈四尺、横一丈二尺
神饌所	竪九尺、横八尺
社務所	竪七間三尺、横四間三尺
鳥井	一基
手洗所	一個

この社殿は、安永三年時に比べて格段充実したものであつたが、明治三三年の南宮で発生した火災で類焼した。明治三四年六月に新造された社殿は、神殿、幣殿が杉材の白木造で彫刻、彩色ともになく、屋根は木羽葺といふ質素なもので、拝殿は茅葺、神饌所と社務所は瓦葺であつた。この新造された社殿の略図が報告書に添付されている。社地は竪三〇間、横二三間で、杉林の中に社殿が描かれている。杉林の中には八尺廻

の古木も数本あるとの記載があり、安永三年の「書出」が作成された時には周囲一丈三尺という古木の存在が記録されている。



火災後復建の棟札
(第5節に詳細あり)

至ル全備ヲ為セリ

二 認定事由

延喜式、六国史等ニ取載ノ神社ニハ非サル

モ古ヘヨリ此地ニ鎮座シ延喜式ニ比シ武

門武将領主等ヲ始メ一般庶民ノ厚ク

崇敬シテ該地方ニ功績アルコトハ當社ノ

社伝及本郡ニ伝ハル所ノ風土記等ニヨリテ

明カナリ

勸請時代不詳ナリト雖ドモ近江国滋賀郡

坂本(現今官幣社) 日吉神社ノ分靈ヲ遷シ

来リテ祭りシ社口ニシテ社格モ明治四年二村

社ニ列セラレ氏子ハ元山王村ノ一部ナルモ明治七年

二元新田高橋ノ二ヶ村ヲ合併セラレ(百十六戸)

信徒モ又本村内四百二十四名其外他県郡村ノ

信徒モ多少有シテ社殿モ完備シ居リ將

ヲ以テ神饌幣帛料供進セラルベキ資格ヲ

來ノ維持法ノ如キモ斬ク確定スルニ至リタル

有スル神社ト認定スルヲ得ベシ

三 証憑

社伝云、勸請ノ時代不詳ナレドモ天喜年中国分能登守盛重崇敬アリテ許多ノ祭典田ヲ

列セラレ相当ノ氏子及信徒ヲ有ス

寄進セラレタルコトアリシ由又元和年中伊達

陸奥守綱村卿常ニ武運ヲ祈リ近臣ノ成

大ナラズト雖モ神殿拝殿社務所等二

祭神 大山咋神
勸請時代不詳ナリ往昔ヨリ此地ニ鎮座
セル神社ニシテ武門武将ノ深ク崇敬ア
リシ神社ナリ

社格維新前ハ山王大権現ト名称セシモ

明治四年七月日吉神社改称シ村社二

列セラレ相当ノ氏子及信徒ヲ有ス

境内ハ村落ノ中央ニアリテ平地ナリ規模

大ナラズト雖モ神殿拝殿社務所等二

ヨリ久景公始メ該子孫々ニ至ル祭典當日ハ
參詣セラレ其他諸藩ノ士ヨリモ多少ノ祭
典料ノ寄進アリテ盛大ニ祭典行ハレタルモ維
新ト供ニ類靡スルニ至レリ爰ニ於テ村民之
ヲ憂ヒテ其祭典ヲ執行セリ祭日三、九月ノ
十五日ナリ

四 社殿

神殿 竪八尺横六尺

拝殿 竪二丈四尺 橫七丈二尺

幣殿 竪九尺 橫八尺

社務所 竪一丈二尺 橫六尺

鳥井 壱基
手洗石 壱個

神殿ハ元和年中伊達陸奥守綱村卿近臣ノ成田
土佐守ニ命シテ再建ニカヽリ純然タル建造物

不幸ニシテ明治三十二年中類焼ニ罹リ昇炎ト
ナリ為メニ前記ノ建物一切ハ明治三十四年六月

新造セル神殿ニテ白木造杉材ヲ用ヒ彫刻彩

色ナク屋根木羽葺到テ質素ニシテ清淨ナル

建物ナリ幣殿モ同断拝殿ハ宣葺神饋場社務所ハ瓦葺ナリ位置及坪数ヲ見

ルベキ為メ別

紙略図ヲ添付ス

五 氏子区域

多賀城村ノ内大字山王、新田、高橋ノ三区ニシテ戸
数百十六戸アリ追々合祀ニヨリ増加スペキ予
定ノ數二百十一戸ナリ信徒ハ前記ノ大字ヲ除
ク全村四百二十四戸其外他県郡村ノ信徒合シテ
凡ソ五十戸許アリ

六 社入金

初穂料約金拾円 守札料約金三拾円

祈禱料約金拾円 賽錢約金六円

貯蓄金ノ利子金拾八円
合計七拾四円

七 永続財産

現金百八拾円

此ハ明治三十四年中神殿等建築費ノ残余金
年々貸付利子其他社入金ノ幾分トヲ合算

シテ貯蓄スタイル現金ナリ

将来ノ維持方法

八 将来ノ維持方法

本社将来の維持方法ニ就テ氏子一般ノ協議ヲ

遂ケタル結果右ノ（決定）如ク決定スタリ

一本社永遠維持ノ為メ基本金ヲ造成スルコト

一本金ヨリ生スル利子ハ祭典ニ要スル経費ト修
繕ニ要スル費用トノ二種ニ区分別シテ支出スル外他々

流用セサルコト

三 祭典修繕等ニ要スル経費ノ剩余金ハ總子基

本金ニ編入シ其他ノ寄附金ト共ニ之ヲ郵便貯

金二預ケ置キ永遠貯蓄スルコト

四 基本財産其他貯金二闇スル書類一切ハ正副

二通ヲ造リ一ハ神職一ハ氏子惣代中ノ主席ニ於テ
之ヲ保管スルコト

五 基本金募集方法ハ左ノ規定ニヨリ執行ス

一本社神殿其他ノ建物修繕等ニ要スル基本金

造成ノ為メ寄附金ヲ募集シ之ヲ蓄積スルコト

一本金ノ募集額ハ一千円ヲ限度トシ氏子及

信徒一般ヨリ氏子惣代人ニ於テ有志寄附セシ

ムルコト

一基本金募集期ハ明治四十一年ヨリ始メ毎年春

秋二季ノ祭典ヲ期シ氏子（信徒ハ此限りニアラズ）一戸

二対スル一回金三拾錢ツヽ集金ス予定金額二

達シルマテ此ヲ繼續スルコト

一募集シタル金員ハ別ニ管理規定を造り其レニ

拠リテ其都度郵便貯金ニ預ケ入ルコト

一前項ノ外追而合祀ニ因ル神社アルトキハ其旧境内

ノ社地緑故払下ヲ受ケ本社ノ財産トナス以テ永

遠ニ持続スル目的ナリ

右之通相違無之候也

明治四拾九年九月廿八日

村社曰吉神社

社掌 武本時保

全

氏子惣代人 赤間幸吉

全

熊谷儀左工門

全

阿部林吉

全

前書之通相違無之候也

明治四十年十月十日 宮城県宮城郡多賀城村長志賀庸治

多賀城第一〇八号発

調査意見書

一由緒二闇スル意見

神社調査書第一号第三号ニ対スル

記載ハ延喜式内ニモ比シキモノト認ケレ

ドモ確實トシテ現ルベキ書類ナシ

事実建物等ハ調査書ニ相違センコトナク

完備セリ

一境内及建物

境内ノ樹木ハ松杉ノ類ニシテ數百年ノ

老木生育繁茂セリ建物等ニ至リテ

モ修理ヲ加ヘタルカ如破損ノ箇所ナ

シ

三神饌幣帛料供進要否

前項ニ搬レハ相応ノ社格トシテ神饌幣
帛料供進スルハ適当トス

四神社所在地意向

前三項ニ就テハ所在地方別ニ異ルコト

ナシ

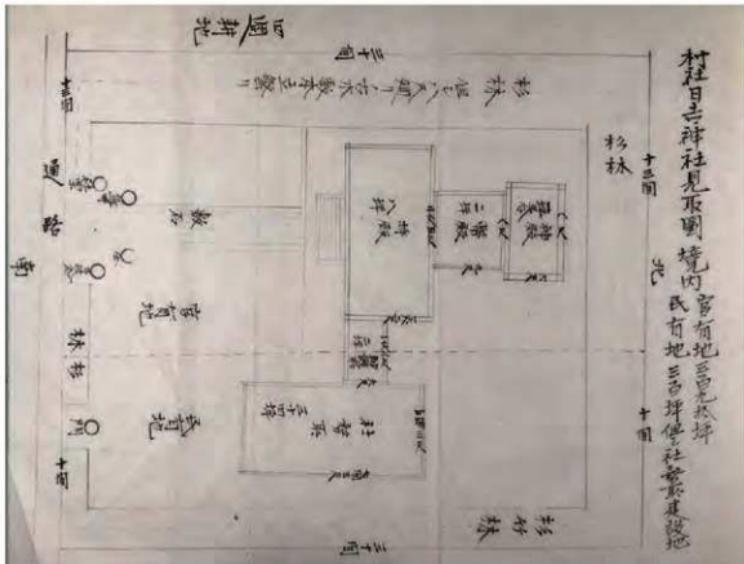
五神社ノ廢合等ノ模様

地方ニ於テハ神社廢合スル等ノ模様ハ

曾テナシ

右調査候也

明治四十一年一月廿二日宮城県宮城郡多賀城村長志賀庸治



村社日吉神社見取図（明治四十年社寺 神社由緒調 宮城郡 黒川郡 九冊の四）宮城県公文書館蔵

二 修験

光禪院

「書出」に修験として日吉山光禪院についての記載がある。光禪院は羽黒派の修験で、中山王に向きて駿横二間の道場があった。本尊は不動明王の木仏立像で高さは一尺三寸と記されている。書出を一冊刷えて指出すとの記載があるので詳細はそれに記されていたと考えられるが所存不明である。

しかし、塙電市後藤雄造氏所蔵の写本には、本山は出羽国羽黒山葉王寺で、仙台城下の慈雲山良覺院の支配であること、誰が開院したかは不明だが瀧本坊清林が慶長七年（一六〇二）に中興し、元和三年（一六一七）、清林の代に南宮村から山王村へ移ってきたと伝えられているという記載があり、南宮村の南宮明神社と当村の山王権現社の別當であるとも記されている。

光禪院については羽黒山側にもいくつか資料があり、光禪院のような里修験が修行に入った記録である「秋峰床帳」には、元禄一二年（一六九九）に「宮城郡山王村別當所子十神院」、元文五年（一七四〇）に「宮城郡三王村別當所同行光禪院」の名が確認できる（註）。また、「延享三年改仙台領羽黒派修験連名帳」（出羽三山神社社務所一九九四）の中に「宮城郡黒川大童村吉祥院支配山王村光禪院」と記されている。延享三年は一七四六年。

新田字北の畠地の中に光禪院の墓地がある。昭和二九年に松島町萬城の龍澤寺に分骨埋葬されて、定慶、太竜、宥眼養母、宥眼妻の三基の墓標が残されている。龍澤寺にある一五代武本時保とその妻の墓標には初代清林からの歴代と簡単な沿革も記されており、それらの元となつた資

料がほとんど残されていない現在では光禪院の歴史を知る手がかりとなつてゐる。

初代	瀧本坊	清林
二代	三光坊	明慶
三代	權大僧都十神院	清慶
四代	權大僧都十神院	宝慶
五代	權大僧都光禪院	寛慶
六代	權大僧都光禪院	正慶
七代	權大僧都光禪院	定慶
八代	眞常坊	眞慶
九代	權大僧都光禪院	太竜
十代	權大僧都光禪院	泰順
十一代	權大僧都光禪院	秀眞
十二代	權大僧都光禪院	實道
十三代	權大僧都光禪院	宥眼
十四代	權大僧都光禪院	宥齊
十五代	神職	武本
		時保

南宮・山王地区の供養塔や棟札にも光禪院が関与しているものが八件あり、そのうち享保一〇年（一七二五）の庚申供養塔に六代正慶が、天保三年（一八三二）の湯殿山塔に三代宥眼が、明治二年（一八六九）の南宮大明神本堂再建棟札に四代宥齊の名を見出すことができる。また、墓標銘から、七代定慶が宝曆九年（一七五九）に、九代太竜が文化

一三年（一八一六）に死去していることが明らかであり、歴代の人々が活動した時期をおおよそ推定することができる（表4）。

墓標銘によれば、光禪院を称したのは五代寛慶からで、一四代有齊までほぼ相続している。一五代武本時保は神職となっているが、その先代有齊の時に神仏分離令が発布され、修驗道が廃止されたのである。明治二年（一八九九）三月二三日、南宮に大火があつて山王神社も類焼し、翌日の河北新報にその記事が掲載された。現地の略図の中に山王神社、その東側に別当宅が表記されており、かつて光禪院もそのあたりにあったと考えられる。

註 「秋峰床帳」については出羽三山歴史博物館より資料の提供を受け、同館学芸員渡部幸氏よりご教示を得た。



光禪院があった場所（画面左手に日吉神社が見える）

表4 光禪院の歴代と事績

光禪院	年代	摘要
初代 謝本坊 清林	慶長7（1602）	謫本坊清林 光禪院を中興（武本時保墓誌銘）
	元和3（1617）	謫本坊清林 光禪院を南宮から山王に移す（同上）
2代 三光坊 明慶		
3代 十禪院 清慶	元禄12（1699）	宮城郡山王村別当所弟子 十禪院（秋峰床帳）
4代 十禪院 宝慶		
5代 光禪院 寛慶	享保10（1725）	光禪院正慶（庚申供養塔）
6代 光禪院 正慶	元文5（1740）	宮城郡三王村別当所同行 光禪院（秋峰床帳）
7代 光禪院 定慶	延享3（1746）	宮城郡黒川大童村吉祥院 手山村 光禪院（仙台領羽黒派修驗連名帳）
8代 漢常坊 箕慶	宝曆9（1759）	光禪院定慶没。34歳（墓標銘）
	明和4（1767）	光禪院（日吉神社/庚申供養塔）
	安永4（1774）	光禪院（南宮明神社・諏訪社・別當/風土記御用書出）
	安永7（1778）	光禪院（山王社・地主・別當/風土記御用書出）
	天明5（1785）	光禪院（慈雲寺/地蔵菩薩立像）
9代 光禪院 太電	天保3（1832）	光禪院（日吉神社/庚申塔）
10代 光禪院 泰順	天保3（1832）	光禪院（慈雲寺/庚申塔）
11代 光禪院 秀眞		
12代 光禪院 實道		
13代 光禪院 有眼	嘉慶5（1852）	光禪院有眼（觀音堂棟札）
	明治2（1852）	光禪院有齊（南宮神社棟札）
14代 光禪院 有齊	明治2（1869）	神仏分離令公布。修驗道廃止
15代 武本時保		神廟に転向

第四節 石造物

一 分布と概要

日吉神社 鳥居と社を結ぶ参道の両脇に板碑が四基、板碑を転用した近世の供養塔が二基あり、文字等確認できぬものも一基ある。板碑等はいずれも下部が埋設され、コンクリートで固定されている。そのほか手水鉢がある。

西町浦 民家の敷地内に板碑が一基立っている。現在地南側の池の濁りにあつたのを移設したもの。

新田字北 新田字北の畠地の中に

光禪院の墓標が三基ある。

北寿福寺 新田遺跡の発掘調査で中世の屋敷跡から六点出土している。井戸を埋める際に投げ込んでいるものや、溝に設けられた堰の一部に転用されているものなどがある。いずれも現位置を保っているとは言いがたいが、当初は屋敷の中で祀られていた可能性がある(註)。



新田字北



日吉神社



第10図 山王山石造物分布図



板碑出土状況



第11図 山王山位置図(大和町鶴巣小鶴沢)

る。
山王山 大和町鶴巣のかつて共有山であった場所に山神塔が二基ある。

註 板碑が出土した遭構の年代はいずれも一四世紀後半以降で、この時期の板碑は市内ではほとんど確認されておらず、板碑が多く存在する東光寺や七北田川流域で同様な傾向が確認されている。板碑が造立されなくなり、信仰の対象でなくなつていく原因の追究が必要である。

二 板碑

旧山王地域では、一一基の板碑を確認した。いずれも無紀年である。

解説

No.43は釈迦如来を主尊とし、種子「バク」が刻まれている。

No.44は主尊の全容が不明であるが、欠損部に涅槃点があれば金剛界不空成就如来、なければ胎藏界大日如来の可能性がある。前者であれば種子は「アク」、後者であれば「ア」となる。

No.47・48・49は第七次調査において、板組みのある井戸を廃棄して埋め戻した際の堆積土から出土。

No.45は主尊が不明。オモテ面は平滑で、左側面も直線的に加工されて

いる。第七次調査において、溝の合流点における堰の部材に転用された状態で出土。

No.46は主尊が不明。オモテ面は平滑に加工されている。第七次調査において、溝の堆積土から出土した。

No.47は柱状の板碑である。種子の一部とその下の界線が確認できる。種子は胎藏界大日如来を表す「ア」と見られるが、その直下に界線があることから真言の一部である可能性もある。残存部の長さは一三七センチメートル、断面は二〇センチメートル×一二センチメートルで、各面

ともおおよそ平滑である。上端・下端ともに欠損しており、残存部も二つに折れた状態で出土した。

No.48は石皿状石製品の底部に墨書きがあるので、「南無阿弥陀」の文字とその右上に墨痕がある。第四次調査において素掘りの井戸の堆積土から出土。

No.49は胎藏界大日如来を主尊とし、種子「アン」が碑の上部中央に刻まれている。

No.50は金剛界大日如来を主尊とし、種子「バン」が碑の上部中央に刻まれている。

No.51は胎藏界大日如来を主尊とし、種子「ア」が碑の上部中央に刻まれている。この板碑は天明五年の庚申塔に転用されており、その際碑面が著しく加工されたため、「庚」字付近に「ア」字が痕跡的に確認できるのみである。

No.53は胎藏界大日真言である  の中の  を主尊としたもので、種子「ケン」が碑の上部中央に刻まれている。「ケン」を主尊とした板碑は、牡鹿半島の仙台湾側にあたる石巻市大字孤崎浜字スケカリ周辺と、旧稻井町の一部に分布することが報告されており、胎藏界大日真言や五大種子の省略形としての  に五輪塔=大日如来三昧耶形の意味を見立て、五輪思想を表現したものとする見解が示されている（中村一九八三）。「多賀城市内の供養碑」（多賀城市史編纂委員会一九九一）では  (ケン) を荒神としているが、供養塔婆である板碑の有縁仏とは考え難く、一字で五輪思想を表したという理解が妥当と考えられる。

釈文

43 北寿福寺（新田遺跡第7次調査）(No.977)

49 日吉神社 (No.911)
(アン)

(バク)

50 日吉神社 (No.912)
(バン)

44 北寿福寺（新田遺跡第7次調査）(No.978)

51 日吉神社 (No.913)
(ア)

45 北寿福寺（新田遺跡第7次調査）(No.979)
(ア)または(アク)

52 日吉神社 (No.919)
(ア)

46 北寿福寺（新田遺跡第7次調査）(No.980)
(不明)

53 西町浦 (No.927)
(ケン)

47 北寿福寺（新田遺跡第7次調査）(No.981)
(ア) カ 界線

48 北寿福寺（新田遺跡第4次調査）(No.976)

(墨書き)

□□

(墨書き)

南無阿弥陀

43

北寿福寺（No.977）

新田遺跡第七次調査



火
（ハク）



S=1/8 0 30cm

44

北寿福寺（No.978）

新田遺跡第七次調査



火
（ア）または（アク）



S=1/8 0 30cm

北寿福寺 (No. 979) 新田遺跡第七次調査



(種字不明)

S=1/8 0 30cm



北寿福寺 (No. 980) 新田遺跡第七次調査



(種字不明)

S=1/8 0 30cm

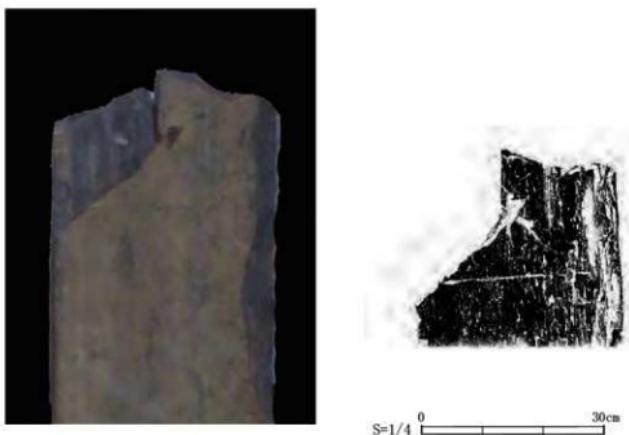


北寿福寺
(No. 981)

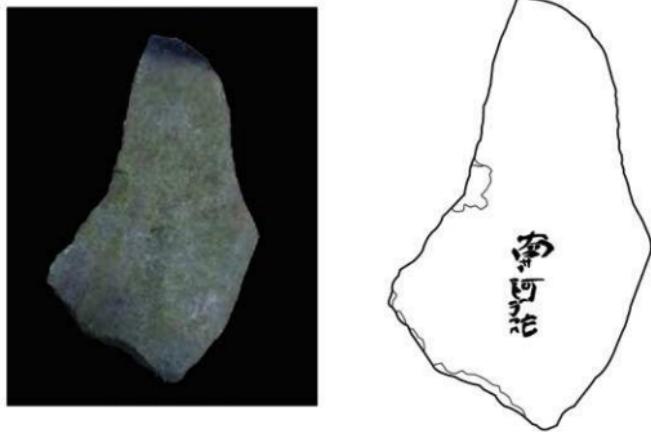
新田遺跡第七次調査



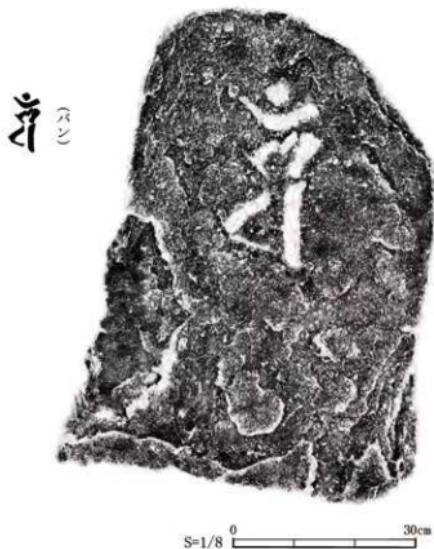
S=1/8 0 30cm



48
北寿福寺
(No. 976)
新田遺跡第四次調査



日吉神社
(No. 911)





S=1/8 0 30cm





53

西町浦
(No. 927)



S=1/8 0 30cm



三 近世・近代の供養塔

庚申供養に關わるもののが二基ある。また、市外ではあるが、山王村に
関わりのある山神塔を一基収録した。

No.54は明和四年（一七六七）造立の庚申塔である。この年は閏年であ
り、九月二九日はこの年五回目の庚申の日にあたる。中央頭部に主尊で
ある觀音菩薩の種子「サ」、その下に「庚申供養塔」と主題を記し、そ
の左に瑞雲を伴った月天を配し、月天の中に胎藏界大日如來の種子「ア」
が刻まれている。対になる右側にも瑞雲の一部が確認できる。下部に導
師と見られる光禪院を先頭に「六名の無姓の男性名が記されている。

No.55は天明五年（一七八五）造立の庚申塔である。日付は十月吉日と
なっているが、この年の一〇月に庚申の日はない。「世話人」の左に九
名の名が記されているが、詳細は不明である。末尾にある「光」は光禪
院の可能性がある。

また、この石塔の側面に七名の名が細字で記されている。その先頭の
良光は出家か在家と考えられる。「明」と「五」の間に「乙巳」の二
文字が刻まれており、天明五年の庚申塔が現状を大きく変えられること
なく再利用されている。

No.56は山王区、南宮区、洞ノ口の人々が大和町鶴巣の山王山に造立し
た山神塔である。山王山は山王区の北約八・五キロメートルの位置にあ
る。山林が少ない山王、南宮や仙台市岩切洞ノ口の人々は、一年分の燃
料の薪を確保するため、毎年一月六日になると「山入り」と称して、何
人かで組を作り、泊りがけで出掛け行つたという（多賀城市史編纂委
員会一九九三）。この山神塔はその共有山（山王山）の山神を祀つた
ものである。

釋文

54 日吉神社（No.914） 明和四年（一七六七） 光禪院

与七 源六 善五郎 長作

吉右衛門 施主 傳兵衛 茂左衛門

与四郎 十五郎 次右衛門

幸七 義藏 卿兵衛

（サ）庚申供養塔

（ア）月天（瑞雲） 九月廿九日

敬白

幸七

義藏

卿兵衛

市助

助左衛門

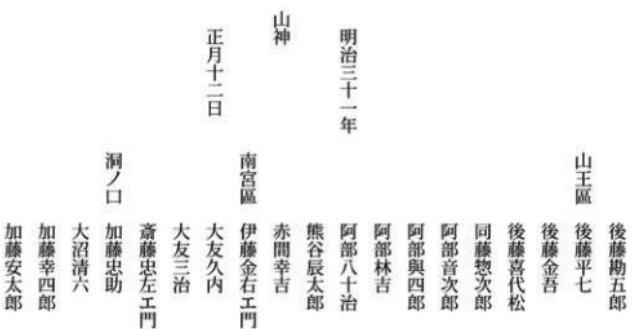
55 日吉神社 (No. 915)

天明五年（一七八五）



56 山王山 (大和町鶴巣) (No. 925)

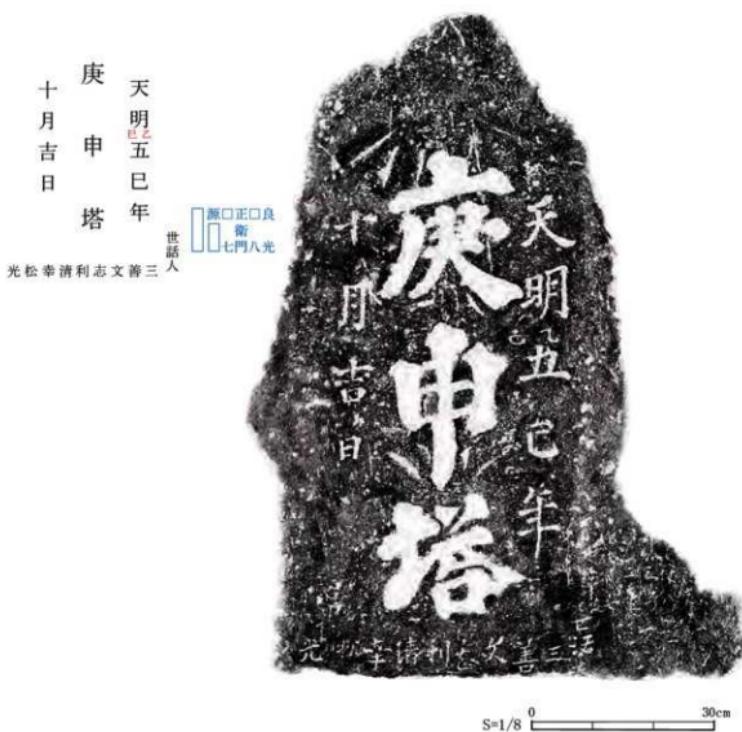
明治三十一年（一八九八）





S=1/8 0 30cm





S=1/8 0 30cm





S=1/8 0 30cm



四 手水鉢

日吉神社に昭和六年に山王区の人々から奉納された手水鉢が一基ある。三月一五日は日吉神社の祭日である。

57 日吉神社（No.916） 昭和六年（一九三一）

昭和六年（一九三一）

奉

同一区王山

納

昭和六年
旧三月十五日



S=1/8 0 30cm

五 墓標

山王字北の住宅地のはずれに、修驗光禪院の墓地がある。現在三基の墓標が残されているのみであるが、昭和二九年に松島町高城の龍澤寺に「分骨埋葬」したことが同寺にある「五代武本時保とその妻の墓標に記されている。その墓標には初代からの歴名と沿革も記されており、光禪院の歴史を伝える数少ない手がかりとなつてている。

58 新田北（No.922） 慶応四年（一八六八）

新文

慶応四年（一八六八）

宝

妻蝶女墓

□月十八日卒
□年七十二

育眼妻蝶女墓

59 新田北（No.920） 宝曆九年（一七五九）

宝曆九年己卯天

（キリーグ） 権大僧都定慶法印（請花）

光禪院三十四
四月十八日

60 新田北（No.921） 文化一三年（一八一六）・文政九年（一八二六）

文化十三子天
當山中興光禪院大龍六十七目碑

（ア） 八月二十三日 有眼

円願妙夏大師 養母

文政九年五月二十九日

61 松島町龍澤寺(№923) 昭和二年(一九二七)・四年(一九二九)

昭和二年(一九二七)・四年(一九二九)

58

新田北(№922) 慶応四年(一八六八)

慶応四年(一八六八)

(左側)

昭和二年三月四日

享年七十五

(オモテ面)

故武本時保之墓

まさよ

(右側)

昭和四年二月一日

享年六十九

宥眼妻蝶女墓
□月十八日卒
□年七十二



S=1/8 0 30cm

初代	清林	清林慶長七年出羽國羽黒山ヨリ南宮村ニ轉住十六代武本亨昭和五
二代	滝本坊	滝本坊初代松島町ニ轉籍シ昭和二十九年多賀城町ノ旧墓地ヨリ分骨埋葬ス
三代	三光坊	三光坊二代大僧都十禪院
四代	清慶	清慶三代權大僧都光禪院
五代	太竜	太竜四代權大僧都十禪院
六代	泰順	泰順五代權大僧都光禪院
七代	秀真	秀真六代權大僧都光禪院
八代	實道	實道七代權大僧都光禪院
	有眼	有眼八代權大僧都光禪院
	正慶	正慶九代權小僧都光禪院
	十四代	十四代權小僧都光禪院
	有齊	有齊十五代權小僧都光禪院
	神職	神職旧姓性鹿麿武本時保
	保憲	保憲十五代神職旧姓性鹿麿武本時保
	時保	時保十五代神職旧姓性鹿麿武本時保
	男	男十五代神職旧姓性鹿麿武本時保
	真慶	真慶十五代神職旧姓性鹿麿武本時保
	常坊	常坊十五代神職旧姓性鹿麿武本時保





S=1/8 0 30cm



60 新田北 (No.921)

文化一三年（一八一六）・文政九年（一八二六）



文化十三子天

文
天

乙

文

圓願妙夏大姉

當山中興光禪院大龍六十七自碑

文政九年五月十九日

八月二十三日

有眼

養母

文政九年五月十九日



松島町龍澤寺 (No. 923)

昭和二年（一九二七）・昭和四年（一九二九）



S=1/8 0 30cm

八七六五四三二初代
代代代代代代代代

權 権 権 権 権 権

大大大 大大 大大

僧 僧 僧 僧 僧 僧

都 都 都 都 都 都

眞 光 光 光 十十

常 禅 禅 禅 禅 禅

坊 院 院 院 院 院

真 定 定 定 定 定

慶 寶 寶 寶 寶 寶

寬 寶 寶 寶 寶 寶

慶 寶 寶 寶 寶 寶

正 寶 寶 寶 寶 寶

慶 寶 寶 寶 寶 寶

明 庆 庆 庆 庆 庆

清 林 林 林 林 林

九 九 九 九 九 九

十 十 十 十 十 十

十一 十一 十一 十一

十二 十二 十二 十二

十三 十三 十三 十三

十四 十四 十四 十四

十五 十五 十五 十五

小 梅 梅 梅 梅 梅

保 膾 膾 膾 膾 膾

保 憲 憲 憲 憲 憲

時 宣 宣 宣 宣 宣

千 秋 秋 秋 秋 秋

保 保 保 保 保 保

時 保 保 保 保 保

男 男 男 男 男 男

(裏側)

昭和四年二月二日
享年六十九

(正面)

故武本 時保 まさよ 之墓

(左側)
昭和二年三月四日
享年七十五

(右側)



第五節 棟札・扁額

No.49は西町浦の個人宅で保管されている扁額である。

No.50は合祀先である陸奥總社宮に残されている棟札である。明治三二年三月の火災で日吉神社が類焼し、明治四年五月に神殿拝殿等を新築した。オモテ面の主文の間に配された大山咋神は日吉神社の祭神である。

祭文

49 日吉神社扁額
日吉神社

50 陸奥總社宮 日吉神社神殿拝殿等新築棟札

(オモテ)

陸前国宮城郡

大國主神 武本時保

奉祭郵社日吉神社大山咋神神殿拝殿等新築一字

事代主神

多賀城村山王鎮座 氏子三十五人卒

(ウラ)

区長 熊谷勘五郎

氏子惣代

阿部善五郎

阿部林吉

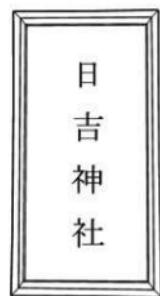
大工

阿部長吉

大日本帝国泰平君臣信心安穩
天候順時百穀豐穰請願成就

于時明治三十一年巳亥三月十三日旧殿類燒

同三十四年辛丑五月一日本殿新造



0
S=1/10 50cm



0
S=1/10 50cm

第六節 民俗

一 地域の概要

山王村は、現在の山王地区に加え、新田一区と三区の東端もその範囲に含まれる。集落は南宮のまち並みの南と、東北本線の線路の南側に形成され、令和三年一二月末日時点では世帯数一二九一世帯、人口三二〇〇人となっている。また、山王地域には寺院がなく、多くは南宮の慈雲寺の檀家になつてている。

二 屋号

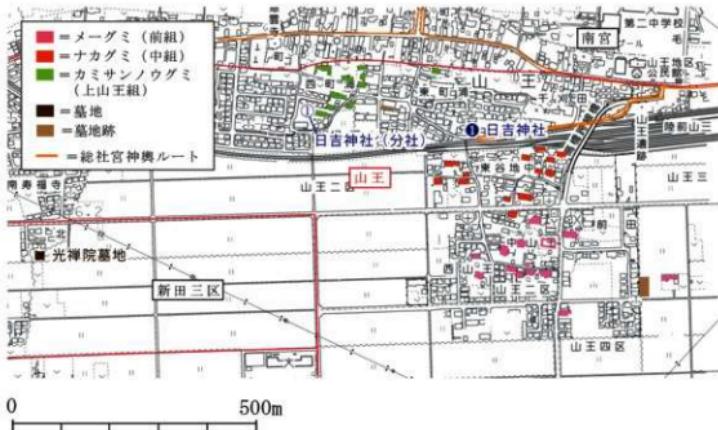
現在その屋敷はないが、山王の旧家にオンマエノイエ（御前の家）という屋号を持ったイエがあり、山王の屋号は左記のように、この旧家との位置関係から付けられているものが多い。オンマエノイエは広い土地を持っており、かつては山王周辺の新田、浮島、南宮、市川、高橋地域に他家の土地を通らずに到達することができたと言われている。

ウツシヨノイ（後の家）

オンマエノイエ（御前の家）
カミサンノウ（上山王）

キタノイ（北の家）
ヒガシノイ（東の家）

ニシノイ（西の家）



第12図 山王地区民俗調査閲連図

二 人々のつながり

1 契約講

現在山王でケイヤク（契約）と呼ばれるものは、主に葬儀の際に活躍する相互扶助組織で、トナリグミ（隣組）とも呼ばれている。現在はメタグミ（前組）、ナカグミ（中組）、カミサンノウグミ（上山王組）の三つの班に分かれているが、以前はこれにマチウラグミ（町浦組）を加えた四班が存在した。

講員数は、平成三〇年時点でメタグミが一四戸、ナカグミ（三戸）、カミサンノウグミ（一〇戸）で、多くは昔から山王に居住する農家やその分家である。

この班の中で葬儀の手伝いをするが、現在は葬祭会館での葬儀が主流になっているため、受付や「野菜代」と称する金銭の集金が扶助の内容である。かつては、アナホリ（穴掘り）やロクシャク（六尺）といった役があり、墓穴掘り、棺担ぎ、飾り物作りなどをケイヤクが担っていた。まとめ役は前に死者が出た家が当たる決まりであり、役割などを記した記録類も当番が保管している。

現在、古くからの記録帳はほとんど残っておらず、メタグミの昭和一六年からのものが確認できた中で最も古く、その内容から当時のケイヤクの様子を知ることができる。

規約

第一條 本契約ハ隣組ヲ以テ

組織ス

二條 組員内ニ於テ死ニシタル

時ハ全員ニテ一切世話をスルコト

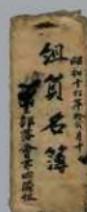
三條 役割ハ抽籤ノ上定メルコト

四條 組員家族死ニ

ノ時ハ白米一升及

野菜代金貳拾錢

進メトシテ集ムルコト



組員名簿（昭和 16 年）

ここから、現在のケイヤクは、戦時に組織された隣組を基盤に組織されたものであることが分かる。隣の南宮や新田でも、従来あつた契約講を解散し、隣組を編成した記録が残っているため、山王でも同じ動きがあつたと考えられる。

また、講員の死亡記録に関しては、昭和二六年から「火葬」の文字が見えることから、この時期を境に土葬から火葬へと移行していくようすがうかがえる。

2 信仰に関わる講

婦人講

日吉神社を信仰する女性の集まりで、三月一五日に神社を参拝した後、山王生活センターで食事をしている。ババコマツリ（ばばこ祭り）とも言われ、一戸から一人の女性が参加することになつておらず、平成三年三月の祭日は、二二名が集まつた。基本的には姑が参加し、亡くなつた体調を崩したりすることを契機に嫁に引き継がれことが多い。

現在はメタグミ（前組）、ナカグミ（中組）、カミサンノウグミ（上山王組）とマチウラグミ（町浦組）の合同と、計三班に分かれしており、輪番制で当日の清掃や料理の準備を行つておる。この班は、ケイヤクの班

分けとほぼ同じだが、婦人講にはケイヤクに加入していないイエの女性も参加している。

当団は、各々で神社を参拝した後、当番が準備した弁当や料理を開む。

供物も決められており、頭付きの鯛(二尾)・地元で採れた野菜(約三種)・果物(約三種)・赤飯(当番の組が炊く)・米・塩・神酒が供えられる。

日吉神社例祭の供物



日吉神社例祭の供物



直会のようす

財産を守るために決まりが事細かく定められていたことがわかる。

規約

第一條 我力共有山ハ永ク本講ニテ保持シ

其子孫ニ存與スヘキ事

本講者ノ中ニテ不用ト相成場合ハ

講者ニテ協議ノ上相当ノ代價ヲ以

テ引受けヘキ事

此ノ共有山ヲ不用ト相成ルモ他ニ譲與

スルコト一切相成ラサル事

此ノ山ニ開シテ便宜ノタメ本講者ヲ仮

リニ三分シ○南宮山王岩切○各々一名

取締人ヲ置ケベキ事

取締人改換八年□春季山神講

ノ席ニテ擧挙シヘキ事

山入ノ期ハ春季講ノ席ニテ相定ムル

事

第七條 伐薪季節外山入レルトキハ其最寄

取締人ニ必ス其理由ヲ相断ルヘキ

伐採地別前ノ境界ハ大小ノ別ニ拘

ハラス其時確然タル見留ヲ付ケ置

キ他ノ別前ノ分ヲ犯サムルコト又家内

ノ者山入レル時ハ都々教示スヘキ事

他ノ別前ノ分ニテ小木タリトモ伐リ取タル

第九條

3 生業に關わる講

山の神講

山王・南宮・仙台市岩切の一三戸で構成された講で、大和町鶴巣小鶴沢のサンノウヤマ(山王山)と呼ばれる山林の資源を得る権利を持つていた。ガスが普及する昭和四〇年代以前は、山から切り出した木が主な燃料であり、この講は日常の暮らしを支える上で重要な組織であった。

明治三一年の記録帳には、当時の規約が次の通り記されており、共有

第拾五條 本講ハ從来ノ通り名ケテ山ノ神

講ト稱シ春秋二度（正月十二日）奉

拝スヘキ事

講開毎々各々白糯米 三盃 ツ外野

菜代金二錢ニ神酒代其時

ノ相場ニテ割賦スヘキ事

但シ不出席ノ者ハ白糯 五合ト

神酒代ヲ指出シヘキ事

者若シクハ他ノ伐取り置キタルヲ運搬
セシヲ見留メタルトキハ速ニ取締人ニ相断

リ置クヘキ事

取締人ハ都ア本講ノ不都合之ナキ
様常ニ注意ヲ加工置クコト起ルトキハ立合

又ハ處断スヘキ事

第十一條 他ノ別前ノ木ヲ伐リ運搬シタル事聞

キタルトキハ其ノ實事ヲ記ス規約ニ

依リ取締人之ヲ處断シ若シ規約

外監事時情起リ取締人ノ一部ニテ
處断致シ難干場合ハ三區取締

人若シクハ本講者一同ノ協議ヲ要ス
ルコトアルヘス

第十二條 他ノ別前ノ木ヲ伐リ又ハ伐採シタルヲ運

搬シタル者ニハ取締人ニ於テ其相当ノ
代價ヲ被害人ニ拂ハシメ本講ノ席

ニテ事ノ輕重ニ依リ過代ヲ出
サシムル事

第十三條 家内ノ者又ハ住人ノ者ト雖モ右ヲ犯シ
タルトキハ其ノ主タルモノ不注意ニヨリ起ルモノ
ナレハ同様處断スヘキ事

第十四條 規約項目ニ違反シタルモノハ凡テ本講
ノ席ニテ協議ノ上相当ノ過代ヲ
出サシムル事

以上の規約から、山林資源の保全と講員間での平等な配分が重要視さ
れていたことがうかがえ、違反時の罰則の記載もあることから、これら
は厳しく守られていたと考えられる。

ヤマワケ（山分け）が行われることになっていた。

ヤマイリはサンノウヤマにある山神塔（本章第四節参照）を参拝して
山の神に感謝し、一年間の山中安全を願う日であり、この日は、山林資
源の配分や維持管理に関する話し合いもなされていた。

ヤマワケは実際の伐採作業

のことと、その開始時期は講
の席で決められた。最初に木
に印を付けて区画割りをし、
籠で割り当て範囲を決めるが、
この際、規約にも見られるよ

うに、他の区画の木に手を出
さない事



山神譜帳（明治 12 年）



サンノウヤマ（山王山）



山神塔



山王の集落とサンノウヤマ（山王山）

することは許されず、三月くらいまで続く「伐薪季節」の間に切り出し、馬車で山王・南宮まで運んでいた。昭和四〇年代後半になると薪の需要はなくなり、山に入ることはなくなったが、講の寄り合いは続けられ、毎年一月一二二日に近隣の店に集まり、小牛田の山神社の掛軸に手を合わせていた。

平成二三年の東日本大震災以降、津波被害を受けた沿岸部の嵩上げ工事などで土砂の重要が高まり、この山も平成二八年前後に売却し、講を解散した。この際、山神社の掛軸も神社に納められた。

三 神社

日吉神社

村鎮守として祀られ、オサンノウサマ（お山王様）と呼ばれている。

明治四三年（一九一〇）、高橋の大日賣神社（大日堂）、新田の冠川神社、南宮の南宮神社とともに市川

の総社宮に合祀されたが、その後も社殿は残り、地域の人々の信仰を集め続けた。

安永三年（一七七四）の「風土記御用書出」には、山王社と記載され、羽黒派修驗日吉山光禪院の敷地

にあり、別当も光禪院が務めていると記されている。現在は残っていないが、光禪院は山王、南宮を中心供養塔や拂札などに社名を確認でき、代々の住職は、この地域の宗教的な指導者であつたと考えられる。新田祭日は三月一五日で、この日には婦人講の女性たちが参拝に訪れる。字北には、歴代住職の墓地があり、現在もその一部が残っている。

また、合祀されていた名残りから、総社宮の神輿が出る四月第三日曜日には、日吉神社にも神輿が立ち寄り、地域の人々のもなしを受ける。

神社の組織には奉賛会があり、古くから山王に居住する農家を中心に三三戸が加入し、神社の管理・運営にあたつている。場所については、現在は、字東町浦の東北本線の線路すぐ北側に鎮座しているが、昭和四〇年頃までは、山王生活センターの位置にあつたといふ。



日吉神社



字西町浦の日吉神社

また、この場所のほかに、山王には日吉神社の分霊を祀る場所が二か所あるとされており、「町誌」には、「昔は山王に三社の日吉神社があつたという。即ち中山王に本社の日吉神社を安置し、上山王、下山王に分霊を祀つた」と記されている。このうち上山王の分社は現在も字西町浦の個人宅で祀られている。祭日は本社と同じ三月一五日で、この家の昭和二四年生まれの戸主が小学生の頃までは、親戚や近所の人々が集まって拌んで飲食をしたという。現在は総社宮の祭日に合わせて供物が上げられる。

山王の人々の信仰を集める日吉神社であるが、その祭神お山王様に関して、山王の男性は船形山には行かないという慣習が受け継がれている。言い伝えでは、昔お山王様は隣村の南宮神社の女神「色の御前」を慕っていたが、想いを受け入れられない女神は船形山に逃げて船形神社の別当に匿われる。そのため、お山王様の恋の妨げになつたとして、山王の人々にとつて船形山の方角は良くない方角とされ、避けられるようになつたという。

第五章 地誌・名所

第一節 南宮村

一 奥羽觀讀聞老志

南宮

庄主

在今市河北古有「南宮神祠」是亦鹽竈末社也。

神社啓蒙曰「南宮神社在『美濃國不破郡』一宮記曰金山彥命也。社家註記云

南宮者金山彥命而火神也非「金神」司離火南方故名「南宮」抑南宮者陽

神而居「南方」文武兼備故國家崇貴叙「正一位勲一等」就中天武朱雀朝施

二功我邦二云

二 封内名蹟志

南宮神社

南宮村農家の乾にあり。鹽釜の末社也。今紫明神といふ。神社啓蒙曰。

南宮神社在「美濃國不破郡」一宮記曰。金山彥命也。社家註記曰。

南宮金山彥命而火神也非「金神」司離火南宮者名「南宮」抑南宮者

湯神而居「南方」文武兼備故國家崇貴。叙「正一位勲一等」就中天

武朱雀の朝施功於我邦二云。

三 封内風土記

南宮邑戸口凡四十七成田多宮友房采地神社凡二。南宮明神社傳云。

塩竈一宮末社不詳何時祭何神。諒訪神社不詳何時勧請。佛宇一觀

內二東宮明神社相立候儀八右之訛二可有御座哉、扱又南宮神社

四 風土記御用書出

宮城郡陸方南宮村

肝入市三郎

南宮村

一 村名二付由來 当村南宮明神御鎮座有之候二付御神号を以村名二称
し來申候事

一 田代 五拾五貢五百三拾貳文

一 煙代 五貢六百七拾三文 但 茶烟一円無御座候事

一 九貢百三拾文 御藏入

一 五拾貳貢七拾五文 御給所

都合 六拾壹貢式百五文

一 人頭 四拾三人 南宮町屋敷住居

一家數 五拾三軒 但 借家拾軒

一 男女 合都貢式百三拾七人 内 一 男百貳拾七人 一 女百拾人

一 馬 三拾六足 ○一 牛 ○付船 ○一 名所 ○一 旧跡

一 神社 三

一 南宮明神社 一 小名 色の御前

一 劍請 誰劍請と申義并年月共二相知不申候得其紫明神と奉申夫

夫色の御前共申唱候、当社ハ塩竈一宮十四末社之内」御座候、

惣而大社ニハ四方ニ末社相立候由ニ候得共當社并當都東宮浜之内

二東宮明神社相立候儀八右之訛二可有御座哉、扱又南宮神社

音堂。傳云。本尊江州三井寺之觀音也。不詳何時創建。寺一。祝陽山慈雲寺。曹洞宗。仙台府下八塚。龍川院。傳云。武山和尚開山。不詳其年月。

八美濃國不破郡二有之金山彦命を祭候由二御座候得八右神を當

所江勤請仕候義ニモ可有御座候哉之事

一 社地 橫七間 積九間 一 社 南向五尺作

一 鳥居 辰巳向 △一 長床 △一 額

一 地主 村空地二付地主無御座候

一 別當 当郡山村羽黒山派修驗日吉山光禪院

一 祭日 三月九日

右拾ヶ条之内印仕候分無御座候事

一 神明社 一小名 内館

一 勸請 誰勤請と申義并年月共二相知不申候事

一 社地 橫三間 積五間 一 社 南向壱尺作

△一 鳥居 △一 長床 △一 額

一 地主 南宮町屋敷小左衛門

一 別當 右小左衛門 一 祭日 三月十一日

右拾ヶ条之内印仕候分無御座候事

一 講訪社 一小名 毛上

一 勸請 誰勤請と申義并年月共二相知不申候事

一 社地 橫七間 積四間半 一 社 南向三尺作 一 鳥居 南向

△一 長床 △一 額

一 地主 村空地二付地主無御座候

一 別當 光禪院 一 祭日 三月十七日

右拾ヶ条之内印仕候分無御座候事

一 仏閣 一

一 觀音堂 宮城三十三番札所之内九番

一小名 当村曹洞宗祝陽山慈雲寺内

一 勸請 江州三井寺之觀音之由申伝候処誰勤請と申儀并年月共二

相知不申候事

△一 鳥居 △一 長床 △一 額

一 地主 慈雲寺 一 別當 慈雲寺 一 祭日 三月廿一日

右拾ヶ条之内印仕候分無御座候事

一 寺 一ヶ寺

祝陽山 慈雲寺

一小名 上南宮 一 曹洞宗 一 仏殿 北向 橫七間半

一本尊 地藏菩薩 木仏坐像 御長毫尺 行基菩薩御作

一 門 北向 △一 額

右六ヶ条之内印仕候分無御座候事

一 寺書出毫冊相副指出申候事

○一 修驗 ○一 付行派井虛無僧寺 ○一 孝子孝婦忠僕良民并百

歲以上長寿之者 ○一 古人 ○一 品替之御百姓 ○一 付御百姓之内御

星御寓二罷成御目見仕獻上物并拜領物仕候者 ○一 御藏場 ○一 御

塙燒場 ○一 古廟 ○一 古塚

○一 山

○一 御林 ○一 川 ○一 滝 ○一 橋 ○一 沼 ○一 堤

○一 墓 ○一 坂

一道 壱筋 一 国分原町 b 当郡塙竈町江之道

○一 名石 ○一 名水 ○付温泉

一名木 ○一 産物 ○一 古歌 ○一 端郷 ○一 小名
 一 屋敷名 南宮町屋敷ニ住居仕候ニ付屋敷名一円無御座候事
 一 御村境 横拾五丁

一 積一 南ハ当郡山王村境当村分中宿と申所

一 北ハ当郡加瀬村境当村分蠻喰と申所迄

一 東ハ当郡市川村境当村分毛上と申所

一 西ハ当郡岩切村境当村分青津目と申所迄

以上 拾三ヶ条

御案当本文四拾一ヶ条付ケ条四ヶ条都合四拾五ヶ条之内印仕候分三拾武

ケ条之品無御座候事

右之通風土記御用二付此度相改御書上仕候 以上

安永三年九月

五 塩松勝譜

南宮神祠

市川堺橋ノ西二里余二村巷有リ南宮巷ト曰フ西ニ小祠有ル是レナリ封内名蹟志ニ曰ク南宮祠ハ南宮村農家乾野田中ニ在リ今之レヲ紫明神ト

謂フ土人之レヲ色御前祠ト謂フ相傳ヘテ鹽廟枝社ノ一ト為ス祭ル所ハ金山彦命ナリト一宮記ニ曰ク南宮ハ金山彦命ナリ社家記ニ曰ク南宮ハ

震の海の みを木とそ見る 千鶴庵愛雄

六 奥州仙台名所尽集

南宮

「朝もよし きふねの宮のはた棹は

等ニ叙ス就中天武朱雀ノ朝功ヲ我邦ニ施ト云神社啓蒙ニ曰ク南宮神社ハ濃州不破郡ニ在リ或傳フ太古鹽神ヲ佐ケテ教化ヲ四方ニ布クノ神神社ニ諸レヲ方位ニ配シテ以テ之ヲ祀ル今鹽廟ノ四方ニ各祠有ル者是ナ

狂歌にある「きふねの宮」とは、南宮神社を指しているか。図中左端に見える鳥居が南宮神社で、駕籠が通るのは塩竈街道にある。

リ東宮ハ東宮濱ニ在リ己ニ西宮ハ巖戸村ニ在ルコト見ユ北宮ハ春日村ニ在リ共ニ後ニ見エタリ或曰大野東入多賀城ヲ置ノ日方位ニ於テ各神祠ヲ建テ以テ城ノ鎮護ト為スト未タ孰力是ナルヲ知ラス

調訪神祠

觀音堂

相伝フ像ハ江州三井寺觀音ノ像ヲ模スト

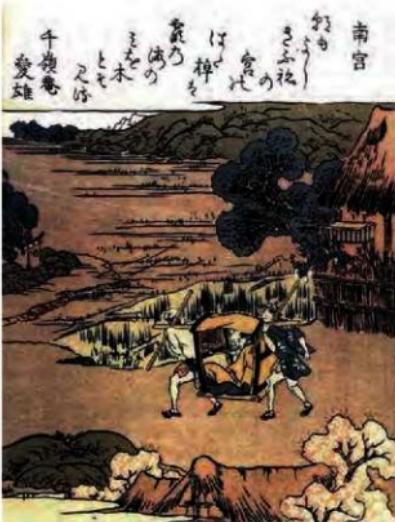
慈雲寺

南宮巷ノ西口ニ在リ相傳旧伊達郡成田村ニ在リ宗ハ曹洞ノ禪ト藩ノ士成田某世々香花ノ地ナリト成田氏采地ヲ此ニ属ノ後寺又此ニ移建又而シテ其年月ヲ詳ニセス寺僧曰ク移建中興ノ僧ハ武山俊芸ト名ケ寛文四年遷化ス寺前ニ一古碑有リ從四尺余衡一尺余文字剥落十二シテ五六ヲ

讀ム可シ而シテ書法古雅近世流俗ノ書ニ比スルニ固ヨリ大ニ類セス

註 1 註 2 註 3 註 4

今市河 七北田川
成田多喜房 成田氏七代目当主。「伊達世臣家譜」は「丹宮」とする。
仙台府下八塚 現在の仙台市宮城野区新寺小路一帯
宮城三十三番札所之内九番 「宮城三十三ヶ所御詠歌」(昭和十五年)には、
下のように記されている。「九番には南宮みい寺いにしえは
なこりは今に
い寺の
かねのひびきぞ 罪もきいゆく」



奥州仙台名所尽集 南宮

第二節 山王村

一 封内風土記

山王邑。戸口凡二十三。神社一。山王権現社。不詳何時勧請。

二 風土記御用書出

風土記御用書出

宮城郡陸方山王村
源太郎

仮肝入

山王村

一 村名二付由來 当村山王権現御鎮座有之候二付御神号を以村名ニ称

し来申候事

一 田代 九拾四貫四百九拾三文

一 畜代 七貫七拾七文 但 茶烟一円無御座候事

内 一 五拾八貫七百三拾九文 御藏入

一 四拾貳貫八百三拾壹文 御所

都合 百壺貫五百七拾文

一 人頭 式拾人 一家數 式拾四軒 但 借家四軒

一 男女 都合三百三拾六人 内 一 男七拾人 一 女六拾六人

一 馬 拾九疋 ○ 一 牛 ○ 付船 ○ 一 名所 ○ 一 旧跡

一 神社 一

一 山王社 一 小名 中山王

一 勸請 謹勸請と申義并年月共二相知不申候事

一 社地 橫式拾七間 一 社 南向九尺作

一 鳥居 南向 △ 一 長床 △ 一 頤

一 地主 当村羽黒派修驗日吉山光禪院

一 別當 右光禪院 一 祭日 三月十五日 八月十五日

右拾ヶ条之内印仕候分無御座候事

○ 一 仮闈 ○ 一 寺

一 修驗 一ヶ院

日吉山光禪院

豎式間

一 小名 中山王 一 羽黒派 一 道場 南向

豎式間

一 本尊 不動明王 木仏立像 御長式尺三寸

但作者相知不申候事

△ 一 門 △ 一 頤

右六ヶ条之内印仕候分無御座候事

一 修驗書出卷冊相副指出申候事

一 開山之事 当院者謹開院与申儀相知申候所

一 興二付当安永三年迄百七拾三年ニ罷成候事

一 本山井木寺之事 本山者出羽国羽黒山墓王寺ニ而御城下大先達慧雲

山良覺院支配ニ御座候事

一 最初之地移替之事 中興瀧本坊清林代元和三年当郡南宮村より当村

江引移候由申伝候事

一 本山井木寺之事 本山者出羽国羽黒山墓王寺ニ而御城下大先達慧雲

山良覺院支配ニ御座候事

一 別当所之事 一 南宮光明神社 一 山王権現社

○ 付行派寺并虛無僧寺 ○ 一 孝子孝婦忠僕良民并百歳以上長寿之者

○ 一 古人 ○ 一 品替之御百姓 ○ 付御百姓之内御屋御寓ニ罷成御目

見仕献上物并拝領物仕候者 ○ 一 御藏場 ○ 一 御塙燒場 ○ 一 古

館 ○一 古塚 ○一 山 ○一 御林 ○一 川 ○一 薩 ○一

橋 ○一 沼 ○一 堤 ○一 壇 ○一 坂

一道 壱筋 当都市川村 **ト** 当郡田子村福田町江之道

○一 名石 ○一 名水 ○付温泉

一名木

杉 壱本 堀リ壹定三尺

右ハ名木と申ニハ無御座候得共大木ニ付御書上仕候事

○一 產物 ○一 古歌 ○一 端郷 ○一 小名

一 屋敷名 四

中山王屋敷 拾七軒 内沽却禿壱軒

一 上山王屋敷 弐軒 一 森屋敷 壱軒

一 毛上屋敷 弐軒 内沽却禿壱軒

以上 式拾式軒 但 沽却禿壱軒

一 御村境 縦五丁

一 南八当郡高橋村境当村分古川堀と申所 **ト**

一 北八当郡南宮村境はきおろしと申所迄

横 一 東八当郡市川村境当村分毛上と申所 **ト**

一 西八当郡新田村境当村分十福寺と申所迄

御案当本文四拾壹ヶ条付ケ条四ヶ条都合四拾五ヶ条之内印仕候分三拾式
ケ条之品無御座候事

右之通風土記御用二付此度相改御書上仕候 以上

安永三年九月

三 塩松勝譜

山王祠

同村ニ在リ南村ヲ山王トフ神祠ニ因レリ

山王社 現日吉神社

註1 山王社 現日吉神社
註2 慶雲山良覺院 京都聖護院(天台修驗)の末寺で、良覺院日林を開祖とする。伊達朝に従つて祈籬を司り、朝宗が文治五年奥州合戦に従軍した功により伊達部を領したのに合わせて同郡に來たといふ。日林に継ぐ二世から一六世までは不明であるが、一七世榮真是慶雲山(と号す)、米沢、岩出山、仙台と政宗に仕え、良覺院は廢寺となつた。

註3 沽却禿 破産して田畠や財産を売却した者

本章で使用した「風土記御用書出」は、宮城県図書館本に掲っているが、項目が欠けている部分については塩瀬市後藤雄造氏所蔵の写本で補い、その部分は「――」で示した。

参考文献

- 仙台叢書刊行会『仙台叢書 第一三巻 仙台金石志上』一九一七
多賀城市教育委員会『山王・高崎遺跡発掘調査概報』一九八一
多賀城市史編纂委員会『多賀城市史 第5巻 歴史資料(一)』
多賀城市史編纂委員会『多賀城市史 第3巻 民俗・文学』一九八六
多賀城市史編纂委員会『多賀城市史 第4巻 考古資料』一九九一
多賀城市史編纂委員会『多賀城市史 第2巻 近世・近現代』一九九三
多賀城市史編纂委員会『多賀城市史 第1巻 原始・古代・中世』
多賀城町誌編纂委員会『多賀城町誌』一九六七
多賀城市埋蔵文化財調査センター『年報3 昭和63年度』一九八九
高橋富雄ほか『宮城県地名大辞典』一九七九
地質調査所『地域地質研究報告 塩竈地域の地質』一九八三
地質調査所『地域地質研究報告 仙台地域の地質』一九八六
出羽三山神社社務所『羽黒山・月山・湯殿山出羽三山神社資料集』
東北歴史資料館『宮城の絵馬』一九九一
中村元『佛教語大辞典』一九八一
中村光一『宮城県石巻地方における特殊種子板碑—いわゆる「舊」種子板碑について—』『あをな(碧河)』第1号 一九八三
三塚源五郎『多賀城村聚落の機構 地名の研究』一九三三
三塚源五郎『多賀城六百年史』一九三七
宮城県桃生郡河北地区教育委員会『第二章 近世編(各種近世塔)』
上川下流域のいしぶみ 一九九四
水藤真『棒札の研究』一〇〇五
小学館『日本国語大辞典』一九七四
塩竈市史編纂委員会『塩竈市史』資料編 一九八二
神道大系編纂会『神道大系 神社編三十二 出羽三山』一九八一
鈴木正夫『宮城県北部の庚申信仰』一九八八
仙台市史圖録編纂委員会『目で見る仙台の歴史』一九七四
仙台市史編さん委員会『仙台市史 特別編5 板碑』一九九八
佐々木慶市『宮城縣史2 近世史』一九六六
伊東信雄ほか『宮城縣史30 資料集V 考古資料』宮城縣 一九八一
黄栗宗務本院『黄栗山の聯と額』一九九〇
大塚徳郎・竹内利美ほか『宮城縣の地名』一九八七
加藤政久『石仏儀頌辞典』一九九三
加藤政久『続石仏儀頌辞典』一九九〇
加藤康昭『日本盲人社会史研究』一九七四
川勝政太郎『儀頌 川勝政太郎講述』一九八四
菊池武一・司東真雄『宮城縣史17 金石志』一九五六
久保常晴『鰐口』『仏教考古学講座』第八卷 一九三六
経済企画庁総合開発局『土地分類図』一九七二
庚申懇話会『日本石仏事典』一九七五
庚申懇話会『日本石仏調査ハンドブック』一九八一
中村元『佛教語大辞典』一九八一
中村光一『宮城県石巻地方における特殊種子板碑—いわゆる「舊」種子板碑について—』『あをな(碧河)』第1号 一九八三
三塚源五郎『多賀城村聚落の機構 地名の研究』一九三三
三塚源五郎『多賀城六百年史』一九三七
宮城県桃生郡河北地区教育委員会『第二章 近世編(各種近世塔)』
上川下流域のいしぶみ 一九九四

宮城県教育委員会『絵馬調査報告書』一九九〇

宮城郡教育会『宮城郡誌全』一九二八

宮城県神社庁『宮城縣神社名鑑』一九七六

山本（不明）「多賀城村慈雲寺に在る大年寺の遺物」『仙台郷土研究』第

4卷第8号 一九三四

湯浅吉美『日本暦日便覽 下』一九八八

吉岡一男『宮城の觀音信仰』一九九二

吉田東伍『大日本地名辭書 奥羽』一九〇一

利府村『利府村史』一九六三

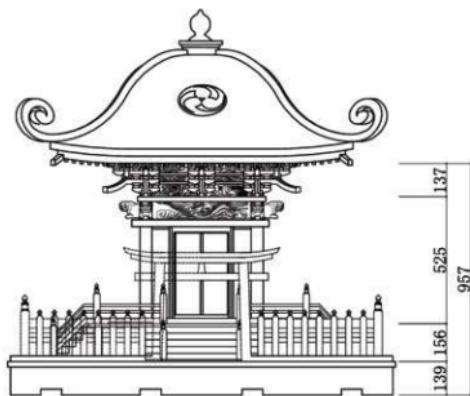
渡邊菊治『宮城県の庚申塔』一九八三

図版番号	場所	名称	年代	石材	寸法 (cm)			備考	登録番号
					高さ	巾	厚さ		
南宮村									
板碑									
1	慈雲寺	板碑	永仁2	1294	アルコース	(76)	76.5	8	グラ面は虫食いの跡有り 939
2	慈雲寺	板碑			アルコース	(122)	84	22.5	940
3	南宮神社	板碑			安山岩	(35)	28	16	936
井戸塔									
4	慈雲寺	名号塔	寛文6	1666	アルコース	(122)	84	22.5	No.2を参照 安山岩の造形あり 941
5	慈雲寺	名号塔	元禄3	1690	アルコース?	(76)	89	27.5	942
6	慈雲寺	名号塔	元禄7	1694	安山岩	(71)	65.5	44	943
7	慈雲寺	塔身塔	正徳2	1712	アルコース	(47)	83	35.5	944
8	慈雲寺	名号塔	享保3	1718	アルコース	(96)	83.5	28.5	945
9	慈雲寺	地蔵菩薩立像	享保6	1721	ティサイト	(102)	51	30	946
10	慈雲寺	地蔵菩薩立像	天明5	1785	ティサイト	(57)	40	22.5	948
11	慈雲寺	周囲觀世音	嘉永2	1859	ティサイト	(102)	76	29	954
12	慈雲寺	三山塔	文化14	1817	アルコース	(143)	101	49.5	949
13	慈雲寺	庚申塔	天保3	1832	アルコース	(111)	102	37	952
14	慈雲寺	圓覺山	天保3	1832	織状砂質泥岩(井内石)	(96.5)	80	24.5	953
15	慈雲寺	無縫供養塔	明治38	1905	ティサイト	(44)	34	16.5	962
16	慈雲寺	馬頭觀世音	昭和5	1930	ティサイト	32	26.5	12	957
17	慈雲寺	馬頭觀世音	昭和28	1953	ティサイト	(35)	29	15	958
18	慈雲寺	馬頭觀世音	昭和42	1967	織状砂質泥岩(井内石)	(53)	29.5	6.5	959
19	慈雲寺	馬頭供養塔	昭和49	1974	底面有刻銘	(66)	21.5	10	960
20	慈雲寺	馬頭觀世音	昭和61	1986	底面有刻銘	(42.5)	21.5	11	961
21	慈雲寺	鳥道			アルコース	(126)	76	32.5	966
22	慈雲寺	大塗精進房塚			アルコース	(112.5)	65.5	44	968

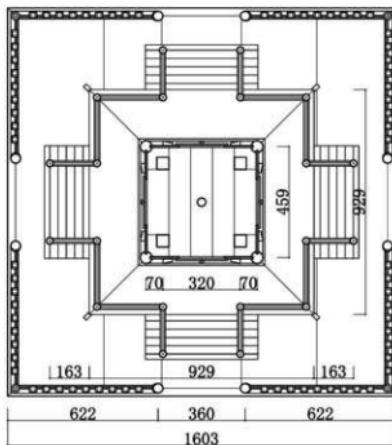
23	慈雲寺		五輪塔	デイササト		181	72.5	72.5		973
24	慈雲寺	光明菩薩坐像		デイササト	本体：95 台座：28.5	86	51			969
25	慈雲寺	地藏菩薩坐像		デイササト	本体：75 台座：35	68	47			970
26	町	觀音菩薩立像	宝相6	デイササト	(61)	29	22			971
27	庚申神社	不動明王立像	天和3	1683	デイササト	(63)	30	(4)		972
28	庚申神社	庚申塔	明治4	1658	アルコーク	(78)	45	22		928
29	庚申神社	庚申塔	宝保10	1725	アルコーク	(92)	86	15		960
30	庚申神社	庚申塔	寛政8	1796	安山岩	(70)	61	35		952
31	庚申神社	庚申塔	明和4	1767	アルコーク	(114)	92	60		951
	南宮神社	地藏像		デイササト	(29)	16	(8)			957
	慈雲寺	五輪塔		デイササト	本体：135 台座：25.5	笠一辺：73 笠二辺：72				971
	慈雲寺	五輪塔		デイササト	本体：132 台座：22	笠一辺：70 笠二辺：70				972
石燈籠・手水鉢・盆火(13点)										
32	南宮神社	翁大	明治7	1874	デイササト	本体：75 台座：75	46	65	東側	934
33	南宮神社	柏大	明治7	1874	デイササト	本体：82.5 台座：6	46	66	西側	935
34	南宮神社	手水鉢	大正13	1924	デイササト	(51)	60	50		938
35	慈雲寺	石臼	明治10	1877	デイササト	16	直径：29			956
36	慈雲寺	石燈籠	文政5	1822	デイササト	(66)	32.5	33.5		950
37	慈雲寺	石燈籠	文政8	1825	デイササト	(69)	33.5	33.5		951
38	慈雲寺	石燈籠	慶應4	1868	デイササト	(36)	笠一辺：58.5			955
39	慈雲寺	石燈籠			デイササト	(66)	30	30		965
40	慈雲寺	花立			デイササト	(32)	直径：17.5	北側		963
41	慈雲寺	手水鉢			デイササト	(31)	直径：17	南側		964
	慈雲寺	手水鉢			デイササト	35	74.5	57		967
白雲山不動尊石造物										
42	庚申神社	白雲山不動尊石造物	昭和44	1969	鐵製砂質岩石(井内石)	(79)	32	5		933

山王村

山王村										
地番										
43	北寿福寺	坂碑	轟状砂質泥岩 (井内石)	22.5	22.5	1.5 新田道場第7次調査	977			
44	北寿福寺	坂碑	轟状砂質泥岩 (井内石)	23.5	18.5	1.5 新田道場第7次調査	978			
45	北寿福寺	坂碑	轟状砂質泥岩 (井内石)	37	16	5.3 新田道場第7次調査	979			
46	北寿福寺	坂碑	砂岩	11.5	7.6	5.2 新田道場第7次調査	980			
47	北寿福寺	坂碑	轟状砂質泥岩 (井内石)	137	20	12 新田道場第7次調査	981			
48	北寿福寺	坂碑	砂岩	23	19	7.2 新田道場第7次調査	976			
49	日吉神社	坂碑	アルコート?	(161)	92	28	911			
50	日吉神社	坂碑	アルコート?	(80)	55	24.5	912			
51	日吉神社	坂碑	アルコート?	(109)	64	38.5	913			
52	日吉神社	坂碑	明治4	1767	安山岩	(67)	50	31	919	
53	西町浦	坂碑	アルコート?	(68)	39	29	927			
地図										
54	日吉神社	庚申塔	明治4	1767	安山岩	(67)	50	31 No. 52を転用	914	
55	日吉神社	庚申塔	天明5	1785	アルコート?	(109)	64	38.5 No. 51を転用	915	
56	山王山	山神塔	明治11	1898	轟状砂質泥岩 (井内石)	(161)	60	7	925	
	山王山	山神塔			轟状砂質泥岩 (井内石)	(141)	72	8.5	926	
手水鉢										
57	日吉神社	手水鉢	昭和6	1931	アルコート?	42	57	42	916	
墓地										
58	新田字北	有服妻蝶文墓	慶應4	1868	アルコート?	28	20	18	922	
59	新田字北	轟大僧都墓 (法印)	宝曆9	1759	安山岩	(88)	58	35	920	
60	新田字北	當山中霧毛鬼院大樹 圓滿妙夏大樹	文化13 文政9	1816 1826	アルコート?	(98)	54	34	921	
61	松島町龍勝寺	故武木内村まきよ之墓	昭和2	1927	昭和4	(82)	91.5	30	27	923



旧南宮神社 御奥 平面図



旧南宮神社 御奥 平面図



御輿正侧面



御輿側面



充填彫刻（鳳凰）



充填彫刻（龍）と立体木鼻（獅子）

4 旧南宮神社 御輿（現 多賀城市埋蔵文化財調査センター所蔵）

旧 多賀城市南宮

調査日時 2020年10月17日

（a）配置と資料など

現在は多賀城市史遊館に所蔵されているが、南宮神社（多賀城市南宮）にあった御輿である。御輿に関わる資料はないが、南宮神社については安永の風土記の記事がある。

南宮村の安永風土記（安永3年（1774））に次の様に記される

「一神社 三

一南宮明神社 一小名 色の御前

一勧請 誰勧請と申義並年月共ニ相知不申候得共紫明神と奉申夫ヨリ色の御前殿共申唱候
當社ハ鹽竈一宮十四末社之内ニ御座候（後略）

一社地 積九間 横七間

一社 南向五尺作

一鳥居 辰巳向

一地主 村空地ニ付地主無御座候事

一別當 當郡山王村羽黒派修驗日吉山光禪院

一祭日 三月九日 」とある。

当該御輿に関する記事はない。

（a）建築所見

屋根形式：方形の起りが施された延屋根。四方の稜線に野筋を設けその先端に蘇手を付す。

露盤の上には擬宝珠を据える。屋根紋は三つ巴である。

軒下は2軒で飛えん垂木、地垂木とともに扇垂木。

胴回り：外縁の囲垣は擬宝珠を親柱とし、金剛垣で構成され鳥居を4面に備える。

内側方に一間（一尺五寸）堂を設ける。四方に擬宝珠高欄を巡らす。軸組部分は禪宗様の意匠で丸柱上に台輪を置く。内法長押、地覆長押を施し、四面に板扉を吊す。堂の内部は円柱の心柱と四方に角柱4本が設けられている。頭貫木鼻は獅子頭（狛犬）。柱上の斗拱は禪宗様の三手先。中備えは詰組である。

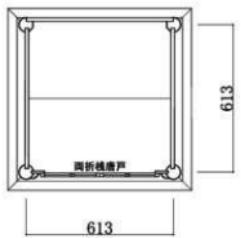
台輪と内法長押の間に立体彫刻を充填している

正面と背面にそれぞれ、龍と鳳凰、左右は片方が欠落しているが、一方には鳥（種類は不明）が設けられている。

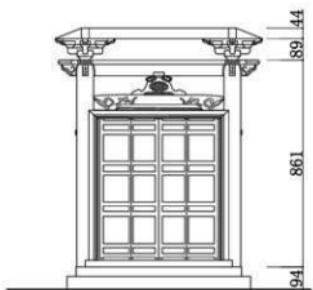
台座（台輪）：担ぎ棒のための4つの窪みを前後に持つ、一重台輪。木彫刻が全く施されていない。

（c）建築年代所見

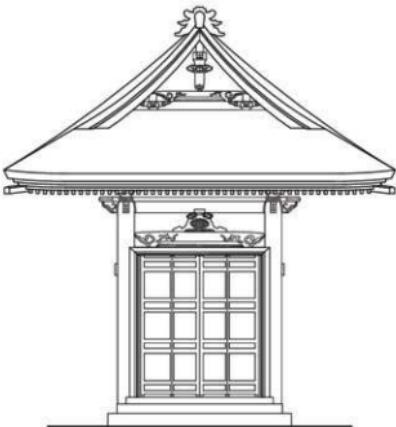
この御輿の制作年代については、作成経緯を示す資料も無い。また、細部意匠の様式からの年代推定も困難である。



旧龍藏寺 厨子 平面図



旧龍藏寺 厨子軸組部分 立面図



旧龍藏寺 厨子 正面図



厨子と前机



厨子正面側面



妻飾り（虹梁・大瓶束）



柱上の台輪と斗拱、頭貫木



基盤

3 旧龍藏寺 厨子（現 慈雲寺所蔵）

旧 利府町森郷（現：多賀城市南宮）

調査日時 2019年10月11日

(a) 配置と資料など

現在は、慈雲寺内の施設に所蔵されている。

また、厨子内部には聖徳太子立像が安置されており、もとは、共に利府町森郷の黄檗宗龍藏寺のものと伝わる。

この龍藏寺については、利府森郷の安永の風土記の神社の項に
「一神社 二 畠村黄檗宗靈岳山龍藏寺本尊聖徳太子を一村鎮守守仕来候事（後略）」
寺院の項に

「一寺 二ヶ寺 但塔頭一ヶ寺
　　靈岳山 龍藏寺

一小名 太子山

一黄檗宗 一仏殿 東向竪七間横七間

一本尊 正徳太子 木佛立像 三尺余

（後略）」

この記事には、当該厨子に関する記事は無いが、本尊の聖徳太子立像を収蔵する厨子ではなかつたかと考えられる。

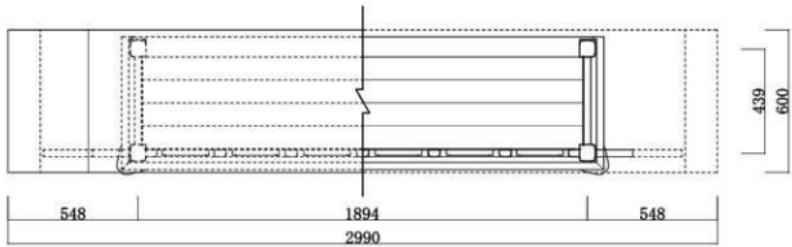
(b) 建築所見

二尺四方の一間堂であり、向拝や縁をもたない。屋根形式は桟葺きの入母屋造り妻入りである。繁垂木の二軒。妻飾りは虹梁大瓶束。拝懸魚は欠落している。

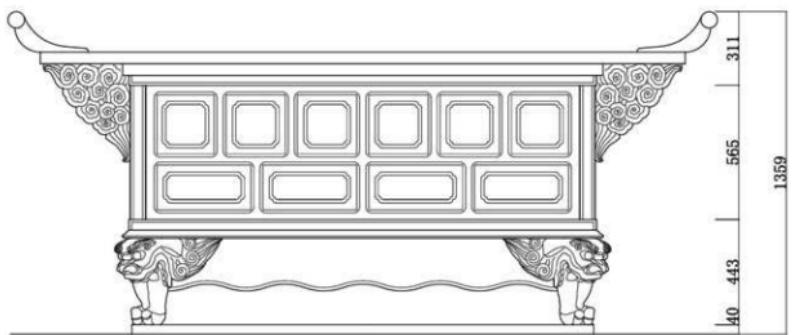
4隅の円柱には頂部に粽を施しあり、頭貫と台輪が架される。頭貫木鼻は平面的である。柱上には、禅宗様の平三斗を置く。正面の頭貫の下に虹梁を架しその中央に江戸中期様式の幕股を載せる。虹梁下に両折りの棧唐戸を吊す。内部は天井が格天井、床は板張り。三尺弱の立像が収まっている。

(c) 建築年代所見

幕股や虹梁の渦紋などの細部意匠は江戸中期頃の様式であると考えられる。彩色は、軸部は黒を基調に渦紋などに金色を施しているが、ペンキ塗りと思われ新しい彩色と考えられる。



旧龍藏寺 前机 平面图



旧龍藏寺 前机 立面图



前机正面



前机侧面



前机侧面（元禄十二年の記）

2 旧龍藏寺 前机（現 慈雲寺所蔵）

旧 利府町森郷（現：多賀城市南宮）

調査日時 2019年10月11日

（a）配置と資料など

現在は、慈雲寺内の施設に所蔵されている。

もとは、利府町森郷の黄檗宗龍藏寺のものと伝わる。

この龍藏寺については、利府森郷の安永の風土記の神社の項に

「一神社 二 當村黄檗宗靈岳山龍藏寺本尊聖徳太子を一村鎮守守仕来候事（後略）」

寺院の項に

「一寺 二ヶ寺 但塔頭一ヶ寺

靈岳山 龍藏寺

一小名 太子山

一黄檗宗 一仏殿 東向竪七間横七間

一本尊 正徳太子 木佛立像 三尺余

（後略）」

また、前机の側面に「元禄十二年の年紀が記されてある。

（b）意匠所見

天板部分と胴部分と脚部分に分けられる。

天板部分は奥行き600mm、幅は2,990mm、高さ220mmである。天板両端に高さ171mmの筆返しが附けられている。

胴部分は、奥行き439mm、幅1894mm、高さ734mmである。背面に1間幅の引き違い戸を備えていたと思われるが、現在は欠落。

上下に蛇腹と台輪を付し正面には、上部に正方形六個、下部に長方形四個の格狭間を設けそれぞれの狭間に木瓜状のレリーフを施している。正面左右には天板を支える方杖状の部材を付している。これには雲文の彫刻が施されている。

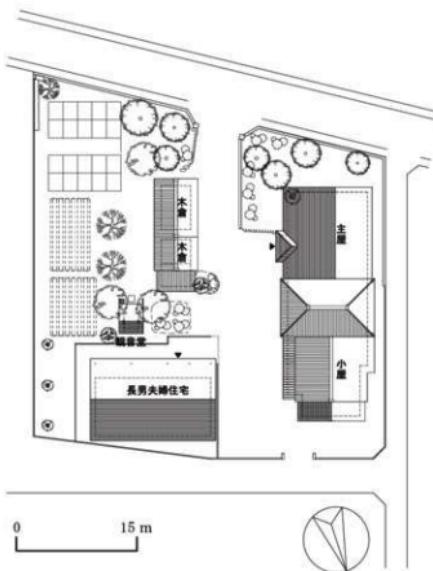
脚部分は正面の2脚に獅子頭と獅子脚を組み合わせた立体彫刻を施している。脚の間を雲状の幕板を付している。

次に彩色であるが、天板と銅の部分は、黒を基調に几帳面に朱色を施している。正面の格狭間のレリーフには朱色を塗り緑線を緑で描いている。方杖部分は金色を施している。脚部は獅子頭は金色で墨を水色、脚を朱色、幕板を黒に塗り分けている。

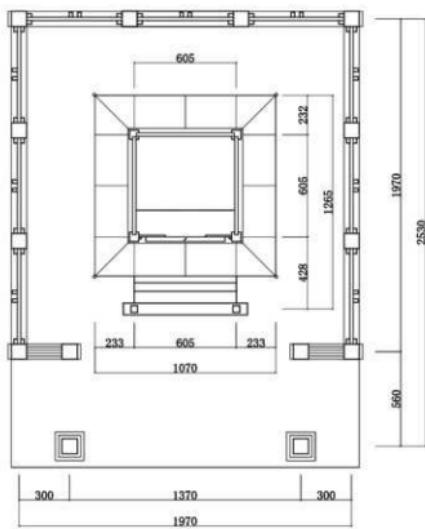
これらの彩色はベンキ状のもので新しいと考えられる。

（c）作成年代所見

旧仏殿の須弥壇前に置かれた前机であり、側面に元禄十二年己卯九月念二日」としるされており、作成された時期が判明している。



佐藤家観音堂配置図



佐藤家観音堂平面図



納堂と観音堂



観音堂正面



水引虹染 基股と木鼻

附章2 建造物調査

東北工業大学 教授 小山 祐司

1 佐藤家観音堂

多賀城市南宮

調査日時 2019年12月8日

(a) 配置と資料など

現在は、佐藤家屋敷の木倉北東に、鞘堂（覆い堂）の中に南面して建つ。

観音堂に関わる資料は2件ある。

1. 南宮村の安永風土記（安永三年（1774）に記される

「一仏堂 一

一観音堂 宮城三十三番札所之内九番

一小名 當村曹洞宗祝陽山慈雲寺内

（中略）

一堂 西向九尺四面（後略）」

とある観音堂を佐藤家屋敷に移築したと伝わる。尚、同記録には鞘堂の記事はない。

2. 墨書

観音堂の背面板壁に「明和七年」（1770）と記される墨書があることであるが、未確認。

(b) 建築所見

2尺四方の方形造りの一間堂である。屋根は檜葺きで正面に向拝1間部分を葺き下ろしている。一軒で疎垂木。4方に縁を廻らすが高欄は無い。

入側4隅に角柱を配し、柱上には斗棋や舟肘木を設げず、直接梁桁を支承している。向拝柱と入側柱を繋ぐ部材は無い。向拝部には水引虹梁を架し中備に幕股を載せている。水引虹梁木鼻は平面的である。この様に建築細部意匠を施す部材は少ないので、向拝部分の建築様式から判断せざるを得ないが、大凡、江戸後期の様式と考えられる。

また、流れ造り風の鞘堂（9尺四方）は、近年建て直されているが、向拝部分に旧堂の虹梁や木鼻、幕股などを部分的に遺している。これらは、2種類の様式がみられる。古い方の様式は江戸後期から幕末のもの、新しい方は近代以降のものである。

(c) 建築年代所見

安永の風土記に記された御堂の規模とは異なっている。そして、明和7年の墨書（未確認）の建立と考えれば、建築様式とも合致する。

安永期の御堂の規模（9尺4方）と異なるが、その経緯等は不明である。



天



地



正面



背面



左侧面



右侧面

13 本堂 木造普賢菩薩騎象像

安置場所：本堂向かって左の間 右脇侍

法量(cm)

像高 42.0 膝張 28.3 坐奥 19.8

形 状

菩薩形坐像。高髻。冠彫出。彫眼。二道。条帛。胸飾彫出。臂钏、腕钏彫出。

合掌する。裙をつけ、右足を上にして結跏趺坐する。

透かし彫りの光背。蓮肉、敷茄子、白象、樞座。

品質・構造

一木丸彫り。内刳なし。彫眼。彩色。両肩以下別材矧ぎ付けか。

保存状態

金泥彩が所々剥落し、黒色の彩色層が露出する。

所 見

近現代の作か。



天



地



正面



背面



左侧面



右侧面

12 本堂 木造文殊菩薩騎馬像

安置場所：本堂向かって左の間 左脇侍

法量(cm)

像高	41.5	膝張	28.2	坐奥	19.5
----	------	----	------	----	------

形狀

菩薩形坐像。高髻。冠彫出。彫眼。二道。条帛。胸飾彫出。臂钏、腕钏彫出。

左手屈臂して前に出し、掌を仰いで五指をまるめて持物（巻物）をとる。右手屈臂して、腹前で五指をまるめて持物（剣）を握る。裙をつけ、右足を上にして結跏趺坐する。

透かし彫りの光背。蓮肉、敷茄子、獅子、樞座。

品質・構造

一木丸彫り。内側なし。彫眼。彩色。両肩以下別材矧ぎ付け。

保存状態

金泥彩が所々剥落し、黒色の彩色層が露出する。

所見

近現代の作か。



天



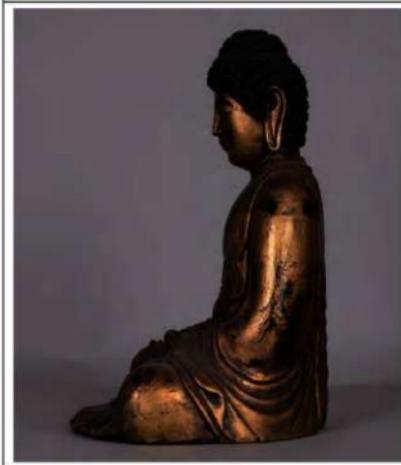
地



正面



背面



左侧面



右侧面

1 1 本堂 木造釈迦如来坐像

安置場所：本堂向かって左の間 中尊

法量(cm)

像高	37.3	膝張	29.2	坐奥	18.2
----	------	----	------	----	------

形狀

如來形坐像。肉髻。螺髮。彫眼。三道。覆肩衣。衲衣、裙。定印を結び、結跏趺坐する。

透かし彫りの光背。9段の蓮華座。

品質・構造

一木丸彫り。内削なし。彫眼。金泥彩。

保存状態

金泥彩が所々剥落し、黒色の彩色層が露出する。

所見

近現代の作か。



天



地



正面



背面



左侧面



右侧面

10 祝陽閣（旧位牌堂）木造伝聖徳太子立像

安置場所：須弥壇 中央

法量(cm)

像高	50.8	頂一顎	11.8	面長	7.8
面幅	6.5	耳張	9.2	肘張（除鱗袖）	18.4
袖張	19.8	裾張	13.9	沓先開（外）	10.6
面奥	10.6	胸厚	11.7	腹奥	14.1
台座高	26.1	台座幅	31.0	台座奥	23.2

形狀

童子形像。髪を中央に振り分ける。耳を出す。耳前部分は一条を輪にして肩まで垂らす。顔は正面を向く。玉眼。閉口。

内衣をつけ、長袖の衣をつけ、円領の鱗袖の上着をつける。左手屈臂して前に出し、掌を仰いで五指を広げる。右手屈臂して前に出し、掌をやや傾けて、五指を広げる。裾をつけ、左足をやや開いて立つ。

台座は、茄葉座、岩座、樞座。宮殿入り。

品質・構造

木製。彩色。玉眼。

彩色のため、構造は不明。両手先各別材差し込み。面相部別材別材矧ぎ付け。足柄は雇い納。

彩色下地に和紙を用いる（木地、和紙、胡粉下地の順）。

保存状態

左第三指先欠損。全体的に彩色層の剥離、剥落が生じる。左前髪、鼻頭の彩色層が広範囲に剥落する。背面、垂髪先端部の紙貼りが剥離する。

岩座正面材右側、材が遊離する。茄葉座の彩色層が広範囲に剥落する。

所見

聖徳太子像と伝わるが、角髪を結わず、また鱗袖衣とするなど、通形の聖徳太子像とは異なる。あるいは聖徳太子像とは別のものか。台座の形式も聖徳太子像とは思われない。「神像」の類か。制作は衣に見える青や、緑の彩色から江戸時代末期以降の作と思われる。

他寺から移された仏像であるが、来歴は不明。



天



地



正面



背面



左侧面



右侧面

9 本堂 木造地蔵菩薩坐像

安置場所：本堂左回廊 中央

法量(cm)

総高(台座含む)	37.4	像高	27.7	頂—頸	9.2
面幅	5.1	耳張	7.0	肘張	18.0
膝張	19.6	面奥	7.9	胸厚(中央)	7.2
腹奥	9.6	坐奥	14.6	膝高(右)	3.7
台座高	9.7	台座幅	20.2	台座奥	14.8
光背円光径左右	27.0	光背柱長	7.3	光背柱幅	1.6
光背柱厚	1.0				

形状

円頂。彫眼。三道。やや左を向く。

覆肩衣、袈裟(端を左胸で紐で吊る)をつける。左手屈臂して膝上で宝珠をとる。右手屈臂して前に出し、持物(錫杖)をとる。裙をつけ、台上に趺坐する。

円光背。樞座。

品質・構造

一木丸彫り(台座含む)。彩色。彫眼。

右手先のみ別材差し込み。

保存状態

全体的に彩色層の剥離、剥落が生じ、汚損がある。右目に欠損。右第二～四指先欠損。錫杖欠失。

円光背の飾り(宝珠か)欠失。光背が像に対して大きく、他像の転用か。

所見

江戸時代。本尊に頭の形や両脚部が似る。模像か。



天



地



正面



背面



左侧面



右侧面

8 本堂 木造毘沙門天立像

安置場所：本堂左回廊 左側

法量(cm)

像高(兜上 - 左足)	38.6	頂一額	8.2	面長	5.5
面幅	4.2	肘張(左肘水平)	15.4	裙裾張	18.3
面奥	6.5	胸厚(右)	7.5	腹奥	7.8
台座高	14.5	台座幅	30.3	台座奥	21.4
邪鬼高		邪鬼長		邪鬼幅	
(頭 - 地付)	10.5	(左前腰 - 左後肢)	24.0	(左後膝奥)	12.6

形狀

神将像立像。兜をかぶる。頂は花座。正面に金属製の三剣形花飾り。忿怒相。玉眼嵌入。閉口。筒袖衣。鱗袖付き大袖衣をつけ、着甲。

左手屈臂して前に出し、肩前で宝塔を持つ。右手屈臂して上にあげ、指をまるめて持物をとる。天衣をつける。裙をつける。左足を軸足にして邪氣の背を踏み、右膝を曲げて邪氣の頭を踏む。

邪鬼は腹ばいになり、顔を上げる。

円光背(宝輪の軸、火炎付き)。岩座、樞座。

品質・構造

一木造。彩色。玉眼。

頭部は頂部花座の前方と後方の線で矧ぎ付ける。三材製で内刳を施し、玉眼を嵌入し、体部に差首とする。

体部は一材製。内刳なし。左肩以下腰の外側を通る線で別材矧ぎ付け。右上膊部半ば以下別材矧ぎ付け。左前膊半ば以下宝塔を含んで一材矧ぎ付け。右前膊半ば以下一材矧ぎ付け。天衣両垂下部各別材矧ぎ付け。左足首以下別材矧ぎ付け。左足納別材製。右足首以下別材矧ぎ付け(現状、竹釘を雇い柄のように入れているが、当初からの細工かは不明)。邪鬼も一材製。

現状、前面に黒色の塗膜(後補)。

保存状態

右肘先材、後補。左手先(宝塔台座正面含む)欠失。毘沙門天および邪鬼の黒色彩色、後補。持物(戟)欠失。

光背金箔が剥落し、灰色下地層が露出する。

所見

江戸時代後期。厨子入り。厨子が像より高いため、他像の厨子を転用する。



天



地



正面



背面



左侧



右侧

7 本堂 木造弁財天立像

安置場所：本堂左回廊 右側

法量(cm)

像高	46.2	髪際高	39.0	一顎	12.5
面長	5.1	面幅	4.6	髪張	6.5
肘張(真手)	5.4	裾張	11.8	面奥	6.4
胸厚(中央)	8.2	腹奥	8.5	脇先開(外)	8.9
光背高	50.1	円光径(左右最大・含宝珠現状)			20.8
台座全体高	14.8	茄葉座幅	17.6	岩座幅	19.5
框座幅	24.3	框座奥	15.2		

形 状

女神立像。頂に双髻を結う。女神面をのせる。髪部は三段とする。地髪部疎彫り。髪は両耳および後頭部をおおって垂らす。彫眼。閉口。正面を向く。内衣および鱗袖付き長袖衣をつける。腰紐を結ぶ。天衣をつける。

八臂像。真手は左手屈臂して前に出し、宝珠をのせる。右手屈臂して前に出し、剣を握る。脇手は、左第一手屈臂して上げ、宝棒を握る。左第二手欠失。左第三手斜め下方に伸ばし、五指をまるめる(持物欠失)。右第一手屈臂して上げ、五指をまるめる(持物欠失)。右第二手横に伸ばして五指をまるめる(持物欠失)。右第三手下方に伸ばし、矢箭2本を握る。裙をつけ、脇をはき、やや足を開いて立つ。

宝珠つき円光背。茄葉座、岩座、框座。

品質・構造

寄木造。彩色。彫眼。

頭体を通して、前後二材矧ぎ付け。内削。彫眼。

両上膊部後方各別材矧ぎ付け。それに左右の各脇手をそれぞれ矧ぎ付ける。左袖口別材矧ぎ付け。左手首先、宝珠を含んで一材矧ぎ付け。左袖口下方部別材矧ぎ付け。右袖部別材矧ぎ付け。右手首先別材矧ぎ付け。頂面別材製。天衣左右垂下部別材製。両脇先別材製。

保存状態

左第二手欠失。右第二手脱落。左足先脱落(今回再接着した)。左長袂衣欠損あり。左袖口部材再接着(接着剤が露出する)。頂上面および体部の黒色の彩色層が剥落し、灰色下地層が露出する。左右天衣は洋釘で上下二箇所に固定される。洋釘に錆が生じる。

円光背左側宝珠は左向きに再接着される。光背左上の彩色層が剥落し、木地が露出する。

所 見

江戸時代後期。厨子入り。厨子が像より高いため、他像の厨子を転用する。



天



地



正面



背面



左侧面



右侧面

6 本堂 木造武山俊藝椅像

安置場所：開山堂 中央

法量 (cm)

像高	85.5	坐高	58.5	頂—顎	18.9
面幅	10.4	耳張	15.1	肘張	40.5
袖張	49.8	面奥	16.6	胸厚（中央）	20.4
腹奥	21.5	坐奥	37.6		
台座（現状）高	37.8	台座幅	63.4	台座奥	23.8
沓台高	10.0	沓台幅	32.3	沓台奥	18.8

形 状

僧形坐像。円頂。水波相。玉眼。耳朶不貫。鼻孔をうがつ。閉口。のどぼとけ。内衣（三重）。法衣、袈裟をつける。

左手屈臂して膝上に伸ばし、掌を上に向け五指を伸ばす（払子の先をのせるか）。右手屈臂して腹前で掌を上に向け、五指をまるめて持物（払子の柄か）をとる。椅坐する。沓を履く。

現状、木製の椅子に坐す。

品質・構造

一木造。彩色。玉眼。

頭部は一材製。耳前を通る線で割矧ぎ。内刳を施す。玉眼を嵌入する。玉眼の押えは、紙と押え木を左右上下の四本の竹釘で固定する。差し首とする。

体部は一材製。内刳。胸上部内側に差し首を支える棚を作る。両肩以下側面材（地付まで）各矧ぎ付け。各内刳、背板（左右二材）をあてる。両脚部は右袖口を含んで一材製。左袖部別材矧ぎ付け。両膝以下垂下部地付まで一材矧ぎ付け。同垂下部両端部各別材矧ぎ付け。両脇先各別材矧ぎ付け。両手先各別材差し込み。

両手先、右足先後補。内衣の白色、法衣の黒色は後補。

保存状態

右前腕の薄材欠失。曲線欠失。持物（払子）欠失。膝前矧目および裙裾矧目の彩色層が剥離、剥落する。全体邸に汚れが積もる。

所 見

慈雲寺開山の武山俊藝和尚の像。当寺開山は江戸時代前期（17世紀前半）である。

構造は頭・体共に一材製であり、重厚な構造となる。また、両膝を高く彫り出して量感を表すことは良質な表現である。また、衣文表現も柔らかさを感じさせる。さらも袈裟の条相部の文様ものびやかである。したがって、本尊は開山期の江戸時代前期の制作としてよいと思われる。



天



地



正面



背面



左侧面



右侧面

5 本堂 木造達磨大師坐像

安置場所：本堂向かって左段

法量(cm)

像高	37.8	頂—額	14.5	面幅	8.9
耳張（袈裟上）	12.5	肘張	30.4	膝張	32.7
膝下垂下部（膝上 - 裙下）	24.7	面奥	12.6	胸厚（中央）	11.4
腹厚（衣上）	13.4	坐奥	23.7		
曲禄高	77.3	曲禄幅	59.8	曲禄奥	36.4
沓 - 踏台高	17.5	沓 - 踏台幅	24.4	沓 - 踏台奥	14.7
敷物座高	7.6	敷物座幅	40.3	敷物座奥	18.8

形狀

通形の達磨大師像。内衣を腹前に表す。内衣は紐二条で締める。袈裟をつける。袈裟は頭部を覆う。

額に水波相。玉眼。正面を向き、閉口。二道。内衣を袈裟にくるみ、脚上に置く。裙をつけ、曲禄に結跏趺坐する。踏み台の上に沓をおく。

品質・構造

表面の塗膜が堅固なため構造は不明であるが、頭体幹部は二材矧ぎ付けか。内刳。面相部別材矧ぎ付け。玉眼。

左右両肩以下各別材矧ぎ付け。両脚部別材矧ぎ付け。底板を貼る。袈裟正面垂下部三材矧ぎ付け。

保存状態

膝前材矧目の彩色層に亀裂が入る。

所見

江戸時代後期。



天



地



正面（右手なし）



正面



背面



左侧面



右侧面

4 本堂 木造大権修理菩薩倚像

安置場所：本堂向かって右段

法量(cm)

像高	42.3	冠際高	33.0	頂一額（ひげ含まず） 19.8
面長	10.0	面幅	8.4	耳張 11.5
肘張（左肘水平）	35.0	膝張（左袖・右裾）	37.4	膝下垂下部（膝上・沓下）右 24.0
面奥	11.5	胸厚（中央）	13.6	腹厚 13.6
膝奥	23.0			
曲禄高	77.1	曲禄幅	59.9	曲禄奥 36.4
踏台高	12.3	踏台幅	24.4	踏台奥 14.8

形狀

冠。笄。口ひげ。顎ひげ。玉眼。開口（歯列上方）。袍。内衣。裙。腰帶。

左手屈臂して膝上にあげ、五指をまるめ、持物（杓）を握る。右手屈臂して五指を伸ばして、額にあげる。沓を履いて曲禄に椅坐する。

品質・構造

寄木造。彩色。玉眼。

頭部一材製。内刳なし。面相部別材矧ぎ付けか。玉眼嵌入。

体部は前後二材矧ぎ付け。両肩以下各別材矧ぎ付け。内刳。前面材の左右に上部から左は 3.5 mm、右は 3.8 mm 下に小穴あり。両脚部別材矧ぎ付け。左前脚別材矧ぎ付け。左手先別材差し込み。右手は肘、手首で各別材矧ぎ付け。両沓半ば先別材矧ぎ付け。

保存状態

右前脚後補。膝前材は再接着され、矧目周辺の彩色層が剥落する。左かかと欠失。

所見

江戸時代後期。



天



地



正面



背面



左侧面



右侧面

3 本堂 木造薬師如来坐像

安置場所：須弥壇右　右脇侍

法量(cm)

像高	49.0	髪際高	43.0	頂一顎	16.7
面長	10.0	面幅	8.9	面奥	11.7
耳張	11.4	肘張	30.5	膝張	40.1
胸厚(中央)	13.0	腹奥	15.4	坐奥	26.7
裙先出	5.4	膝高(左)	7.8	膝高(右)	7.5

形狀

如來形坐像。螺髮(右旋に表す)。肉髻朱(円筒形嵌入)。白毫嵌入。玉眼。耳朶貫通。二道彫出。下着を腹前に表す(細二条を見せる)。覆肩衣、衲衣をつける(衲衣は端を右肩にかける)。左手屈臂。膝上で掌を仰ぎ、持物(薬壺)をとる。右手屈臂して、前に伸ばし、掌を前に向けて、第1、4指を捻する。裙をつける。右足を上にして結跏趺坐する。舟形光背。14段の台座。

品質・構造

現状塗膜および底板貼りのため、構造の詳細は不明であるが、頭部は一材。面相部別材矧ぎ付け。内刳。玉眼嵌入。差首。

体部は前後二材製。内刳。両肩以下各別材矧ぎ付け。両脚部は左前膝部を含んで別材矧ぎ付け(地付から深く矧り上げる)。右前膝部別材矧ぎ付け。右手先別材矧ぎ付け。左手先は持物を含んで一材矧ぎ付け。裙先別材矧ぎ付け。両大腿部奥各三角材矧ぎ付け。体部底面布貼り。

肉身金泥彩。髪は群青。衣は漆箔。体部背面は茶色彩色。肉髻朱、水晶(底面に赤彩)。白毫、水晶(底面に白彩)。

保存状態

面相部矧目、膝前材矧目、左大腿部外側薄材を再接着しており、接着面に隙間が生じて接着剤がみえる。

差首の差し込み部分の彩色に剥離が生じる。右臂背面がL字型にへこむ。

左眉上および面相部矧目の彩色層が剥離し、下地層を露出する。肉身部金泥が変色し茶褐色になる。

所見

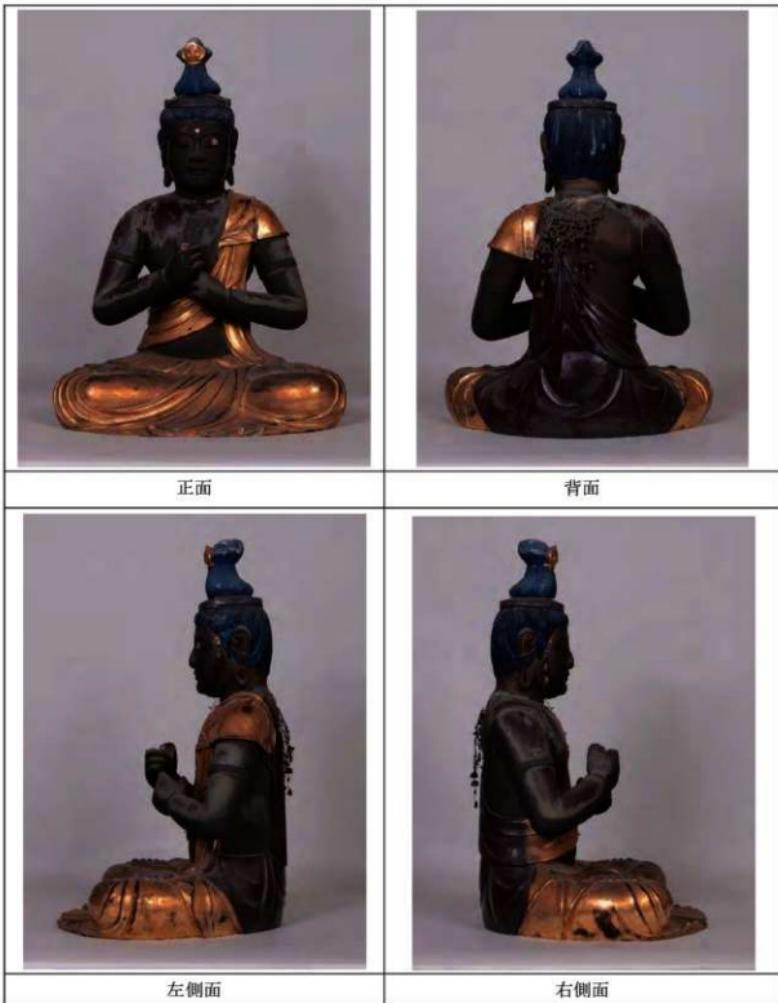
江戸時代後期。



天



地



正面

背面

左侧面

右侧面

2 本堂 木造大日如来坐像

安置場所：須弥壇 左脇侍

法量 (cm)

像高	55.0	髪際高	43.0	頂—顎	22.3
面長	10.3	面幅	8.5	面奥	11.6
耳張	11.8	肘張	30.3	膝張	39.4
胸厚(中央)	12.2	腹奥	13.6	坐奥	27.4
裙先出	5.6				

形 状

金剛界大日如来坐像。高髻（髻上部正面に花形飾り）。天冠台影出（帶一条）。髪際毛筋彫り。白毫嵌入（水晶）。玉眼嵌入。条帛、裙。智拳印（現状、右手第1、2指欠失）。右足上にして結跏趺坐する。

舟形光背。14段の蓮華座。

品質・構造

薬師如来像と一具。構造も同じか。

頭部一材製、内刳、面相別材。玉眼。差首。

体部は前後二材矧ぎ付けか。内刳。左手は肩以下別材矧ぎ付け。右手は肩以下別材矧ぎ付け。両手首別材矧ぎ付け。右手第1、2指別材矧ぎ付け。両脚部一材矧ぎ付け（底面から刳り上げる）。両大腿部三角材矧ぎ付け。裙先別材矧ぎ付け。

保存状態

面相部矧目、差首、両肩矧目を再接着し、矧目に接着剤がみえる。胸飾の紐が面相部矧目に挟まれて接着されているため、胸飾が背面を向く。右手第1、2指欠失。左瞼上の彩色層が剥離し、木地が露出する。肉身部金泥が変色し茶褐色になる。肩上、前膊部の汚れをぬぐったような跡が残る。

所 見

薬師如来像と一具像。江戸時代後期。



底部赤外線写真



天



地



【*】
文明十四年（一四八二）
称か

聖道【*】
（地藏種字）南無地藏大菩薩
奉造立八幡宮内石崎坊口
文明十四年壬寅五月十日



全体写真

像底銘文



正面



背面



左侧面



右侧面

1 本堂 本尊木造地蔵菩薩坐像

安置場所：須弥壇 中央

法量(cm)

像高	25.8	頂一顎	8.2	面幅	5.3
耳張	6.7	肘張	16.0	膝張	19.8
面奥	6.4	胸厚(中央)	6.6	腹厚	8.3
坐奥	12.5	膝高(左)	3.8	膝高(右)	3.8
台座高	31.8	台座幅	42.0	台座奥	29.0
光背高	43.8	光背幅	31.8	光背先端出	12.4
光背衲高	2.7	光背衲幅	2.8	光背衲厚	1.3
光背銅鏡径	6.5				

形狀

僧形坐像。円頂(頂は平ら)。彫眼。耳朶不貫。白毫相。三道彫出。鼻孔をうがつ。覆肩衣。衲衣をつける。左手屈臂して前に出し、五指をまるめて持物(宝珠)を載せる。右手屈臂して前に出し、五指をまるめて持物(錫杖)をとる。趺坐する。

光背。頭光部に銅鏡を嵌める。10段の蓮華座。

品質・構造

一木丸彫り。内刳なし。彫眼。漆箔金泥(現状の表面仕上げは後補)。右手先別材差し込み(後補)。木芯を両脚部中程に含む。白毫後補。

保存状態

頭頂部から面相にかけて彩色層が剥落し、灰色の下地層が露出する。胸、右肩、地付部分の彩色層が大きく剥落、剥離する。

台座は再接着される。三段目の飾り付きの受座は正面がずれて接着される。

銘文

底面に墨書銘あり。赤外線で確認した。写真欄参照。

所見

像底銘により、文明14年(1482)の作。八幡宮の石崎坊何某によって造立された。

6 仏像調査

以下の 13 体の仏像を調査した。詳細は次ページの各像調査結果へ。

番号	名称	安置場所	制作年代
1	木造地蔵菩薩坐像	本堂須弥壇中央	文明 14 年 (1482)
2	木造大日如來坐像	本堂須弥壇左	江戸時代後期
3	木造薬師如來坐像	本堂須弥壇右	江戸時代後期
4	木造大權修理菩薩倚像	本堂向かって右段	江戸時代後期
5	木造達磨大師坐像	本堂向かって左段	江戸時代後期
6	木造武山俊藝倚像	開山堂中央	17 世紀前半
7	木造弁財天立像	本堂左回廊右側	江戸時代後期
8	木造毘沙門天立像	本堂左回廊左側	江戸時代後期
9	木造地蔵菩薩坐像	本堂左回廊中央	江戸時代
10	木造伝聖徳太子立像	祝賀閣 (旧位牌堂)	江戸時代末期以降
11	木造釈迦如來坐像	本堂向かって左の間中尊	近現代か
12	木造文殊菩薩騎馬像	本堂向かって左の間左	近現代か
13	木造普賢菩薩騎象像	本堂向かって左の間右	近現代か

附章 1 仏像調査

1. 調査地

祝陽山慈雲寺（曹洞宗）

住所：宮城県多賀城市南宮町 12

2. 調査日

令和元年 11 月 2 日、3 日

3. 調査者

東北芸術工科大学 教授 長坂一郎

白鷹町教育委員会 石井紀子

東北芸術工科大学 修士 濑川和磨

4. 慈雲寺概要

慈雲寺は、南宮の領主であった成田氏の菩提寺として伊達郡成田村（福島県桑折町）から移転したと伝わり、正保 2 年（1645）に武山俊藝によって開かれた。武山俊藝は仙台城下の龍川院（現在の龍泉院）の住職であった。本尊は文明 14 年（1482）の木造地蔵菩薩坐像。

多くの客仏を安置し、四代仙台藩主伊達綱村が開基となった大年寺の山号額（綱村揮毫）や、木造悲母観音立像などが明治時代の初めに当寺に移された。また、明治 10 年から 12 年にかけて二代藩主伊達忠宗の靈廟である感仙殿と善應院が整理されることになり、慈雲寺が感仙殿の廟門を譲り受けた境内に移築した。伊達家歴代藩主廟門では現存する唯一の建築物となっている。

別棟の祝陽閣（旧位牌堂）には、羅漢像（十六羅漢の一部）や欄間彫刻、絵馬など多数の什物を収集・保管する。

5. 調査経緯

上記のように、慈雲寺は多数の仏像を所持している。今回、調査する仏像の決定については、ご住職から仏像の来歴を尋ね、慈雲寺に古くから伝わる本堂の仏像 12 体と、祝陽閣の本尊 1 体（伝聖徳太子立像）の計 13 体を調査することになった。うち本堂向かって左の間に安置された木造釈迦如来坐像、文殊菩薩騎獅像、普賢菩薩騎象像の 3 体は近現代の作とみられるが、ヒアリングの結果として調査を行った。

多賀城市文化財調査報告書一四七集

多賀城市の歴史遺産

南宮村 山王村

令和三年三月発行

編集

多賀城市埋蔵文化財調査センター
〒九八五一〇八七三

宮城県多賀城市中央二丁目二七番一号

発行

多賀城市教育委員会
〒九八五一八五三一

宮城県多賀城市中央二丁目一一番一号

印刷

株式会社ホクトコーコーポレーション
〒九八九一三一二四

宮城県仙台市青葉区上愛子字堀切一番一三号

